

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第12巻 第1号

2009年12月

論文

「民主主義」は適訳か

—「デモクラシー」訳語考序説— -1-野口 忠彦 (1)

松岡洋右と対重慶和平工作浜口 裕子 (31)

株主総会における遡及的報酬決議の有効性

..... 黄 清溪・岩井 勝弘 (47)

枯渇資源と環境が経済成長に与える影響の一考察

—有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて—宮永 輝 (61)

資料

中華人民共和国食品安全法及び食品安全法実施条例長 友昭 (79)

「政治・経済・法律研究」投稿規則 (112)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 (115)

「民主々義」は適訳か

— 「デモクラシー」訳語考序説— - 1 -

Semantic Analysis of Japanese “Minshushugi” Translated from “Democracy” - 1 -

野 口 忠 彦

序

1. 「デモクラシー」の訳語について

i 「民主」の初訳

ii 「民主々義」の初期の訳語（「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」と「民主々義」を含む）（以上本号）

iii 「デモクラシー」についてのさまざまな訳語

2. 「民主々義」は適訳か

i 「民主々義」以外の政治形態の訳語との意味的非整合性

ii 「民主々義」の語源の意味の非明示性

iii 「民主々義」の意味的非適切性

結語

序

「デモクラシー」「democracy」については、そのまま「デモクラシー」と表現されることもある¹が、本稿1のiiiでみるように、色々な人によって、色々な訳語が当てられてきた。それらの訳語の中で、「民主々義」という訳語は、敗戦によるG.H.Q.の占領統治以来、小学校から高等学校までの教科書において定訳として教えられてきたし、今なおそうである。（多分、そのことが主因となって、今まで最も周知されてきたし、現在、程度の違いがあるにせよ、なおそうであるとみられる。）このことは、この訳語が適切であれば問題がないのであるが、必ずしもそうとはいえないようである。「デモクラシー」を「民主々義」と訳すこと、あるいは「民主々義」という訳語について、私にはいつの頃からか適切とはいえないのではないのかという疑問があった。そこで、本稿はこの訳語がなぜ適切でないのかを明らかにしようとするものである。併せて、「デモクラシー」について、もし適切な訳語を選ぶとすれば、それはどんな基準によるべきかについても示唆したいし、可能であればせめてその候補語彙群についても挙げてみたい。

以下に論証するように、「民主々義」という訳語の非適切性は、i 「民主々義」以外の政治形態の訳語との意味的非整合性、ii 「民主々義」の語源の意味の非明示性、およびiii 「民主々義」

の意味的非適切性、の3点において明らかである。しかし「デモクラシー」の訳語には、「民主々義」以外でどのようなものがあるのか、「民主々義」を含めてそれらは、誰によって、いつ頃、どのように発表されたのかなどについては、「民主々義」が適訳であるのかについての考察にとっても参考になるばかりではなく、適切な訳語を選定するための基準の示唆とその候補語彙群の選定にも必要とされるので、1、「デモクラシー」の訳語について、まず先に見ることにした。それは結果として、i「民主」の初訳、ii「民主々義」の初期の訳語（「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」と「民主々義」を含む）、およびiii「デモクラシー」についてのさまざまな訳語、ということになった。

なお、引用に当たり、「ひらがな」や「カタカナ」は原則としてそのままにしたが、漢字については、旧字は新字に変えたものが多いことをお断りしておく。年を表す数字については、：の後につけられた（西暦でない場合は、年号付きの）数字は、たとえ、引用文中のものでも、全て、野口によるものであることもお断りしておく。それに、引用した訳文については、必ずしも訳書通りでないものもあることもお断りしておく。

また、本稿執筆に当たり、参考にしたり、引用したりした書籍の著者、蔵書借用の便宜を図って頂いた所蔵館、それらの検索や借用の労を御願ひした本学文京図書館、特に貸し出し係やレファレンス係の方々、そして、平成21年度研究助成を受けた拓殖大学政治経済研究所など、お世話になったことを記して感謝する。

注

1 例えば次のような例がある。まず、文章の中で使われたものには次のような例がある。

デモクラシー
「民主政治」

= 福地源一郎（櫻痴は号）、「漸進主義を執りたる事」、『新聞紙実歴』、『懐往事談^付新聞紙実歴』、[民友社、明治27年：1894年]、『明治文化全集』4、[新聞編]、日本評論社、昭和3年：1928年、8頁。ただし、『新聞紙実歴』は、『明治文化全集』11、[福地櫻痴集]、筑摩書房、昭和41年：1966年。；『幕末維新叢書』8、[懐往事談・新聞紙実歴・幕末政治家 福地源一郎]、人物往来社、昭和43年：1968年。にも所収。なお、この語彙は、「（既に明治4年：1971年米国の旅館にて伊藤伯と論じ）」たという、櫻痴の主張の中にある。

デモクラシー
「人民ニ政權」

= 中澤臨川、「自然主義汎論」、『早稲田文学』、明治43年：1910年9月]、『明治文学全集』50、[金子筑水、田中王道、片山孤村、中澤臨川、魚住折蘆集]、筑摩書房、昭和49年：1974年、251頁。

デモクラシー
「貧富智愚の間」

= 矢野龍溪、『経国美談』前編、[明治16年：1883年3月]、『明治文化全集』15、[矢野龍溪集]、昭和45年：1970年、11頁。

デモクラティック
「平民的思想」

= 陸羯南、「近時政論考」、『近時政論考』、[日本新聞社、明治24年：1891年]、『明治文化全集』37、[政教社文学集]、昭和55年：1980年、158頁。

= 幸徳秋水、「小引」、『平民主義』、[隆文館、明治40年：1907年]、小田切進、「解題」に引用されている。『明治文化全集』84、[明治社会主義文学集（二）]、筑摩書房、昭和40年：1965年、420頁。

- デモクラシー
「民主主義」
モデクラシー (ママ)
「民本主義」
- デモクラシー
「民本主義」
- 「デモクラシー (共和国)」
- 「デモクレシイ」
- 「デモクラシイ」
- 「デモクラシー」
- 「デモクラシイ」
- “Demokratie”
- 「デモクラチスム」
- 「デモクラート」
- 「デモクラット」
- = 中澤臨川, 「自然主義汎論」, 244頁。
- = 茅原崙山, 『欧州戦争と思想問題』, 三友堂書店, 大正3年:1914年, 122頁。
- = 吉野作造, 「欧米に於ける憲法の発達及現状」, 『国民講壇』創刊号:1巻1号, 大正4年:1915年6月15日, 5頁。
- = 北村透谷, 「桂川 (吊歌) を評して情死に及ぶ」, 『評論』第8号, 明治26年:1893年, 『明治文化全集』29, [北村透谷集], 昭和51年:1976年, 152頁。
- = 堀達之助編, 『A POCKET DICTIONARY OF THE AND ENGLISH JAPANESE LANGUAGE. 英和对訳袖珍辞書 PRINTED AT YEDO, 1862. 文久二年江戸開版』 [徳川幕府洋書調書, 文久二年:1862年], 複製版発行者:秋山欽三, 平分社, 昭和48年:1973年, また, “democratical” の訳語として, 「デモクレシイノ」とある。(頁数不記載)
- = 中村正直, 「米国教法ノ勢力有アル事」, 明治19年:1886年6月12日の講演「杞憂ヲ誤ル勿レ」, 『東京学士会院雑誌』, 第八編第五冊, 明治19年:1886年10月30日。
- = 須崎黙堂, 「政体観」, 『大阪朝日新聞』第5959号, 明治31年:1898年8月28日, 『明治文化全集』91, [明治新聞人文学集], 昭和54年:1979年, 341頁。
- = 鳥谷部春汀, 「人物月旦・大隈伯と故陸奥伯」, 『太陽』, 明治40年:1907年10月, 『明治文化全集』92, [明治人物論集], 昭和45年:1970年, 38頁。
- = 内田魯庵, 「近時の小説に就て」〈談話〉, 『太陽』, 明治40年:1907年11月; 『イカモノ』, 明治42年:1909年5月, 『明治文学全集』24, [内田魯庵集], 昭和53年:1978年, 246頁。
- = 内田魯庵, 「小説と脚本を通じて観たる現代社会」, 『太陽』, 明治44年:1911年1月; 『沈黙の饒舌』, 大正3年:1914年5月, 『明治文学全集』24, [内田魯庵集], 昭和53年:1978年, 258頁。
- = 後藤新平, 『政治の倫理化』, 大日本雄弁会, 大正15年:1926年, 15頁。
- = 小山東助, 「時勢の変を眺めつゝ」, [大正3年:1914年4月13日大隈伯大命を拜したたる其夜], 鼎浦会編, 『鼎浦全集』第1巻, 鼎浦会事務所, 大正14年:1925年, 435頁, 436頁。
- = 森鷗外, 「大正九年か十年頃の鷗外」が徐ろに語ったという言葉の中にある。辰野隆, 『忘れ得ぬ人々』, 角川書店, 昭和25年, 58頁。
- = 森鷗外, 「仮名遣意見」, [臨時仮名遣い遣調査委員会第四回の席上での講演の筆記, 明治41年:1908年6月26日], 『明治文化全集』27, [森鷗外集], 昭和40年, 391頁。
- = 森鷗外, 「鼎軒先生」, 『東京経済雑誌』, 明治44年:1911年4月, 『明治文化全集』27, [森鷗外集], 昭和40年:1965年, 405頁。
- = 加藤弘之, 『人権新説』増訂三版, [丸善書店, 明治15年:1882年], 『明治文化全集』3, [明治啓蒙思想集], 昭和45年:1970年, 181頁。
- = 福地櫻痴, 「幕府衰亡論」, 『国民之友』, 明治25年:1892年, 『明治文化全集』11, [福地櫻痴集], 昭和41年:1966年, 451頁。

さらには、次のような例もある。

- 「デモ小説家」 = 内田魯庵, 「山田美妙大人の小説 (其二)」, 『『女学雑誌』 135号, 明治21年:1888年11月3日], 『明治文化全集』 24, [内田魯庵集], 昭和53年, 132頁。
- 「デモ音楽士」 = 内田魯庵, 「山田美妙大人の小説 (其二)」, 『『女学雑誌』 134号, 明治21年:1888年11月3日], 『明治文化全集』 24, [内田魯庵集], 昭和53年:1978年, 133頁。
- 「デモクラシク派」 = 陸羯南, 「近時政論考」, 『『近時政論考』, 日本新聞社, 明治24年:1891年], 『明治文化全集』 37, [政教社文学集], 昭和55年:1980年, 158頁。
- 「デモクラシク論派」 = 陸羯南, 「近時政論考」, 158頁。

次に、論文のタイトルの中で使われている例を掲げる。

- 「デモクラシーを使ひ分けたる吉野博士」,
茅原華山, 『『洪水以後』, 大正5年:1916年2月1日], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 上下, 上巻, 新泉社, 1971年:昭和46年, 320頁。
- 「デモクラシーの心理」,
木村久一, 『『新公論』, 大正6年:1917年5月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 上巻, 43頁。
- 「デモクラシーの政治哲学的意義」,
大山郁夫, 『『大学評論』, 大正6年:1917年7月号, 10月号, 11月号; 『大山郁夫全集』 第4巻収録], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 41頁。
- 「組上のデモクラシー (室伏高信の民本主義を評す)」
山川均, 『『新日本』, 大正7年:1918年5月号。筆名・無名氏, 『第三階級のデモクラシーと第四階級のデモクラシー』, 『社会主義の立場から』 収録], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 197頁。
- 「デモクラシーの純化」,
山川均, 『『新日本』, 大正7年:1918年8月号。筆名・無名氏, 『社会主義の立場から』 収録; 『山川均著作集』 2収録], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 237頁。
- 「デモクラシーと我国」,
米田庄太郎, 『大阪朝日新聞』, [大正8年:1919年2月23日~26日; 米田庄太郎, 『現代知識階級運動と成金とデモクラシー』 収録], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 125頁。
- 「デモクラシーの真相 (山川均氏の『社会主義の立場から』を読んで)」,
今中次磨, 『新人』, [大正8年:1919年9月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 284頁。
- 「デモクラシーと経済財政政策」,
堀江婦一, 『太陽』, [大正8年:1919年3月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 351頁。
- 「デモクラシーと教育」,
谷本富, 『『民本主義』, 大正8年:1919年3月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』 下巻, 358頁。
- 「デモクラシーの新理想」,
室伏高信, 『『批評』, 大正8年:1919年4月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモク

ラシー論争史』下巻, 370頁。

「デモクラシーに関する吾人の見解」,

吉野作造, 『黎明講演集』第2集, 大正8年:1919年4月号, 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』下巻, 384頁。

「デモクラシーの経済的基礎」,

山川均, 『改造』, 大正8年:1919年5月号, 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』下巻, 412頁。

「デモクラシー批判」,

深作安文, 『哲学雑誌』, [大正8年:1919年6月号], 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』下巻, 426頁。

「虚偽のデモクラシーより真正のデモクラシーへ」,

福田徳三, 『黎明講演集』第5集, 大正8年:1919年7月号, 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』下巻, 460頁。

「産業組織の改造と政治的デモクラシーの能力」,

今中次麿, 『新人』, 大正8年:1919年12月号, 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』下巻, 492頁。

「基督教とデモクラシー」,

海老名弾正, 『新人』, 大正9年:1920年6月号, 太田雅夫編集・解説, 『資料 大正デモクラシー論争史』下巻, 503頁。

また、著書の中の章あるいは節の見出しの中で使われている例を掲げる。

「第五篇 サートル・レザルタス 泰西社会の新紀元デモクラシーの警鐘及曉鐘」

高橋五郎訳注, 『カアライル論文選集』, 阿蘭陀書房, 大正6年:1917年。

<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).

「デモクラシー」

著者名記載無し, 『社会及団体研究録』第1回第1号, 巢園学舎 社会学研究所, 大正8年:1919年。

「第一 信仰 デモクラシー」

井上雅二, 『森村翁熱海一夕話』, 大倉書店, 大正8年:1919年。

<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).

「附=教育改造論 二、デモクラシーは教育改造の聲也」

クロスバイ著, 西山哲治訳, 『教育家としてのトルストイ伯』, 天佑社, 大正9年:1920年。

<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).

「第参章 デモクラシーと国運の振起」

「第四章 デモクラシーとは何ぞ 上」

「第五章 デモクラシーとは何ぞ 下」

谷本富, 『現代思潮と教育の改造』, 同文館, 大正10年:1921年。

<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).

「附=一 十字街頭のデモクラシー」

谷本富, 『文化運動と教育の傾響』, 同文館, 大正10年:1921年。

<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).

「日本主義 九 自由解放とデモクラシー」

岩野泡鳴, 『泡鳴全集』全五冊, [第四冊], 第十卷, 大正11年:1922年。

<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).

「第四章 デモクラシーと国防」

- 佐藤鋼次郎, 『軍隊と社会問題』, 成武堂, 大正11年:1922年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔第二編 国体国民性 五 デモクラシーと日本国民性〕
三浦周行, 『現代史観』, 古今書院, 大正11年:1922年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔附 デモクラシーと知能の段階〕
青木誠四郎, 『低能児及劣等児の心理と其教育』, 中文館書店, 大正11年:1922年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔一 ダルトン氏教育の基調 デモクラシーの要素〕
吉田惟孝, 『啓蒙の語ダルトン式教育の研究』, 厚生閣, 大正11年:1922年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔第一章 ダルトン式学習の原理私見
二 学校生活の基調としてのデモクラシーの意義
三 デモクラシーの精神に基ける学習〕
吉田惟孝, 『指導案例に重を置いたダルトン式学習の実際研究』 厚生閣, 大正12年:1923年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔第二章ダルトン式学習の理論私見
二 デモクラシーと自我の実現
三 学校生活の基調としてのデモクラシーの意義〕
吉田惟孝, 『ダルトン式学習実施経験』, 厚生閣, 大正13年:1924年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔第二章 近世社会生活とデモクラシー
第一節 デモクラシーの意義
第二節 デモクラシーの発見〕
真田幸憲, 『新時代の教育』, 大正13年:1924年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 〔五 デモクラシーと成人教育〕
石田新太郎, 『成人教育施設案内』, 大正14年:1925年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php>, (accessed 2009/08/04).
- 以上は, 「デモクラシー」という表記だけを見ても, 「民主々義」という訳語が明治30年代はおろか, 大正期に至ってもまだ必ずしも定着しているとはいえないことをも示している (後述参照)。

また, 著書あるいは訳書のタイトルの中で使われた次のような例もある。

『デモクラシー』,

高橋清吾, 世界改造叢書, 早稲田大学出版部, 大正8年:1919年。

『デモクラシーの受難者——トーマスペインの生涯と思想——政治家評伝集』,

戸沢哲彦, 政治教育協会, 昭和23年:1948年。

『デモクラシーの本質と価値』,

ハンス・ケルゼン, Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, zweite Auflage (Tubingen : J.C.B.Mohr, 1929 : 昭和4年), 西島芳二訳, 岩波書店。1948年:昭和23年。

『アメリカにおけるデモクラシー』,

トクヴィル, Alexis de Toqueville, *De la Démocratie en Amérique*, 1888. 井伊弦太郎訳, 講談社, [1972年:昭和47年], 1987年:昭和62年。

『アメリカにおけるデモクラシー』,

トクヴィル, *De La Démocratie en Amérique* : (Euvers, *Papiers et, Correspondances d' Alexis de*

Tocqueville, 2 vols, Tome 2. (Gallimard, 1961). 岩永健吉郎, 松本礼二訳, 研究社, 昭和47年:1972年。

『デモクラシーとは何か』,

R.A.ダール, Robert A. Dahl, *On Democracy* (New Haven: Yale University Press, 1998). 中村孝文訳, 岩波書店, 2001年:平成13年。

『デモクラシー』,

バーナード・クリック, Bernard Crick, *Democracy: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press, 2002). 添谷育志, 金田耕一訳, 岩波書店, 2004年:平成16年。

『デモクラシーの現代化』,

吉村正, 東海大学出版会, 1972年:昭和47年。

いうまでもなく、鷗外の“Demokratie”はドイツ語であるし、ケルゼンのものはドイツ語からの、トクヴィルのものはフランス語からの翻訳である。本稿は「デモクラシー」からも分かるように英語からの翻訳を中心にしているが、それら以外の言語、あるいはそれからの訳語も参考にする。

1, 「デモクラシー」の訳語について¹

i 「民主」の初訳

「デモクラシー」という英語に、「民主主義」という訳語が初めは、(必ずしも日本においてとは限らず、)いつ、誰によって、どのような状況で、造り出されたのかについても、興味があるが、私には今のところ確定的な解はない。ただし、今分かっている限りでは、「民主」については、西周の『百学連環』におけるものが、わが国においては、最初のものである。これは「永見本」によるもので、1870年:「明治3年西先生述²」とあり、それによれば、次のように記述されている。

Government^{政体}此政体なるものに二つあり。一をMonarchy^{君主の治}とし、一をDemocracy^{民主の治}とす。Monarchyなる語は希臘のμονος^母即ち英のalone^{支配}、αρχη^{支配}英のruleなり。Democracyなる語は希臘のδημος^民英のκρατος^強英の強の字なり。君主の治とは君主自ら総ての政権を掌握して万民を管轄するを言ひ、民主の治とは君主たる者なくして、万民相衆議して政治を行ふを言ふなり。³

これは、江戸時代末期から明治時代にかけての文献を探っているうちに辿り着いたのであるが、『日本国語大辞典』第2版を見ると、西周の『百学連環』(1870-71:明治3年~明治4年)における「此政体なるものに二つあり、一をMonarchy(君主の治)とし一をDemocracy(民主の治)とする」(二・下)として、「民主」の②に「一国の主権が人民にあること。また、その政治や制度。」に続き例文として示されている。続いて、『米欧博覧実記』(1877:明治10年)〈久米邦武〉一・二「故に此国の人皆民主の風に生長し、一視同仁の懐あり」も示されている。続く「語誌」において、次のように記されている。

(1)②のような「デモクラシー」の意味で用いたのは西周が初めてであった。しかし、漢籍での意味(つまり、「君主」:野口注)と正反対の意味での使用にとまどいがあり、これが訳語「民主」の定着を阻んだと思われる。(2)元来、「デモクラシー」と「リパブリック」とは次元の違う概念であるが、明治二〇年代、政治思想としての「デモクラシー」を北村透谷は「共和制」、若松賤子は「共和主義」と訳すなど、概念の混乱が見られ、「民主」が「デモクラシー」の訳語として定着したのは、明治三〇年代に入ってからであると思われる。(3)大正時代になると、「民主主義」は流行語となるが、しかし、当時の日本人には依然としてしっくりこない訳語であったようである。一方で、吉野作造は「民本主義」という語を考案した。⁴

私はこの辞典について、まず初めに、「デモクラシー」の訳語としての「民主」の用例として

『百学連環』や『米欧博覧実記』からの引用を、さらに、「②のような「デモクラシー」の意味で用いたのは西周が初めてであった。」を読み、驚いた。さらに、その後を読んで、落胆した。「漢籍での意味と正反対の意味での使用にとまどいがあり、これが訳語「民主」の定着を阻んだと思われる。」を読んで、「本当かな？」と疑念が涌いた。定着以前に、「漢籍での意味」を知っていた人も限られていたであろうし、それらの中で「デモクラシー」の訳語としての「民主」という語彙を知った人はさらに限られたであろうと思われるが、もしかしたら、「漢籍での意味」を知っていない人にとって、「民主」とはなんだかよく分からないというのが大方の実感であったかもしれない。むしろ、「漢籍での意味」であろうと「デモクラシー」の訳語としての「民主」であろうとどちらの意味にしても、特に、後者については、当時、その言葉に接する人も、その言葉を必要とする人も、非常に限られていたので、その数も相対的に相当少なかったであろう。それに、幕末から明治期にかけて作られた洋学における訳語の多くは、漢籍や経文における語彙を頼みにしているし、意味は別にして、漢籍や経文から借用された訳語は多い。訳語とその語源となった漢籍や経文の原義との違いをいちいち認識出来る人も少なく、「民主々義」に限ったところで、その違いを気につけて「とまどい」を感じていたことが、定着を阻んだ理由とはなりえないと、野口には思われたからである。さらにいえば、わが国で、最初に「デモクラシー」の訳語としての「民主」を用いた人は、「漢籍での意味」を知っていたであろうとさえ思われるし、その上で訳語「民主」の採用は、「漢籍での意味」の存在以上に魅力的であったか、それ以上の価値があったか、その両方であったかに違いないとすれば、訳語「民主」に初めて接した数少ない「漢籍での意味」を知っていた人々の中には、それと同じように考えた人々も少なからずいたであろうとさえ思われた。しかも、定着するためには、ある程度の周知化と比較的頻繁に使用されることも必要であろう。このように思い始めると、(2)についても、由来は別にして、「デモクラシー」と「リパブリック」とは必ずしも概念的には違うものであるとはいえないし（後述参照）、明治30年代に入っても、例えば、それ以後も「デモクラシー」を用いる人も後を絶たないし（「序」の注1も参照されたし。）後述（1のiii）のように「民主」以外の色々な訳語を用いる人達もいるので、「民主」が「デモクラシー」の訳語として定着したとは必ずしもいえないのではないかなどとも思われる。もし定着を阻んだ理由があるとすれば、その理由が取り除かれるか、その理由についての人々の反応が変わるか、あるいは、その両方がなければ、阻みはなくなるであろう。もちろん、それらを超えて定着させる力を持つものの働きがある場合は別である。(3)についても、「流行語」になったのは、ただ「民主々義」だけではなくて、「デモクラシー」や「民主々義」を含む同義語全体で、「民主々義」が「当時の日本人には依然としてしっくりこない訳語であった」のは、もちろん、「漢籍での意味と正反対の意味での使用にとまどいがあるからでもなくて、「民主々義」が「定着」していなかったからに他ならないのではとも思われる。そして、「吉野作造は「民本主義」という語を考案した。」という文には唾然とした。語源はもちろん、「民本主義」という語を使った先人は別にして、その後で、吉野作造は新たに「民

本主義」の内容である概念あるいは主張を考案し発表したということ、さらには、そうすることによって、その言葉の一層の周知化がなされたということが正しいからである⁵。こう考えてくると、「民主」の②「一国の主権が人民にあること。また、その政治や制度。」つまり、「デモクラシー」の訳語としての「民主」の意味さえ、適切でないこと（このことについては、後で詳述）に気がついた。『百学連環』からの引用においても、「民主の治とは君主たる者なくして、万民相衆議して政治を行ふを言ふなり。」というように、「一国の主権が人民にあること。」などとはいわれていない。どだい「主権」概念は多様であり、事実この辞典においても3つの意味が示されている⁶。この3つの意味のうち、「一国の主権が人民にあること。」の「主権」の意味は、「①国家の最高意思および国の政治を最終的に決定する権力。」であると理解できる。ただし、この例の1つとして挙げられている、日本国憲法一条「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」には、「人民」ではなく、「国民」となっている。それも譲って、「一国の主権が人民にあること。」は「デモクラシー」であるといえるかもしれないが、「デモクラシー」は「一国の主権が人民にあること。」といえれば、「一国の主権が人民に」なければ「デモクラシー」とはいえないことになり、不適切といわざるを得ない（後述参照）。この辞典の良い点の一つは、用例や、典拠が豊富に挙げられているところである。「②「一国の主権が人民にあること。」の典拠も挙げて欲しかった。（というのは、同じような意味を載せている辞書や辞典もあるからである。たとえば、『大言海』において、「民主」の（二）に「一国の主権が人民ニアリトスルコト⁷。」とある。）さらにいえば、『米欧博覧実記』からの引用の「此国」というのは米国のことである⁸。そうであれば、米国においては、「主権が人民にある」ことになり、米国においては、「主権が人民にある」といえるのかということについても気になった⁹。米国においては、「主権が人民にある」とはいえないならば、この辞典は自ら過ちを犯していることになる。ということは、（たとえ『米欧博覧実記』の著者は「主権が人民に」ないことを知っていようとなかろうと、）②「一国の主権が人民にあること。」という解釈は間違っていることになるからである。

冒頭で「驚いた。」と書いたことには、相反する2つの理由がある。1つは、「民主」の用例として『百学連環』や『米欧博覧実記』からの引用についてのよく調べていることへの素直な驚きである。それと同時に、もう1つはそういえるのかという強い「疑問」からの驚きである。この決定的ともいえる「疑問」は、「②のような「デモクラシー」の意味で用いたのは西周が初めてであった。」という文についてである。「②のような」、つまり「一国の主権が人民にあること。また、その政治や制度。」の問題については既に述べた通りであるが、問題は「西周が初めてであった。」という点についてである。これは、「わが国においては」とか「日本においては」という言葉をつければ、問題がないのかもしれないが、このままでは問題がある。というのは、ジャン・ジャン（Chia-nig Chang）張嘉寧の『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐって——」によれば、Henry Wheaton, *Element of International Law* の漢訳『万

国公法』(1864年：元治1年刊行)において、既に「民主」という訳語が使われているからであり、しかも、西周が「民主」を用いたことへのその影響も伺えるからである。まず、以下の文を確認する。

英文の“republican [form of government]”は「係民主之³⁹⁾」(第四節)、“democratic charter”は「民主の権⁴⁰⁾」(二十五節)の内容と実行手段についてはともかく、「民主」という用語が漢訳者にとって使われたことが確認できる。¹⁰⁾

注

39 「係民主之」の「民」は名詞で、「主」は動詞である。重野のその訳は、「人民ノ主宰ニ係ル・・・になっている。

40 「民主の権」の「民主」は一個の熟語として使われている。重野訳は「民主タルノ権・・・」となっている。「民主」の語源は少なくとも、『書経』の言う「天惟時求民主。乃大降顯休命于成湯」(訓点省略：筆者)に求められるが、それは、ここで言う“democratic”の意味ではなく「君」の意味である。『字源』正統合編修訂大字本、台湾商務印書館1968年：昭和43年、820頁を参照。師橋漸次、『大漢和辞典』大修館書店、1960年：昭和35年、第6巻の項目ではその第一番目の解釈は「民のかしら。君主。」となっている(839頁)。

ここでは、“republican”についても“democratic”についても共に「民主」という用語が漢訳者によって使われていることが分かる。(後述のように、“republic”も“democracy”も「共和政治」あるいは「共和国」と訳す例もある。また、“republican”についても“democratic”についても共に同義的あるいは相互互換的に使われている問題については、後で検討することにする。

ジャン・ジャン張嘉寧によれば、「中国人の協力を得て¹¹⁾」「マーティン丁韞良訳『万国公法』が北京で上梓された翌年の慶応元年(一八六五)日本でも開成所によって六冊が翻刻され発兌の老蜣皂館から明治二年、四年及び十五年と版を重ねた。」続けて、次のことが明らかにされている。

『日本洋学編年史』によれば、「訓点者は西周助なり。翌二年三月一四日開成所頭取松本良順は之を將軍家茂に献じた(三橋猛雄編『明治前期思想史文献』)。「法窓夜話」で「是れまで、鎖国独棲して居った我が国民は始めて各国の交通にも条規のあることを知ったのであるから、識者は争ふて此書を読むが如き有様であったと『万国公法』の人氣ぶりを語っている(尾佐竹猛『近世日本の国際観念の発達』共立社、一九三二年、三四頁)。¹²⁾

なるほど『日本洋学編年史』には、「慶応三年、二五二五(一八六七)」のところに、「米人惠頓撰、支那宣教師米人丁韞良の漢訳、開成所の訓点。訳者丁韞良ウイリアム・マーチン(William Alexander Parsons Martin)といひ支那に渡来して伝道し、文化事情に尽力するところ多し・・・。」に続き引用された「この訓点者は西周助なり。¹³⁾」があり、その翌年の「慶応二年丙寅、

二五二六（一八六六）」のところに、「三月一四日開成所頭取松本良順は之を將軍家茂に献ず¹⁴」とある。『法窓夜話』の「五二 国際法」にも、引用された文は確かにある¹⁵。（もちろん、尾佐竹猛、『近世日本の国際観念の発達』、共立社、一九三二年、三四頁に、引用された文の記載はある。）しかも、慶応4年（1868年）西周助つまり「西周は師なるオランダ人フィッセルング Simon Visseringの講義を筆写したものを翻訳した『翻譯万国公法』の凡例で、」以下に引用の文を提示した上で、マーティン丁騷良訳『万国公法』の「実用性を高く評価している。」ことが、ジャン・ジャン張嘉寧によって指摘されている。

諸国ニテ公論ヲ判ズルニハ必其書（即ち「ウィトーンのElement of International Law）ニ依頼テ、規矩トモ、準備トモナセルホドニテ、カノ外邦ニ国使トテマイル人モ、マタ是ニ添ヒテ公法ノ学ビニトテ四方ニ遊バル輩ニモ（是をし旅路の篋に貯はへもちて時々参考には）備ヘツルナリ¹⁶

野口が参照したフィッセルングの西による訳書『万国公法』の凡例に、この記述は確かにあるが、ジャン・ジャン張嘉寧による補注「（即ち「ウィトーンのElement of International Law）」は別にして、仮名とカッコの使い方で、違いがある。つまり、野口が参照した『万国公法』において、仮名は総てひらがなであること。また、カッコがつけられていないことである。しかし、それ以外の違いは全くない¹⁷。

このように、ジャン・ジャン張嘉寧がマーティン丁騷良訳『万国公法』の「この訓点者は西周助なり。」を引用し明らかにしていることと「その実用性を高く評価している。」ことは、特に重要で、西周が「民主」を用いたあるいは踏襲したとさえ理解されることへの影響が伺える根拠となる。なお、ここで、ジャン・ジャン張嘉寧の「『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐる——」は、漢訳書のみならず英語の原書にもあたり、恐らく、漢字圏での「デモクラシー」の訳語として「民主」を初めて用いたことを明らかにしただけではなく、筆者のジャン・ジャン張嘉寧自身は、そのことを意識していたかどうかは、はっきりしないが、西周が、マーティン丁騷良訳『万国公法』の影響を受けていることを示し、その訳語「民主」を踏襲したとまでの明言はなく、示唆的であるにとどまるとはいえ、しかるべき評価を受けるに値するものといえる。なお、欲をいえば、何故「民主」という訳語を採用したかの理由あるいは経緯も知りたかったと思うのは、無い物ねだりというものであろうか¹⁸。というのは、訳者マーティン丁騷良は、アメリカ人であり、漢籍の素養については不明であるが、少なくとも、協力者の中国人達にとっては「民主」は後述のように「君主」を意味していたことについては認識していたであろうし、そうであるとすれば、もしかしたらそのことが問題になった可能性もあるからである。そのことが問題になったかどうかを別にしても、なぜ「民主」を採用したかの経緯が分からなければ、せめて推察するより仕方がない。その場合、「デモクラシー」あるいは「リ

パブリック」とは、まるで正反対の「君主」、「君主政治」あるいは「君主制」を意識して、あるいは、それらと対置して「民主」を採用した可能性が考えられる。もしそうであれば、その場合、「民主」には「君主」の意味があることを知っていたか、あるいは問題になったとすれば、かつて持っていた「君主」の意味よりは、「君主」、「君主政治」あるいは「君主制」に対して、すぐれて正反対の意味を持つと理解される「民主」を採用したと考えられる。また、「民主」には「君主」の意味があることを知っていなかったか、あるいは、「民主」には「君主」の意味があることが問題にされなかったとすれば、「君主」を意識あるいはそれと対置して「民主」を採用した可能性はますます高くなる。もちろん、これはあくまで推察であって、「民主」採用の経緯は、もし分かるならば、ぜひ知りたいところである。この経緯が分からなかったことは、本当に惜しいことである。また、惜しいことにはジャン・ジャン張嘉寧の研究が第一巻第二章に限られている¹⁹ことである。そのことはジャン・ジャン張嘉寧の研究評価を下げることに決してならないが、いずれ、その完成が望まれる。

そこで、それ以外の部分についての確認が望まれる。漢訳『万国公法』は4冊、わが国で刊行された官版『万国公法』を用いれば、それは6冊である。ウィートンの*Element of International Law*の初版は1836年²⁰であるがジャン・ジャン張嘉寧は、検討の結果「結局、出版の日付から見て、一八五五年安政2年の第六版（一八五七年：安政4年重刊）が漢訳版に最も近く、また第一巻第二章を対照する限り、段落、見出し、文章配列等の面ではマーティン訳とはほぼ一致する。本書で第六版を底本として使用した所以である。²¹」という。そこで、ジャン・ジャン張嘉寧に従い1855年版（第6版）を底本としたとしても、その本文だけでも622頁あり第一巻第二章を除くとしても570頁程になる²²。しかも、427（頁）が227（頁）と誤植されていたり、同じ数字の頁が2頁にあるものが6か所あったりして、入手が容易な割には取り扱いが面倒である。いずれにしても、その全体に渡る対照が待たれる。

さらにいえば、惜しいことはもう一つある。それは前尾繁三郎の「民主主義という言葉」における、次のような見解である。

我が国では、民主なる語が始めて用いられたのは、私の狭い読書の範囲では、慶応四年：1868年に出版されているが、慶応二年：1866年の自序のある西周助の万国公法である。この本は表題にも畢洒林氏説とある通り、著者が和蘭に留学中ライデン大学教授フィッセリングから口述を受け、今で言う国際法の筆記を訳述したもので、それには、「此王禮方今に在りては諸国其君主として帝もしくは大公を戴く者には皆是を帰し、併に民主の国えも是を帰するを以て常習とす」、「民主国波里薩ホリスサア（塙地利国達馬西中にある一小邑）」などとある。さうして、この語そのものはその凡例に米人の惠頓ホイードンの原書を米国の丁蘆マルチンと清の阿師孟が漢訳した万国公法が既に官版として翻刻され、良書であることを述べていることから、この訳書の用語に由来していることは明らかである。これに次いではいずれも、慶応四年：1868年に出さ

れた、堤殻志士の万国公法訳義と、津田新一郎の泰西国法論にも用いられている。前者は堤殻志士が誰であるかは不明であるが、マルチンの漢訳した万国公法をさらに国語に重訳したもので、漢訳に「民主乃小国」とあるのを、和訳では「民主の国」と訳している。後者は西周助とともにフィッセリングから口述を受けた国法学の筆記を訳したもので、政体を一頭政治と多頭政治に、多頭政治を平民政治と豪族政治に分ち、平民政治に「一名民主の国」と注をつけている。²³

これはジャン・ジャン張嘉寧の研究よりも30年以上も前に、ジャン・ジャン張嘉寧のなしたことと同じこと、あるいはそれを以上のことと評価されることもしているのである。本当に、惜しいことには、前尾のなしたことはフィッセリングの西による訳書『万国公法』についてであって、『百学連環』についてではないことである。付け加えれば、英語の原著に直接当たっていないことである。ただし、「フィッセリングから口述を受け」たものの西による訳書『万国公法』における、「民主の国」や「民主国」など「この語そのもの」は、「その凡例に・・・、良書であることを述べていることから、」「この（訳書漢訳『万国公法』）の用語に由来していることは明らかである。」という。たしかに、これは和訳「民主」の由来元を明言しているものではあるし、それ以上のことを明らかにしている。つまり、前尾によれば、西の「民主」という訳語の元が漢訳『万国公法』にあることは明らかであるという。このことは、訳語としての「民主」なる語が先に、あるいは、初めて用いられたのは、漢訳『万国公法』であることになる。しかも、このことは、漢訳『万国公法』における訳語「民主」は、日本語訳の「民主」の由来元であり、しかも、訳語として、漢字圏では初めて用いられたことになる。したがって、前尾は、訳語としての「民主」なる語が初めて用いられたのは、漢訳『万国公法』における訳語であることを明らかにしている。この和訳「民主」の由来元を明言し、しかもそれによって、訳語としての「民主」なる語が初めて用いられたのは、漢訳『万国公法』における訳語であることを明らかにしていることは、もちろんかなり高く評価されるべきである。しかも、その訳語「民主」は、慶応二年：1866年の自序のある西周助訳の『万国公法』における「民主」にとどまらず、その後出版された堤殻志士の『万国公法訳義』と、津田新一郎訳の『泰西国法論』においても「用いられている」と明言し、踏襲されていることを見出していることである。ただ、ここでいわれる「民主」については、既に注10における引用において明らかのように、漢訳『万国公法』においては、“republican”についても“democratic”についても共に「民主」という訳語が使われていることが分かる。そこで、前尾のいう「民主」がこれらのどちらかについての訳語なのかという問題は、そうとはいえ、前尾は、「民主」なる訳語が初めて用いられたのは、漢訳『万国公法』における訳語であることを示したという事実は重い。

それにしても、前尾繁三郎は「全く代議士にしておくには惜しい²⁴」というべきか、恐るべき政治家というべきか。ジャン・ジャン張嘉寧は米国のカリフォルニア大学教授であり、多分、

丸山真男中心の企画の下に、丸山真男の依頼でこの研究をした²⁵。そして、その選任は当を得ていたし、ジャン・ジャン張嘉寧自身も依頼された範囲でそれに応じて研究成果をあげた。それに較べて、政治家前尾は東京大学を卒業、大蔵省を経て衆議院議員になり、連続当選5回で当選後、日頃の読書の結果もあってか、過去に書き溜めたものを発表した²⁶。この研究もその中の1部である。

注

1 本稿執筆に当たり、参考とした先行研究が5点ある。それは次の通りである。

住谷 悦治, 「デモクラシー譯字考」, 『同志社大学経済学論叢』第1巻第4号, 同志社大学経済学会, 昭和25年:1950年3月。

住谷 悦治, 「「デモクラシー譯字考」補遺」, 『同志社大学経済学論叢』第3巻第2号, 同志社大学 経済学会, 1951年:昭和26年11月。

前尾繁三郎, 「政治学語源考(3)——民主」『再建』9(9), 再建編集局, 昭和30年:1955年11月。

前尾繁三郎, 「民主主義という言葉」, 『政治家の歳時記』, 誠文堂, 昭和35年:1960年)。なお、これは昭和33年:1958年2月に雑誌『言語生活』に掲載されたものの採録である(402頁)。

太田 雅夫, 「大正期におけるデモクラシー訳語考」, 『キリスト教社会問題研究』第13号, 特集 大正期の研究—1910年代を中心として, 同志社大学人文科学研究会キリスト教社会問題研究会, 昭和43年:1968年3月。

ただし、この3人の執筆者と野口との間には、「デモクラシー」についての理解や「民主」という訳語についての評価については全くといってよいほどに違いがあることを明らかにしておく。「デモクラシー」の理解については、この3人の執筆者は、その訳文あるいは解釈は別にして、一致してリンカーンのゲティスバーグ演説におけるフレーズ“government of the people, by the people, for the people”を「デモクラシー」の定義とすることを肯定している。すなわち、住谷「デモクラシー譯字考」においては、「リンカーンの「全人民による、全人民のための、全人民の政治」がふつうデモクラシーであるとされ」(22頁)る。前尾「政治学語源考(3)——民主」においては、「近世のデモクラシーの定義は一八六三年のリンカーンのゲティスバーグの劇的な戦死者の追悼演説の中の「人民の、人民による、人民のための政治(government of the people, by the people, and for the people)は地上から滅びることはないであろう。」との言葉に大きく展開される。」(46頁)といわれる。そして、太田「大正期におけるデモクラシー訳語考」においては、「デモクラシーの古典的定義といわれるリンカーンの「人民の、人民による、人民のための政治」(Government of the people, by the people, for the people)」(37頁)とされている。しかし、野口は、以下の4点で、そのフレーズをデモクラシーの「定義」, 「概念」, あるいは「本質」などとする事ができなとみている。すなわち、①このフレーズが含まれる演説は、亡くなった兵士の霊を弔うために造られた墓地の開所式での演説であって、「デモクラシー」とは何かが語られるべき必然性はなかった。②「デモクラシー」とは何かは、また偶然にも語られてはいない。つまり、その3分程度の短い演説の中には、「デモクラシーの定義」などはもちろん、「デモクラシー」という語彙さえない。③さらに、“of”という前置詞の解釈次第で、正反対の解釈(「人民を治める」と「人民が治める」)を含めて3通りあるいは4通りの解釈が可能な上に、リンカーンがそのうちのどの意味でいったのかも特定できず、④「人民のため」というだけでは、少なくとも、その基準が示されない限り、有効性もない。(詳しくは、野口, 「リンカーンのゲティスバーグ演説における「人民の人民による、人民のための政治」という言葉をデモクラシーの「定義」, 「概念」, あるいは

「本質」などとする事について、『語学研究』第71号、拓殖大学語学研究所、平成5年：1993年1月。をみられたし。くわえて、時代や場所により、「人民」の実体の相違もある。では、野口は「デモクラシー」をどうみているのか、それを以下に示す。まず、「デモクラシー」は一定不変のものではなく、時代によっても、場所によっても、違いがある。略言すれば、「デモクラシー」は、直接的なそれdirect democracyと、間接的なそれindirect democracyとに、2大別される。後者は代表デモクラシーrepresentative democracyで、近代に、イギリスにおいては光榮革命（名譽革命）、アメリカにおいては独立革命、フランスにおいては1789年の大革命という、いわば3大市民革命を契機として誕生したものである。それらのデモクラシーが採用した政治運営の基本原則は、三権分立主義、代表制議会主義、および、法治主義である。そして、それらの近代デモクラシーが現代化した結果、政治運営の基本原則にも、それぞれ変化を生じた。（詳しくは、以下の書を見られたし。吉村正、『デモクラシーの現代化』；吉村正、『現代政治の解明』（増補版）、前野書店、昭和31年：1956年；吉村正、『現代政治の機能と構造』（新版）、前野書店、昭和59年：1984年；J. A. van Schagen, *Electoral Systems and Representative Government* (Nijmegen : Ars Aequi Libri, 2000 : 平成12年)。そして、現代代表デモクラシーについては、ダール R. A. Dahl が、その造語「ポリアーキーPolyarchy」としてとらえ、その7つの条件を示している通りであるが、その7つの条件は、どちらかといえば、「ポリアーキー」への参与者たる個々人の側からみてのものとも理解されうる。〔ダール自身による「ポリアーキー」についての簡潔な説明と7つの条件については、R. A. Dahl, *Modern Political Analysis*, fifth ed. (Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice Hall, [1963 : 昭和38年], 1991 : 平成3年), pp.72~74. ; R. A. ダール、高橋通敏訳、『現代政治分析』、岩波書店、1999年：平成11年、106頁~109頁。をみられたし。〕

また「民主々義」という訳語については、「必ずしも政治的な民主々義という訳字が正しいものであるかどうかは問題が残っているわけである。」（住谷、「デモクラシー譯字考」。23頁）という考慮の余地を残しているとはいえ、否定まではしていない住谷、「民主々義は政治上の普通の原理と考える」（前尾、「政治学語源考(3)——民主」, 44頁）といい「民主々義」という訳語には何の疑問も示していない、いわば、肯定している前尾と、「デモクラシーの訳語としてもっとも的確な「民主々義」」（太田、「大正期におけるデモクラシー訳語考」, 37~38頁）と最大限肯定している太田、これらの3人の執筆者は程度の差こそあれ肯定しているものと理解される。この反対側に、「民主々義」という訳語は適訳ではないと否定している野口が位置している。また本稿は、「デモクラシー」の訳語についての包括的、網羅的研究でもないことも、お断りしておく。

- 2 西周、『百学連環』, [明治3年：1870年], 編者・大久保利謙、『西周全集』第4巻, 宗高書房, 昭和56年：1981年, 3頁。
- 3 西周、『百学連環』, 215頁。
- 4 小学館国語辞典編集部編集、『日本国語大辞典』第2版, 第6巻, 小学館, 2001年：平成13年, 878頁。
- 5 このことについては、後で明らかにする。
- 6 『日本国語大辞典』, 1358頁。すなわち、「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。（この例の1つとして日本国憲法一条「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」が示されている。）②国民および領土を支配する権利。統治権、または国権。③事柄の最終的なありかたを決定する権力。」（用例などは一部を除き省略）
- 7 大槻文彦、『新編 大言海』新編版, 富山房, 昭和57年：1982年, 2015頁。この意味とは半面において同じともいえる「民主々義」について、吉野作造は次のように記述している。

余の考ふる所に依れば、デモクラシーなる語は、今日の政治法律等の学問上に於て、少なくとも二つの異なった意味に用いられて居る。一つは、「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意

味に。モ一つは、「国家の主権の活動の基本的の目標は、政治上人民に在るべし」といふ意味に。其後者の意義に用いらゝとき、之を民本主義と訳して差支はないが、前者の意義に用いらゝときは、之を民本主義と区別する為に、余は民主主義と訳した方が適当であると思ふ。(吉野作造、「欧米に於ける憲政の発達及現状」〔2〕——民本主義(上)、『国民講壇』1巻2号、大正5年：1916年、18頁～19頁。なお、振り仮名、および、文字の上〔原文は縦書きなので、文字の横〕に付けられている丸印は省略した。)

これに従えば、「デモクラシーなる語」に異なった意味を持つ2つの訳語があることになり、「民主主義」は、「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味であることになるが、この場合の「民主主義」は、正確に言えば、(全き)「デモクラシー」の訳語としての「民主主義」ではなくて、(全き)「デモクラシー」の半面の訳語としての「民主主義」の意味である。違ういい方をすれば、「デモクラシー」には「法理上」と「政治上」との意味があり、「民主主義」は「法理上」の意味の訳語であることになり、2分の1あるいは半「デモクラシー」の訳語であることになる。もちろん、同様に、「民本主義」も2分の1あるいは半「デモクラシー」の訳語であることになる。

8 「民主の風」は、「第一編 ^{メリケン}米利堅合衆国ノ部、第二巻 米利堅合衆国の総説」にある(久米邦武編、田中彰校注、『特命全権大使米欧博覧実記』(一)、[明治10年：1887年]、岩波書店、昭和52年：1977年、52頁)。

9 ちなみに、1791年：寛政3年11月3日発効のアメリカ合衆国憲法修正第10条には、「憲法によって合衆国に委任されず、また州に禁止されなかった諸パワーpowersは、それぞれ、各州あるいは人民に留保される。」と規定されている。〔憲法原文は、Francis Newton Thorpe, com. and ed., *The Federal and States Constitutions*, vol. 1, (Washington : Government Printing Office, 1909 : 明治42年 : *The Constitution of the United States of America, & Amendments to the Constitution*, Lowi & Ginsberg, *American Government* 6th Edition, (New York : W · W · Norton, 1990 : 平成2年). に、訳文は、高木八尺訳、「アメリカ合衆国憲法論」、アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』第2巻——革命と建国——、岩波書店、1951年：昭和26年、418頁；斉藤真訳、宮沢俊義編、『世界憲法集』、岩波文庫、岩波書店、1980年：昭和55年、53頁。による。〕これは、人民から見れば、合衆国において、合衆国の人民になった時からか、あるいは、人民は生まれながらに諸パワーを持っており、その諸パワーから、憲法によって規定されているその1部を合衆国(連邦議会)に、その他の1部を州(議会)に、委任しているので、その残りの諸パワーは自らがなお保持していることになる。このようないわば「分割的あるいは多元的個人」に加えて、選挙人の年齢規定についても、各州によってまちまちであり、1971年：昭和46年発効の憲法修正第26条第1項第1節によって、一律に18歳以上とされたが、その直前でさえ、ジョージア州とケンタッキー州においては18歳以上、アラスカ州においては19歳以上、ハワイ州においては20歳以上、その他の46州においては21歳以上であった(内田満、『都市デモクラシー』、中公新書、中央公論社、昭和53年：1978年、38頁。)。 「人民主権」の「人民」とは、全体的あるいは包括的1体であるとするならば、合衆国憲法修正第10条による「分割的あるいは多元的個人」に加えて、1971年：昭和46年以前の、州ごとに異なる選挙年齢は、個人を全体的あるいは包括的な「1体としての人民」の連邦レベルでの存在はその認識も困難であり、従って、人民主権と捉えることも困難であろう。

しかも、後に改正されたとはいえ、憲法制定当初、上院議員たる元老院議員は各州の議会において選出されていた(憲法第1条第3節第1項)。これは、1913年：大正2年発効の修正代17条第1項により、各州議会の議員数の多い方の議院の選挙人資格要件を備えた選挙人による直接選挙になった。また、憲法制定当初、各自由人は1人とみなされていたが、自由人以外の各人(事実上は黒人)は5分の3人としかみなされていなかった(憲法第1条第2節第3項)。これも、

1913年：大正2年発効の憲法修正第16条と17条によってほぼ、無意味になり、各人民は皆1人と見なされるようになった。少なくとも、この2例は、元老院議員の選挙権がなかったという点と、1人とはみなされなかった人民がいたという点で、前者は、人民が「国家の最高意思および国の政治を最終的に決定する権力」を持っていたといえるのか、後者の例は「人民」の形成あるいは存在という点で、問題がないとはいえないであろう。

それだけではなく、今日においても、2007年：平成19年の統計〔U. S. Censusbureau, *Statistical Abstract of the United States* : 2009, 128 Edition (Washington, DC : Berman, 2008).〕によれば、人口最多の州はカリフォルニアCaliforniaで約36,553,000人、最少の州はワイオミングWyomingで約523,000人、前者は後者の約70倍である。しかし、上院議員たる元老院議員Senatorは各州平等に2名づつ割り当てられているし、下院議員たる代議院議員Representativeは各州に人口に比例して割り当てられるが、人口がいくら少なくとも、最低1名は割り当てられ、その結果2006年：平成18年の選挙では、前者には53人、後者には1人が割り当てられた。しかも、首都ワシントンWashington D.C.には両院議員とも割り当てられていない。つまり、首都ワシントンの住人は両院議員の選挙権がない。このような議員配分は、大統領選挙にも影響する。大統領選挙人については、首都ワシントンには最低の3人が割り当てられているが、その他の州には上下両院議員の総数、つまり、元老院議員2人プラス代議院議員総数が割り当てられる。しかも、ゴアGore候補が有権者投票総数では0.5%の差で勝ちながら、ブッシュBush候補が大統領選挙人の投票数ではゴア候補に5票の差をつけ271票 (U. S. Censusbureau, *Statistical Abstract of the United States* : 2009, 128 Edition) を獲得して勝利を収め、大統領の座を勝ち取った2000年：平成12年の大統領選挙の例も示しているように、間接選挙である大統領選挙では、大統領を決定する大統領選挙人の投票結果と大統領選挙人を選ぶ有権者の投票結果とは一致しない逆転が可能である。〔野口、「一般選挙」の特性について——「代表」研究の立場から——, 『社会科学』第2巻 第1号, 『拓殖大学論集』(2007), 拓殖大学研究所, 平成6年4月。をみられたし。〕このようなことも、「人民主権」とは相容れない要素と考えられる。

加えて、「主権」については、実際には、「州あるいは合衆国」に結びつけられることはあっても「人民」に結びつけられることはなかったという指摘もある〔Charles Edward Merriam, *American Political Ideas : Studies in the Development of American Political Thought* 1865-1917 : 慶応1年～大正6年 (New York : Macmillan Company, 1929 : 昭和4年), p216.〕。たしかに、「主権」については、連邦にあるのか州にあるのかについての争いがあり、それはマクラック対メリーランドMcCulloch V. State of Maryland 事件と呼ばれ、連邦最高裁判所によって、1819年：文政2年に「主権」は「連邦」にあるという判決によって、解決されたことがある〔*Reports of Cases Argued and Adjudged in the Supreme Court of the United States*, February Term 1819 : 文政2年, Vol.IV, fourth edition, by Henry Wheaton (New York : The Banks Law Publishing, 1910 : 明治43年), pp.315~453. ; *The Constitutional Decisions of John Marshall*, Edited by Joseph P. Cotton, Jr., New Preface by Alpheus Thomas Mason, (New York : DaCapo Press, 1969 : 昭和44年), pp.302~345.〕。なお、この事件については、阿川尚之、『憲法で読むアメリカ史』上、第六章で、触れられているばかりではなくて、その判決の一部をゲティスバーグ演説における有名なフレーズについての引用源として示されている。つまり「これから約四〇年後、アブラハム・リンカーン大統領が南北戦争のさなか激戦が戦われたゲティスバーグで「人民の人民による人民のための政府」と宣言したその内容は、すでにマーシャルによって本判決で述べられていた。州によって左右されない、つまり、南部諸州の離脱と反乱によって崩壊してしまうような性格のものではない、単一の連邦政府であることを強調したのが、この判決を読むとよく分かる。」という(阿川尚之、『憲法で読むアメリカ史』上, PHP新書, PHP研究所, 2004年：平成16年, 127頁)。

いうまでもなく、人民は憲法の改正にも直接関わらない。(憲法第5条を見られたし。)

- 10 ジャニン・ジャン張嘉寧, 「『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐって——」, 日本近代思想大系15, 加藤周一・丸山真男校注, 『翻訳の思想』, 岩波書店, 1991年:平成3年, 391頁。この論拠になっている研究(ジャニン・ジャン張嘉寧, 「I 翻訳の地平」の「1 万国公法(重野安繹訳)」, 『翻訳の思想』, 4頁~35頁。)においては, 原書の英文と訳書(漢訳『万国公法』と『和訳万国公法』と)が並んで示されているので, それらについての検証は必要とされないが, 念のために確認すれば, 「民主」という用語が漢訳『万国公法』において使われていることは, 確かに確認できる(恵頓著, 丁韞了訳, 『万国公法』四卷, 同治3年:1864年の, 第一卷第二章第四節終わりから二行目, および第二十五節最終頁四行目に使われている)。ただし, この漢訳『万国公法』は頁数が判読不能である。頁数を明示したい場合は以下の書が便利である。開成所繕刻, 官版『万国公法』六卷, 慶応元年:1865年, 京都崇実館, 第二卷, 二七頁, 三七頁。
http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho15/bunko15/_ro109/, (accessed 2009/07/22).
- なお, ジャニン・ジャン張嘉寧は米国のカリフォルニア大学教授である。丸山真男, 加藤周一, 『翻訳と日本の近代』, 岩波新書, 岩波書店, 1998年:平成10年, ii頁。
- 11 ジャニン・ジャン張嘉寧, 「『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐって——」, 387頁。すなわち, 「一八六四年に世に問うた『万国公法』は, マーティン一人の仕事ではなく, その訳書の「凡例」で述べてあるように, 最初原稿ができあがるまでは, 四人の中国人, 即ち江寧の阿師孟, 通州の李大文, 大興の張偉及び定海の曹景榮の協力を得ており, また薫桐の書いた原序によれば, その後さらに四人の総理右衛門の秘書たち——歴城の陳欽, 鄭州の李常華, 定遠の毛鴻圖——が半年がかりで校訂を加えて, 完成した作品であった。」(387頁)という。
- 12 ジャニン・ジャン張嘉寧, 「文献解題:万国公法」, 『翻訳の思想』, 404頁。
- 13 大槻如電原著, 佐藤栄七増訂, 『日本洋学編年史』, 鳳文書館, 平成7年:1995年, 670頁。なお, ウイトンHenry Weheatonについては, 丸山真男, 加藤周一, 『翻訳と日本の近代』, 121頁にも紹介がある。
- 14 大槻如電原著, 佐藤栄七増訂, 『日本洋学編年史』, 671頁。
- 15 穂積陳重, 『法窓夜話』, 有斐閣, 大正5年:1916年, 176頁。
- 16 ジャニン・ジャン張嘉寧, 「文献解題:万国公法」, 404頁。
- 17 畢洒林, 西周助訳, 『万国公法』, [平安書館, 慶応4年:1868年], 明治文化研究会, 『明治文化全集』第13巻, [法律篇], 日本評論社, 昭和43年:1968年, 17頁。
- 18 この点については, 野口の脳裏には, わが国における, 「共和政治」という訳語誕生の経緯が浮かんでいたからである。それは, 穂積陳重の『法窓夜話』の「五九 共和国」において, 次のように語られている。

大槻文彦君の談に拠れば, 共和政治と云う語は大槻盤溪先生が初めて作られた訳語であると云ふことである。

箕作阮甫先生の養嗣子省吾氏は, 若干の頃, 已に蘭語学に通じて居ったが, 就中地理学を好んで, 諸国を歴遊し, 山河を跋涉して楽しみとして居った。

其後ち和蘭の地理書を根拠として地理上の治述を為し, 「坤輿圖識」と題して, 之を出版した。氏が此書を起稿して居った際, オランダ語の主のない政体を「レピュブリーク」(Republiek)と云ふ字に出会ひ, その字義を辞書で求めた所, 君子の無い政体を「レピュブリーク」と称するとあつた。然し, 国に君主が無い政治と云ふことは, 当時の我国人に取っては殆ど了解の出来ない事であつたので, 之に対して如何なる訳語を用ふべきであるかと, 思案のあまり, 氏は当時の老儒大槻盤溪先生を訪ねて適当なる訳語を問うた。

盤溪先生は對へて云はれるには, 国として君主の無いのは変体ではあるが, 支那にも其の例が無いことも無いのである。かの周の時代厲王が無道の政を行って, 国民の怨を買ひ, 遂に出

奔した時、周・召の二宰相が共に協力して、十四年の間国王無しの政治をしたことが「十八史略」にも於是国人相與畔。王出奔歳。相周召共理国事、曰共和者十四年。(訓点省略)と見えて居るから、国王の無い政体は共和政治と云ふが宜しいであらうと云はれた。

省吾氏は其教に従うて、「レピュブリーク」に共和政治と云ふ訳語を用いられ、之が今に至る迄襲用される事になったのである。(穂積陳重、『法窓夜話』、有斐閣、大正5年：1916年、200頁～202頁。)

たしかに、箕作省吾の弘化2年：1845年刊行の『坤輿圖識』には、「卷四下」(頁数不記載)に「共和政治洲総説」があり、そこには「国王酋長有ルニ非ズ」という言葉もある。

19 ジャニン・ジャン張嘉寧の担当した「I 翻訳の地平」の「1 万国公法(重野安繹訳)」は第一巻第二章第一節から第十三節(4頁～35頁)までであり、「文献解題：万国公法」においては「第一巻第二章を対照する限り、」(404頁)といていることから、第一巻第二章に限りということになる。

20 Henry Wheaton, *Element of International Law with a Sketch of the History of the Science*, first ed. (Philadelphia : Carry, Lea & lanchard, 1836 : 天保7年).

<http://books.google.co.jp/books?idiko=umued5KGUSAC>, (accessed 2009/08/13).

21 ジャニン・ジャン 張嘉寧, 「文献解題：万国公法」, 404頁。

22 Henry Wheaton, *Element of International Law with a Sketch of the History of the Science*, with the last Corrections of the Author, Additional Remarks, Containing a Notice of Mr. Wheatons, Diplomatic Career, and of the Antecedents his Life, sixth ed. (Boston : Little Brown, 1855 : 安政2年) .

<http://books.google.co.jp/books? =BqMBAAAAJ>, (accessed 2009/07/23).

23 前尾繁三郎, 「民主主義という言葉」, 395頁～396頁。

24 前尾繁三郎, 「政治学語源考(3)——民主」, 52頁。この記述は、多分編集者によるものと思われるが、「代議士には惜しい」という見出しの下に、次のような文中にある。

「政治学語源考」の筆者前尾代議士の勉強ぶりは定評がある。手当たり次第に、本を買ひ、暇を見つけては読書に没頭している。楽しみは酒と古本屋あさりだという。本文の執筆にも上野の図書館や国会図書館で文献あさに非常に苦勞している。全く代議士にしておくのは惜しい人物。(『再建』, 9(9), 52頁。)

25 丸山真男, 加藤周一, 『翻訳と日本の近代』, 参照。

26 前尾繁三郎, 「著者略歴」 : 「序」, 『政治家の歳時記』, 412頁, 1頁～2頁。

ii 「民主々義」の初期の訳語（「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」と「民主々義」を含む）

このiiは、初め「デモクラシー」や「リパブリック」など以外の語彙からの訳語としての「民主」と「民主々義」についてみておくことで始めたものであったが、その作業を続けるうちに、重大なことに気がついた。即ち、「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主々義」が、「民主々義」という訳語の最初であるとは思っていたが、調べてみると、それが使われている、同じ訳書の同じ章に“democracy”や“democratic”の訳語としての「民主々義」も見出すことができたのである。それは、当初、思っても見なかった“democracy”や“democratic”の、恐らく最初の訳語としての「民主々義」であることになる。

まず「民主」についてである、「日本のルソー¹」とか「東洋のルソー²」と呼ばれた中江兆民は（既に、明治7年：1874年に『民約訳解』の一部を訳しており、それが巷間に流布していたという³）『民約訳解 [明治10年：1877年]、卷之一』を明治15年：1882年に刊行した⁴。これは完訳ではないが、確かに1762年：宝暦12年に刊行されたJ.ルソーの『社会契約論』Jean Jacques Rousseau, *Du Contrat social ou principes du droit politique*, 1762：宝暦12年の翻訳であるが、その底本は不明である⁵とみられる。その『民約訳解 卷之一』において、著者ルソーの生国を「民主⁶」国と訳している。それは原語では“libre⁷”である。兆民の『民約訳解』より先の、わが国最初のその訳書である、明治10年：1877年に刊行された服部徳訳『民約論』においては「自由ノ⁸」、後の明治16年：1883年に刊行の原田潜の『民約論覆義』においても、「自由ノ⁹」と、現代の桑原武などによる共訳『社会契約論』においても「自由な¹⁰」と、英訳においても“free¹¹”と訳されている。つまり、それについては、「自由の」あるいは「自由な」と訳すことが普通であり適切である。では、兆民の「民主」という訳語は単純な誤訳かという、そうとも思われぬ。むしろ意図的で、「民主」と敢えて訳したとも思える。つまり、兆民は単なる訳書だけであるよりは「解」あるいは「解説」をつけ、『民約訳解』と名付けた¹²。この「解」あるいは「解説」は兆民の『民約訳解』の一大特色である。この「解説」において、兆民はルソーが生まれた国はフランスではなくて、ルソーがこの『民約論』で推奨している「民主ノ制」のスイスであった¹³というために、意図的に「自由の」とせずに、「民主」と敢えて訳したように野口には思われてならない。いずれにしても、「自由の」と訳すところを「民主」と訳している。ここにも、『民約論』としないで『民約訳解』とした兆民の意図が如実に表れていると理解される。それにしても、「民主」とか、「民主ノ制」という用語が、たとえ一部の人たちの間であったにせよ、膾炙していたことは、ここからも窺える。

次は、「民主」（政体）と「民主々義」という訳語についてである。これはA.トクヴィルAlexis de Tocquevilleの『アメリカにおけるデモクラシー *De la Democratiee en Amerique*』のH.リーヴHenry Reeveによる英訳『アメリカにおけるデモクラシー *Democracy in America*¹⁴』からの重訳であるトクヴィル原撰、肥塚龍訳『自由原論』第二巻、「第四章 アメリカ民主政体ノ主義¹⁵」

における「民主」である。これは原書では“Chapter IV The Principles of Sovereignty of the People of America¹⁶”となっており、「アメリカの人民の主権の原理（あるいは原則，主義）」と訳すところを、「人民の主権の」を「民主政体の」と訳している。つまり，ここにも「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」が使われている。特に，「人民の主権の」を「民主政体の」と訳していることは，前述のように，現在，「民主」とは「一国の主権が人民にあること。その政治や制度。」などという不適切な解釈が行われていることの嚆矢とさえ見られ，その点でも注目に値する。さらに，その章の冒頭の文中の「民主々義¹⁷」という訳語は，原書では“the doctrine of sovereignty of the people¹⁸”つまり「人民の主権のドクトリン “the doctrine” である。「ドクトリン」を「主義」と訳し，「人民の主権」を「民主」と訳している。“The principle of the sovereignty¹⁹”も「民主々義²⁰」と訳している。原書では，わずか3頁と9行（pp.57～60）の，この第二巻第四章に“the doctrine of sovereignty of the people”と“The principle of the sovereignty”がそれぞれ3回ずつ出てくる²¹。それに，“the sovereignty people was the fundamental principle of・・・²²”というのものもある。これら総てが「民主々義」と訳されている²³。これらの訳語については，必ずしも納得できないものではない。ただし，そのような原語にはそのような訳語を当てていることへの留意が必要である。

それだけではない。なんと“democracy”が1回使われ²⁴，「民主々義²⁵」と訳されており，“democratic”が4回使われていて²⁶，その1回が「共和主義²⁷」，3回が「民主々義²⁸」と訳されている。野口がみた限り，肥塚龍重訳，『自由原論』における，これらの「民主々義」という訳語が“the doctrine of sovereignty of the people”と“The principle of the sovereignty of the people”の最初の訳語であるだけでなく，驚くべきことに“democracy”と“democratic”の最初の訳語でもある。（これは，野口が見た限りであり，もっと早い例があるかもしれないので，比較的早期の訳語とっておいた方が安全かもしれない。）いずれにしても，また，前述のように，現在，「民主」とは「一国の主権が人民にあること。その政治や制度。」などという不適切な解釈が行われていることを考慮すると，このように，「民主々義」が“the doctrine of sovereignty of the people”と“The principle of the sovereignty of the people”の訳語と“democracy”あるいは“democratic”の訳語として一緒に現れたことは奇縁というべきか。（ただし，「人民ニ主権アル²⁹」というだけの単独での用例は，既に同著者同タイトルの書の抄訳である明治6年：1873年刊行の小幡篤二郎訳『上木自由の論』にある。）いずれにしても「人民の主権の主義」の意味の「民主主義」という訳語における「主義」は，“doctrine”と“principle”の訳語として使われており，“democracy”や“democratic”の訳語としての「民主々義」と「共和主義」に付けられた「主義」は，政治の形態につけられた「主義」，いい換えれば，“—cracy”に付けられた訳語「主義」である。さらに，第二巻，第四章にはもう2種の「主義」，つまり根本主義³⁰と「門閥主義³¹」がある。前者の原語は“fundamental principle³²”であり，後者の原語は“local influence³³”と“aristocratic influence³⁴”である。ここに明らかなように，前者の「主義」は“principle”の，後

者の「主義」は“influence”の訳語として使われている。ここでは、“influence”の訳語として使われている「主義」も珍しいが、特に、政治の形態につけられた「主義」、つまり、“—cracy”に付けられた訳語「主義」が、早くもここにあることを見逃してはならない。しかも、この“—cracy”に付けられた訳語「主義」は、他の“—cracy”という語尾を持つ政治形態を意味する英語の訳語と比較すれば、すぐ分かることであるが、適切とはいえない。また、「主義」の原語が“—cracy”であるように、「民主」の原語は“demo”であり、それは後述のように元は“demos”であって、「民」がうんぬん、あるいは「民」にうんぬんなどという意味では決してなく、単に、「人民」、「民衆」、「衆民」、あるいは「民」などそのものだけの意味であって、「民主」という訳も適切とはいえない。

なお、『自由原論』は英語の原文2巻中第1巻のみの翻訳であるが、原文第1巻の他の章を見ると、ここで論じた第4章以外の、全ての各章のタイトルについて、“democracy”という語彙が使われているのは第13、14、17章に1語ずつ3語あり³⁵、訳書についてみると、それらは全て「共和政府³⁶」と訳されている。また、それら以外の章のタイトルにおいては、「共和」はもちろん「民主」などの語彙も使われていない³⁷。原書における他の章のタイトルにも“republic”などの語彙もなければ、“sovereignty of the people”どころか“sovereignty”という語彙さえ見出せない³⁸。さらに、訳書の各章内のセクションについては、数字はつけられていないが、タイトルが付けられていて、第三章（第一節：訳書には節の数字はつけられていないが、便宜上、前から順に節の数字をつける）に「共和主義」、第八章（第二十一節）に「共和国」、第十三章に（第一節）「共和主義」、（第二節）「共和主義」、（第三節）「共和国」、（第四節）「共和制度」、（第五節）「共和国」、（第十節）「共和国」、（第十一節）「共和国」、（第十二節）「共和国」、第十四章に（第一節）「共和制度」、第十六章に（第二節）「共和主義」、第十七章に（第一節）共和政府、（第二節）「共和国」、「共和国」、（第六節）「共和制度」、（第七節）「共和政府」、（第八節）「共和制度」、そして、第十八章に（第五節）「共和制度」、「共和制度」という用語が使われているが、「民主」などの用語は見出せない。次にこれらの訳語と原語との照合をするが、節の数字は訳書に便宜上つけた数字であって、原書にも節の数字はないが、ここで問題の章のうち、第8章は原書22節であるのに、訳書では二十四節、第13章は原書が15節であるのに、訳書は十三節、第17章は原書が10節であるが、訳書は八節であるというように、構成において、違いがある。第三章の「共和主義」は、原語では“democracy”である。第八章（第二十一節）の「共和国」は原書には見出せない。訳書（第二十一節）は「亜米利加合衆国憲ノ他ノ共和国憲ニ異ル性質」とあり、それは原書（20節）の“Characteristics of the Federal Constitution of the United States of America as compared with all Other Federal Constitutions”の訳文である。第十三章の上掲の訳語全ての原語は“democracy”である。第十四章（第一節）の4「共和制度」も第十六章（第二節）の「共和主義」も原語は“democracy”である。第十七章について、（第一節）共和政府、（第二節）「共和国」、「共和国」、（第七節）「共和政府」の原語は“democratic republic”であ

り、(第六節)「共和制度」、(第八節)「共和制度」の原語は“democratic institutions”である。ただし、訳文(第二節)に当たる原文においては「共和国」は1回しか使われていないし、訳文(第三節)に当たる原文には“democratic republic”が使われているのに訳文においては削除されていたり、原文に“democratic republic”が含まれている節のタイトル全ても削除されている(原文第2節)例もある。そして、第十八章について、(第五節)「共和制度」、(第六節)「共和制度」の原語は“democratic institutions”で、原文では1度しか使われていない。このように、章および節のタイトルをみる限り、訳書には、第四章以外には「民主々義」という訳語は見出せないし、“democracy”やあるいは“democratic republic”などの訳語は「共和政治」、「共和国」などである³⁹。

なお、この『自由原論』の初版は明治14年～15年：1981年-1982年刊行であるが、「ソベレエンチフピープル」というルビが冒頭の文中の「民主々義」に振られている⁴⁰。同じ第四章第二節には、ルビを振ったものがいくつかある(「国民の意向」、「情欲」および「撰權免許」には、それぞれ「ウイラチフネーション」、「パッション」および「シコンセツイヨン」というルビが振られている⁴¹)。が、それらは全て、原語(の発音)を示している。なぜか「ソベレエンチフピープル」だけで、“democracy”あるいは“democratic”の訳語「民主々義」にはルビが振られていない。それは何故なのかという疑問も生ずる。もっとも、この疑問についても、第四章第二節のテーマである「民主々義」の原語を示したかったのかもしれないという推測もできなくはない。

しかも、初版を刊行した頃(より正しくはこの書を草した頃)には、「主義」という語彙がある程度使われ始めていたと思われ、「主義」という語彙が面白いように使われたともみられる。

「主義」については、たとえば、文献、あるいは資料の宝庫とも見られる国立国会図書館の副館長を務めたことがある斉藤剛は、『明治のことば——文明開化と日本語事実——』の「第十一章 主義という重宝なことばの誕生」において、次のようにいう。

私のしらべたところでは、・・・同じく逍遙著『当世書生氣質』(明十八：1885年・四)中に「当たって砕けろ一六主義」などという使い方がある。私のもっている明治十八年：1885年の英和辞典にイズムのついた字を五つ(・・・)をひいてみると、「・・・主義」としたものは一つもなく、明治二十年：1887年出版の英和の中に、たった一つ、リベラリズムの訳語として、「改進黨主義」というのがみつかった。してみると「・・・主義」という訳語は、むしろ、英語のイズムの訳語として、日本に生まれたものであるが、・・・⁴²

・・・、原理・原則を意味する独立語としての主義ということばそれ自体も、明治になって日本でつくられたことばであるように思われる。一方「・・・イズム」をしめす接尾辞としての「主義」もこのころ(明治十九年：1886年)まではまだ存在を確認されるに至っていなかったことが分る。

これにくらべて、原理とか原則とかを意味する独立した名詞としての用例は、明治十年（：1877年）代の初頭から現れており、いまアランダムに拾ってみても、次のように数が多い。⁴³

たまたま野口がみたものの中にこれよりわずかに早いものもある。それは、明治9年：1876年1月7日に発表された西村茂樹の「東西政事主義の異同⁴⁴」というものである。また明治15年：1882年に刊行された加藤弘之の『人権新説』には数多くの用例がある。この書においては「進化主義」、「妄想主義」、「天賦人権の主義」、「眼目主義」「因果主義」など実に多くの「・・・主義」用語が使われている⁴⁵。いずれにしても、このように、「主義」という語彙は明治8年：1875年頃には既に使われていて、もう少し早い頃から使われ始めていたものとも考えられ、明治15年：1882年頃には結構使われていたものと考えられる。

たしかに、明治14年～15年：1881年-1882年刊行の肥塚龍重訳、『自由原論』第二巻、第四章の中にも、前述のような「民主々義」と「共和主義」のほか「根本主義」、「門閥主義」という用語が使われており、しかも「民主々義」や「此主義」などは、くどいくらいに何回も使われていて⁴⁶、まるで「主義」づくしである。もしかしたら、この頃既に「デモクラシー」の訳語としての「民主々義」が、少なくともある程度使われ始めていたか、使われていて⁴⁷、「デモクラシー」の訳語と誤解される恐れもあつてか、さらには、もっと積極的に“sovereignty of the people”「人民の主権」（の主義）であることを示すためにか、いずれにしても、「デモクラシー」の訳語としての「民主々義」とは違うことを示すために、ルビを振ったものとも考えられる。

要するに、「デモクラシー」の訳語としての「民主々義」という語彙は、現在分かっている限りでは、肥塚龍重訳、『自由原論』において、初めて用いられたのであるが、その刊行年の明治14年～15年：1881年-1882年を基準にして、早ければ、それ以前のある時から、遅くともその時から使われ始めたものといえる。（なお、注47も参照されたい。）

なお、「人民の主権」の意味についてはあるが、「民主々義」という用語の初見は肥塚竜が訳した『自由原論』にあるとみる見解の嚆矢は、また、恐るべき政治家前尾である⁴⁸。

注

- 1 山川均、「序」、『兆民文集筆猶在り舌猶在り』、三徳社、大正11年：1922年、その全文は、林茂、「解題」、『明治文化全集』13、〔中江兆民集〕、筑摩書房、昭和42年：1967年。に所収。447頁。
- 2 林茂、「解題」、『明治文化全集』13、〔中江兆民集〕、440頁；河野健二、「東洋のルソー 中江兆民」、『日本の名著』36、〔中江兆民〕、中央公論社、昭和45年：1970年、7頁。
- 3 林茂、「解題」、『明治文化全集』13、〔中江兆民集〕、440頁。
- 4 林茂、「解題」、『明治文化全集』13、〔中江兆民集〕、440頁。
- 5 林茂、「解題」、『明治文化全集』13、〔中江兆民集〕、439頁。
- 6 中江兆民、『民約訳解 卷之一』、仏学塾出版部、明治15年：1882年、『明治文化全集』13、

(中江兆民集)), 101頁。

- 7 Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social ou principes du drit politique, Du Contrat Social et autres oeuvres politiques* (Paris : Garnier Freres, [1762 ; 宝暦12年], 1975 : 昭和50年), p.235.
- 8 戒雅ヂヤクヤク盧騷著, 服部徳訳, 『民約論』第一卷, 有村社一蔵版, 明治10年:1877年, 一の二頁。
- 9 戒雅ヂヤクヤク騷原著, 原田潜訳述覆義, 『民約論覆義』, 春陽堂, 明治16年:1883年, 2頁。
- 10 ジュネーブ市民 J.J.ルソー著, 桑原武夫, 前川貞次郎訳, 『社会契約論または政治的権利の諸原理』, 岩波文庫, 岩波書店, 昭和29年:1954年, 14頁。
- 11 Jean Jacques Rousseau, *The Social Contract or Principles of political Right, An Eighteenth-Century translation completely revised, edited, with an Introduction by Charles Frankel* (New York : Hafner Press, [1791 : 寛政3年], 1947 : 昭和22年), p.5.
- 12 中江篤介(兆民), 「訳者緒言」, 中江篤介訳并解, 『民訳訳解 卷之一』, [仏学塾出版部, 明治15年:1882年], 『明治文化全集』13, [中江兆民集], 日本評論社, 昭和42年:1967年, 184頁; 中江兆民, 「訳者はしがき」, 河野健二訳, 『民訳訳解』, 『日本の名著』36, [中江兆民], 中央公論社, 昭和45年:1970年, 144頁。
- 13 中江篤介(兆民), 「解」, 『民訳訳解 卷之一』, 185頁; 中江兆民, 「解」, 河野健二訳, 『民訳訳解』, 145頁。

たしかに、ルソーは『社会契約論』において、「デモクラシー démocratie」などという語彙を用いているが(たとえば、第4章のタイトル, ただし、この章は『民訳訳解』では訳されていない。そこでは、「デモクラシーという言葉の意味を厳密に解釈するならば、真のデモクラシーはこれまで存在しなかったし、これからも決して存在しないだろう。)[Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social*, p.280.: ルソー, 桑原武夫・前川貞次郎訳, 『社会契約論』, 96頁。]といわれる。), 「厳密に解釈」された場合を別にすれば、「デモクラシー」などといわれる時、留意すべき2点がある。その第1点は、『社会契約論』において、「主権は譲りわたされえない。これと同じ理由によって、主権は代表されえない。」そして「代表者という考えは近世のものである。それは封建時代に、すなわち人間が墮落し、人間という名前が恥辱のうちにあった、かの不正でバカげた政治に由来している。)[Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social*, p.301-302.: ルソー, 桑原武夫・前川貞次郎訳, 『社会契約論』, 133頁。]として、代表制を否定しているということ、つまり、「デモクラシー」といっても「代表デモクラシー」を含まず、むしろ否定し、「直接デモクラシー」を意味しているということ。ラッセルBertrand Russellは、『事実と虚偽 *Fact and Fiction*』において、代表政治Representative Governmentを論じている中で、「かれ(ルソー)は、フランスあるいはイギリスのような諸国においては、古代的意味のデモクラシーを持つことは不可能であるということを認めている。かれがいうには、そのような制度は、ジュネーブというかれ自身の都市における場合を除いては、あまりにも完全すぎて、われわれの不完全な世界にとっては実現できない。かれが本当によいと考えている種類の政治を持つことが可能であるのは、そこでだけである。この結論から考えて、かれの諸著書がそのような騒動を引き起こしたことは奇妙である。)[Bertrand Russell, *Fact and Fiction* (London : George Allen & Unwin, 1961 : 昭和36年), p.77.]。とっているのは、『社会契約論』などのルソーの思想がフランス革命の思想的淵源であるとよくいわれているが、たとえば、『社会契約論』においては「代表」が否定されているのに、フランス革命の結果成立したのは、「代表デモクラシー」であるので、かれの著書がフランス革命を引き起こしたとか、その思想的淵源であるとされるのは奇妙であるといっていると理解される。つまり、フランスにおいて、革命当時でさえ、もう既に物理的にも「直接デモクラシー」は成立が不可能であった。しかも、革命の結果成立した政治形態は、『社会契約論』において否定されている「代表デモクラシー」であった。だからこそ「ルソーの『社会契約論』の観念を1789年:寛政元年の言葉に翻訳した」[R.R.Palmer, *The Age of the Democratic Revolution*, 2 vols., vol.1 (Princeton, New Jersey : Princeton University Press, 1959 : 昭和34年), p.498.]とか、「人民革命の上

- 首尾の処方箋である」〔Peter Cambell, “Sieyès and *What is the Third Estate?*” : Introduction, *The English Translation of Emmanuel Joseph Sieyès, What is the Third Estate?* (London : Pall Mall Press, 1963 : 昭和38年), p.25.〕とかいわれ、革命の年1789年：寛政元年の1月に匿名で刊行された僧院長abeéシエイエスEmmanuel Joseph Sieyèsの *Qu’est ce que le Tiers État ?* (Paris : Au Stege de la Société, [1789 : 寛政元年], 1888 : 明治21年. [Emmanuel Joseph Sieyès, tras.M. Blondel, *What is the Third Estate?* (London : Pall Mall Press, 1963 : 昭和38年) . ; シエイエス著, 大岩誠訳, 『第三身分とは何か』, 岩波文庫, 岩波書店, 昭和25年：1950年。〕がその現実化を図ったものとみられる。つまり、主権の淵源は国民（人民ではない）にあるとした上で、国民代表制を導入した。その影響もその著者の影響もかなりあって、革命の結果1791年：寛政3年のフランスで最初の「デモクラシー」的な憲法が制定され、主権の淵源は国民にあるとされると共に国民代表制が導入された。結果として、「代表デモクラシー」が成立した。〔詳しくは、野口, 「欧大陸における国民代表観念および国民代表制の成立」, 『政治科学研究』Ⅲ, 政治科学研究所, 昭和56年：1981年。をみられたし。〕その第2点は、『社会契約論』における「一般意志」の「無謬」性 (Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social*, p.252. (ルソー, 桑原武夫・前川貞次郎訳, 『社会契約論』, 46頁。)と「絶対」性 (河野健二, 「解説」, 前川貞次郎訳, 『社会契約論』, 233頁。)である。たしかに、その社会契約説は、誰であろう、まさにホッブズThomas Hobbesの影響を受け、その著 *Leviathan* [Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. C. B. Macpherson (Hamondsworth, Middlesex : Penguin Books, [1651年：慶安4年], 1968 : 昭和43年) . ; ホッブズ著, 水田洋訳, 『リヴァイアサン』全4冊, 岩波文庫, 岩波書店, 昭和29年：1954年以後。〕の中で説かれた「絶対主権設立の社会契約」(「解説」, ホッブズ著, 水田洋訳, 『リヴァイアサン』(二) 昭和39年：1964年, 483頁。)説を逆さにしたものであるというような説を思い出させる。
- 14 *Democracy in America* By Alexis Tocqueville, trans. by Henry Reeve : The Henry Reeve Text as revised by Francis Bowen now further corrected and edited with a historical essay, editorial note, and bibliographies by Phillip Bradley, 2 vols, (New York : Vintage Books, [1835 : 天保6年], 1954 : 昭和29年).
- 15 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』全3冊, 有隣堂, 明治14年～15年：1981-1982年), 第二巻, 一頁。 <http://kindai.ndl.go.jp/BIBibList.php>, (accessed 2009/07/29).
- 16 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p.57.
- 17 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二巻, 第四章, 一頁。
- 18 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p.57.
- 19 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p.57.
- 20 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二巻, 第四章, 一頁。
- 21 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, のChapter IVにおいて, “the doctrine of sovereignty of the people” は, 57頁に2回, 58頁に1回。“The principle of the sovereignty” は, 57頁に2回, 59頁に1回。
- 22 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, Chapter IV, p.58.
- 23 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二巻, 第四章, 一頁～七頁。
- 24 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p.59.
- 25 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二巻, 第四章, 五頁。
- 26 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, pp.58～59.
- 27 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二巻, 第四章, 五頁。
- 28 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二巻, 第四章, 五頁, 六頁。
- 29 デトラクヴィル, 「デモクラチックインメリカ」(ト題セル書中出版ノ自由ノ一段を抄訳シタルモノナリ。)小幡篤二郎訳『上木自由の論』, 明治6年：1873年, 『明治文化全集』2, 〈自由民権篇〉, 日本評論社, 昭和2年：1927年, 131頁。この訳は、訳者の提示するタイトルから英訳からの重

- 訳と判断されうる。(小野秀雄, 「『上木自由の論』の解題」, 『明治文化全集』2, 〈自由民権篇〉, 18頁。)「人民ニ主権アル」の原語は, “the doctrine of the sovereignty of the people” (*Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p. 190) で “the doctrine of ” は訳されていない。
- 30 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二卷, 第四章, 三頁。
- 31 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二卷, 第四章, 四頁, 五頁。
- 32 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p. 58.
- 33 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p. 58.
- 34 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, p. 58.
- 35 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, pp. xiv, xv.
- 36 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』, 目録五頁, 七頁, 八頁。
- 37 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』, 目録一頁～十頁。
- 38 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, pp. xi – xvi.
- 39 *Democracy in America*, The Henry Reeve Text, vol. 1, pp. xi – xvi; 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』, 目録一頁～十頁。
- 40 これについては, 第二版も同じで, 替えられていない。佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』, 二版, 五山堂, 明治20年:1887年。
<http://kindai.ndl.go.jp/BIToc.php>, (accessed 2009/07/29).
- 41 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』, 第二卷, 第四章, 一頁, 五頁, 七頁。
- 42 齊藤剛, 『明治のこぼし——文明開化と日本語事実——』, 講談社学術文庫, 講談社, 2005年:平成17年, 378頁。
- 43 齊藤剛, 『明治のこぼし——文明開化と日本語事実——』, 385頁-386頁。
- 44 西村茂樹, 「東西政事主義の異同」, 『東京学芸会雑誌』明治9年:1876年1月7日, 『明治文学全集』3, 『明治啓蒙思想集』, 筑摩書房, 昭和42年:1967年, 351頁。
- 45 加藤弘之, 『人権新説』, [明治15年:1882年], 『日本の名著』34, [西周 加藤弘之], 昭和46年:1971年:『明治文化全集』2, [自由民権篇]。この書において, 全38条中, 第1条において, 「進化主義」や「妄想主義」, 第2条において, 「天賦人権主義」が2回, 第3条において, 「天賦人権の主義」が3回, 第4条において, 「人民が天賦の権利を恢復するの道を求めざるべからずとの主義」, 「ルソウ氏の新主義」, 「この主義」がそれぞれ1回, 「天賦人権主義」が2回, 第5条において, 「天賦人権主義」が2回, 「妄想主義」, 第6条において, 「進化主義」が3回, 「天賦人権主義」が2回, 「この主義」が2回, 「一大主義」, 「この主義」, 第11条において, 「天賦人権主義」が2回, 「眼目主義」, 「天賦人権主義」が2回, 「眼目主義」, 「因果主義」, 「実験主義」, 第20条において, 「天賦人権主義」が2回, 第21条において, 「進化主義」が3回, 「妄想主義」が3回, 「天賦人権主義」が2回, 第22条において, 「天賦人権主義」が2回, 「進化主義」が5回, 「天賦人権主義」が2回, 「一碩学の主義」, 第35条に, 「真主義」, 第36条に, 「仏国顛覆等の主義」, と「過激主義」が使われている。
- 46 佛国トークヴィル原撰, 肥塚龍重訳, 『自由原論』第二卷, 第四章。たとえば, 「民主々義」が17回, 「此民主々義」が3回, 「門閥主義」3回, 「此門閥主義」が1回, 「此主義」が8回使われ「共和主義」が1回, 「根本主義」が1回使われ, 合計34回も「主義」が使われており, まさに「主義」のパレードという感じさえする。
- 47 たとえば, 明治9年刊行のブルンチュリ著加藤弘之訳『国法汎論』は首巻と巻之六から巻之九までで完訳ではなかったため, 残された部分の一部, 第四巻之ノ下と巻之五(ママ), 第十巻から巻之十二の終わりまでを平田東助が訳補して刊行されたのが明治21年:1888年であるが, その「国法汎論続訳」の「凡例」において, 「此ノ書続訳ニ係ルト雖体裁及訳語ハ必スシモ前例ニ依ラス」(イ, カブルンチュリ著, 平田藤助訳, 『国法汎論』, 明治21年:1888年, 『明治文化全集』補巻(二), 〈国法汎論〉253頁。), といい, 「第四巻ノ下」において, 「共和政治」(260頁)と区別

して、「民主々義」（274頁）という訳語を使っている。しかも、「凡例」には明治20年：1887年5月とある。これを見るかぎり、遅くとも明治20年：1887年頃までには、「デモクラシー」の訳語「民主々義」が、たとえ一部の人々の間であるとはいえある程度使われ始めていたか、既に使われていたものといえる。なお、この底本について、「国法汎論小引」（6頁）において、原著は「氏ヲプルンチュリ、名ヲヨハン、カスバル」,「国法政治沿革史ゲシフテ、デスアルゲマイ子ス、スタートレフトウンドポリチック」の「第三版ニテ即万延四年千八百六十三年ノ刊行」という。（確かに、この1863年は「万延四年」にあたるが「万延」は1年しかないので、「万延四年」は文久3年の間違いであろう。）という。つまり、底本とされたのは Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht, dritte umgearbeitete Auflage, 2 Bde.* (München : Verlag der Literaischartistischen Anstalt, [1852 : 嘉永5年], 1863 : 文久3年). である。なお「ポリチック」は別冊であろうし、訳書にも含まれていない。訳書の「第四卷ノ下」は、この書のErster Bandに掲載されているので、それによって照合すると、上記の訳語はそれぞれ“Republik” (S.361.) と “demokratischen” (S.395.) であって、それぞれ訳し分けられていることが分かる。〔ただし、この平田訳『国法汎論』においては、これら以後 “repububkanisch” (p.400.) が「庶民政治」（276頁）と訳されたり、“Demokuratie” 関連語を含まない “Volkskönigthum” (s.398) が「民主君主政治」（276頁）と訳されるなど、政治形態の訳語に統一性と正確さに欠ける訳語がみうけられる。〕これより少し遅い例であるが、前尾も用例を挙げている。前尾は、「民主々義」という用例について、いう。

ただ、私は其の源は明治二十三年の伊藤博文の憲法義解にあるものと考え。同書には、民主々義の語は一箇所しか使われていないが「是れ民主々義の上に結架せる邦国の状態にして、我が国体の固より取るべき所に非るなり」とある。（前尾繁三郎、「政治学語源考(3)——民主」, 400頁。）

確かにある。（伊藤博文,『帝国憲法 皇室典範 義解』, 国家学会, 明治22年：1889年6月, 伊藤博文著, 宮沢俊義校訂,『憲法義解』, 岩波書店, 昭和15年：1940年, 118頁。）しかし、この検討は、その発行以前の2月中旬から3月中旬におこなわれ、その検討に用いられた「義解稿本」も『帝国憲法 皇室典範 義解』も共に、主に井上馨によって起草されたものであり（宮沢俊義,「憲法義解題」藤博文著, 宮沢俊義校訂,『憲法義解』, 181頁。）、何時とは特定できないが、検討された時よりも、少なくともある程度前に書き上げられていたと考えられる。

これらのことから、「デモクラシー」の訳語としての「民主々義」という訳語が、早ければ明治14年～15年：1881年-1882年以前のあるときから、遅くともその時には使われ始めていて、明治22年：1889年頃にも、その用例が確認できることは確かである。

48 前尾は50年以上も前（昭和33年：1958年）に次のように指摘している。

それなら、民主々義の語は誰れが何時始めて使ったのであろうか。私の今まで読んだ書物の中では、トックヴィルのアメリカの民主政治を明治14年に肥塚竜が訳した自由原論という本にあるのが初見である。同書には「民主々義は多少一般人類の政治中に検出せらるべき者なれども此主義の埋没して顕然表出せざる者比比皆是なり」などとある。もっともこの箇所の民主々義の語にはソバレンオフピープルのルビが打っており、デモクラシーそのものの訳語ではないが、他の箇所ではデモクラシーを共和主義と訳したりしている。（前尾繁三郎,「民主々義という言葉」, 401頁。）

ここで、前尾が、「デモクラシー」の最初の訳語としての「民主々義」の併存を見逃していることは、誠に惜しい限りである。

松岡洋右と対重慶和平工作

浜口裕子

1 問題の所在

1937（昭和12）年7月7日の盧溝橋事件を境に日本と中国は戦争状態に入る。蒋介石は7月19日に「最後の関頭」に立到れば全国民の精力を傾けて抗戦するとの声明を出し、9月には第二次国共合作が成立、抗日民族統一戦線が結成された。先の声明において蒋介石は一度抗争が開始されれば時間と情勢上「和平を求めることは許されぬ」⁽¹⁾としている。だが蒋介石自身が日本との和平を全く望んでいなかったかという点、必ずしもそうではない。当時の蔣は中国共産党とソ連に対し根強い不信感と嫌悪感を抱いており、これが対日和平に向かわせる動機の一つになり得た⁽²⁾。中国において苛烈な反日感情が渦巻く中、日本側は日中戦争開始直後より和平工作を開始している。和平工作はその後終戦に至るまで様々な経路で多数の人物が関与して試みられた。そんな中、正式の外交担当者が行ったものは稀で、駐中華ドイツ大使トラウトマンを仲介としたトラウトマン工作と松岡洋右外務大臣が行った銭永銘工作のみともいわれる⁽³⁾。トラウトマン工作に関しては近年ドイツ側の資料を用いた業績も出され注目されているが⁽⁴⁾、銭永銘工作に関しては注目度がそれほど高いわけではない。しかし仮にも日本の外務大臣が自ら行った希有の工作であり、本格交渉に入る可能性を見せた数少ない和平工作として、注目されてしかるべきものと思われる。

またこの銭工作は紛れもなく松岡外交の一端であり、銭工作を取り上げることで松岡外交のこれまであまり顧みられなかった側面に光をあてることにもなる。結果的には成就しなかった和平工作であったが、松岡は一定の期待をかけていたと思われる。松岡外交というと、もっぱら国際連盟脱退と三国同盟締結が取り上げられ、戦争に繋がる元凶であったという印象をもたれがちである。しかし同時に日中和平工作にも取り組んでいたことに留意することは、松岡外交の真意を検討する上で重要である。外務大臣たる松岡が期待をかけたこの工作が成功しなかったことの背後には、外相松岡の置かれた状況が見え隠れするのであり、その分析はいわば必然の道として戦争へと突き進んでいった当時の日本の政治的構造自体の考察にも連なるものと思われる。以上の問題意識から本稿では松岡外相が行った銭永銘工作を取り上げ、松岡外交を再考しようとする。

2 松岡洋右と中国

日本外交史上で松岡洋右といえはまず思い浮かぶのは、満洲事変後の国際連盟に首席全権として出席し連盟脱退を宣言した政治家で、その後さらに日独伊三国軍事同盟を締結した外務大臣であるということであろう。いずれも日本が戦争に至る道程で重要な転換点となったもので、いわば日本を戦争へと導いた外交であったといえよう。この限りにおいて松岡外交への評価は厳しいものにならざるを得ない。後の戦争へと導いたという点から松岡は「好戦的」という印象があるのかもしれないが、松岡の周りで仕事をした者によれば、むしろ「平和主義者」であったという。実際本人は「武力によらず、外交によって日本の発展を図るべき」と考え外交官を志望したとも語っており、北京の公使館二等書記官だった頃、軍人が武力で中国をおどかしたがるのを憤って「武力解決は外交の否認だ」と武官等に食ってかかるという態度を見せていた⁽⁵⁾。

また「満蒙は日本の生命線」ということばを好んで使った典型的「大陸派」外交官という印象や、三国同盟締結の外相という経歴から強力な「枢軸派」であるかの印象ももたれるようであるが、これらも必ずしも的を射ているとは思われない。むしろ松岡外交の核は常に日本、中国、米国の三国の関係に向いていたように思われる。これら三国は松岡にとって特別なものであった。このうち米国は松岡が少年時代より過ごした国である。このため松岡は同時代の日本人の中では貴重な在米経験と抜きん出た英語力を有しており、米国に対する特別の考えがあるのは当然であった。

一方中国は若き外交官時代より松岡が非常に関心を持っていた国であり、仕事上では最も縁が深かった国でもあった。松岡の外交官としての経歴は中国の上海から始まっている。このあと関東都督府の初代外事課長となり満蒙への関心を深めた。この時期後藤新平や山本条太郎と出会ったことは、「大陸派」外交官としての松岡の形成に大きな影響を及ぼしたと思われる。松岡は外交官を一生の仕事とは考えていなかったようで、1908（明治41）年12月にベルギー在勤が発令された折、これが将来有望との見込みがある者を選抜して欧州に留学させるというものであったにもかかわらず、辞退して中国在勤を希望した。清末中国の行方に並々ならぬ関心を抱き中国革命は必至であると考えた松岡は、その実態を学ぶ方に意義を見出したのであった⁽⁶⁾。その後も外務省をやめてから、満鉄に理事として入り、いくらか間を置きながらも満鉄副総裁、さらに満洲事変を挟み満鉄総裁を歴任した。すなわち松岡の職場は中国が中心で、中でも満洲問題を扱う職務に最も長く就いていたのである。田中義一内閣の下では、満洲において中国側との鉄道交渉に関与し、所謂田中外交における満蒙積極政策の推進役の一人となった。職業柄会ったことのある中国要人は数多く、張作霖をはじめとする満洲の大物政治家はもちろん、蔣介石など国民政府首脳陣やそのまわりの者、その他の政界・実業界の者とも面識があった。このことから自身は中国通としての自負を強く持っていたと思われる。とりわけ特別に縁が深かった満洲に対しては、強い思い入れがあった。後年幣原喜重郎と自身を比較して次のように述べている。

「幣原さんは支那を知らない人である。実際に支那を見て来た人でない…私の足跡は殆んど支那全土に亘っている…この経験から支那を考え、満蒙を考えて来た…国家から見れば満蒙は実に生命線であり…対支貿易も国家的見地から見れば重要である…幣原さんはこの二つを調和せしめてうまくやろう、悪く言えば、欲の深い考えに依って活動せられた。結局、二兎を追う者は一兎も得られぬ道理で、支那問題はすっかり行き詰ってしまった…私は満蒙問題のみに没頭し、一意専心努力して南支・中支の貿易は止むを得なければ犠牲にしてもよいとさえ思っている。十年間、満蒙問題に傍眼もふらないで努力すれば、支那に関するあらゆる問題は自ら解決してしまう⁽⁷⁾。」

1925（大正14）年奉天戦争後の奉天軍閥内の政治的動きへの対応に日本が追われる中、すでに外務省をやめ満鉄理事となっていた松岡は中国内政不干渉の立場をとる幣原外務大臣宛に意見書を提出している。その中で松岡は「支那問題を以て殆ど小生の生命と致居候」としたうえで、満蒙における日本の権益を維持・発展させるためにも満蒙の秩序を維持させねばならず、そのことに日本が努力することが必要で、これは中国への内政干渉とは区別すべきであると主張している⁽⁸⁾。松岡にすれば日露戦争以降権益を得た満洲について、日本がその秩序維持のために力を尽くすことは必要なことと考えたのである。

松岡の満蒙に対するこうした考えは、基本的には終生変わることはなかったと思われる。そして時代を経るにつれ、満蒙を日本の「生命線」とし、中国本土とは異なる「特殊地域」としてという考えを強調するようになっていく。満洲事変直前の1931（昭和6）年7月に出版した『動く満蒙』の自序の中で次のように指摘する。

「特殊地域の満蒙。我に於て接壤の境土であれば、彼に於ても関外の辺境である。古き大唐時代僅に支那人の勢力が此地域にも延びた事はあるが、古来支那の主権が完全に及んだ事は嘗つて識らない。古くは蒙古人、近くは満洲人が、支那本土に君臨した元清各時代に於ても、支那民族に対しては封禁の地域であつた。我皇国の興廃を一挙に、露国の極東侵略を撃滅して後ち、清廷漸く移民殖辺の政策を宣し…今に於て支那人より圧迫されつつある満洲人と蒙古人の故土である満蒙は、実に我内鮮民族の殖民地でもあれば、支那民族としても亦殖民地に外ならぬのである⁽⁹⁾。」

要するに日本にとっても中国にとっても等しく満蒙の地は「殖民地」とあるというのである。満蒙の主権に関して、幣原は主権は中国にありという基本を貫き内政不干渉政策をとろうとしたのだが、松岡は主権についても満蒙と中国本土とを分けて考える。すなわち「一概に主権と云つても支那本土に於ける主権と、満蒙の如き辺境の地に対する主権とは、自らその内容も程度も異つて居るのである⁽¹⁰⁾。」とする。歴史的に満洲は清朝以前には中国が領土として主張することができた地方ではなく、満洲族の王朝である清朝はここを満洲族人の住地となして封禁の地としたわけで、つまり満洲は中国の領土ではなく「クラウンランド」⁽¹¹⁾（帝室御領地）に過ぎなかった。中国人が満蒙に移民し始めたのは比較的最近のことであり、また日本が満洲に進出してからの満

洲の進歩開発は歴然としている。よって中国が満蒙を植民地とするならば日本にとっても同程度かそれ以上に植民地であると主張する権利と資格があり、満蒙の事態に対して日本は中国と同一もしくはそれ以上の発言権を持っているとする⁽¹²⁾。

外交官として、また満鉄の理事や総裁として満洲における日中間の懸案交渉に実際に携わってきた松岡にとって、その交渉の結果として得た利権を発展させていくことは、当然のことなのであった。松岡いわく「満蒙に我国が牢固として抜く可からざる勢力を扶植したのは、決して侵略によるものではない。」⁽¹³⁾ 満蒙の権益は日本が日清戦争、日露戦争をへてロシアから譲り受けたもので、「欧米諸国に於ては我国の正当なる進出に対し異義を唱ふるものなく、明かに支那を除く以外の国々はこれを是認してゐるのである⁽¹⁴⁾。」すなわち満洲進出に対し「日本は何等政治的侵略的野心を包蔵してはゐない。日本は単に条約に依つて獲得した権益を永く保持せんことを欲するのみ」なのである。しかもこの権益を経済方面に活用し発展を図るにあたり、日本国民の利益を顧慮するのみならず、中国人の利益をも念頭においている。軍の駐屯も条約によるものの約半数である。日本は満洲が日本の軍隊の保護を必要としないほど平和と秩序ある常態を回復した時には喜んで撤退する、と述べる⁽¹⁵⁾。

このような考えは、日露戦争後の日本人一般の考えに近いもので、むしろ幣原のように中国内政不干渉の立場から満洲問題を考えるという方が、当時としては珍しかったといえよう。満洲事変直前の1931（昭和6）年1月の衆議院本会議において、松岡は野党・政友会の代議士として質問に立ち、時の民政党内閣の外相幣原の政策を痛烈に批判した。曰く「幣原外相の執つて居らるゝ御方針は、唯米国人の気受さへよければ宜い、感情さへ好くすれば宜いと云ふ風に見える」⁽¹⁶⁾「幣原外相の為さるゝ所を見ますと云ふと、日本人の感情などは、日本人の安全感などはどうでも宜いと云ふやうなやり方をして居る」⁽¹⁷⁾「今日の支那に於ける、又支那に対する我が帝国の立場が屈辱を受けて居るのを、之を結構だ慶賀す可きものだ、我国の利益の擁護伸長は満足に行つてゐる、と言ふ人があるか。是は此処にも亦腰の弱い外交が支那の人達の誤解を招いて居る」⁽¹⁸⁾「満蒙の地に於ても亦幣原外相の絶対無為傍觀主義が遺憾なく徹底されてあるやうに見える」⁽¹⁹⁾松岡の発言は大きな拍手を浴び、議場は騒然となり議長が制するものの議事の進行が不可能となり、質疑は翌日に持ち越される有様であった。

幣原外交は上の松岡の批判に代表される非難を浴び、1931年12月の若槻内閣瓦解の要因となる。帝国議会において幣原外交と対峙した松岡外交であったが、幣原外相時代の1931年9月18日に満洲事変が起きていたことを考えると、「松岡外交」の流れはすでに幣原時代から国民の間で形作られていたといえよう。若槻・幣原退陣のあとは野党であった政友会の犬養毅が組閣し、名実共にこの流れを推し進めることのできる状況になった。しかし1932年5月15日の五・一五事件を経て、軍の力がますます肥大化し外務大臣や外交官による外交の力は極めて限られたものになっていった。

犬養の後には海軍の齋藤実が組閣し、松岡はこの内閣の下で、リットン報告書を審議する国際連

盟に派遣され、主席代表の大役を担った。政府は連盟を脱退する意向はなく、松岡自身もその意向はなかった⁽²⁰⁾。しかし日本では国民の間に脱退すべしの声が高まり、東京からの最終的訓令には代表引き揚げ断行とあった⁽²¹⁾。リットン報告書採択の後、松岡は日本の立場を演説し、議場を後にした。松岡は自身の外交力により、連盟に日本の立場を訴え、少しでも寛容な対応を導くことをめざしたのだが、結果は連盟脱退という自らは絶対避けるべきと考えていたものになった。日本では国民が熱狂的に迎えたものの、松岡にとって連盟脱退は「失敗」であった。これを機に日本は国際連盟を脱退し、国際的孤立化の道を歩むことになる。松岡は後に三国同盟締結の立役者となるが、それを押し進める際に、自らが契機となって招いた孤立化の道から日本を救おうという意識が働いただろうことは否めない。

連盟から帰国後の松岡は政友会代議士をやめ、一時「政党解消運動」に手を染めるが、1935年8月古巣の満鉄の総裁となった。実はこの時松岡自身は中国問題の最大の矛盾は対米問題であるので駐米大使となることを希望しており、その実現可能性もあった⁽²²⁾。しかし母親が高齢で実姉が遠い外地勤務に難色を示したのだという。結果として松岡は古巣満鉄に返り咲き、再度満洲で日本の針路を考えることになった。

再び赴任した松岡の眼についたのは、かつてより満洲の治安が改善されたことであった⁽²³⁾。このことは満洲事変以来日本がたどってきた道のりを意義づけるのに貢献した。外務大臣在職中の1941（昭和16）年5月に出版した『興亜の大業』の中で松岡は「人類の五千年史に於て、事変後の五箇年に吾が大和民族が満洲国に於て成し遂げた様な、開拓の先駆者としての偉業を、左様な短期間に遂行したと謂ふ事實は、世界の何処にも無いのである」⁽²⁴⁾と断言している。松岡の「満洲中心主義」「マンチュリアン・マインド」⁽²⁵⁾は満鉄総裁に返り咲いたことでますます磨きがかかり、より確固としたものになったのである。

三輪公忠によればこの満洲中心主義からこそ日独同盟に対する構想も芽生えたという。すなわち世界経済がブロック化する中で、松岡は英・米・仏という既存の植民地帝國的ブロックに対して、日本もソ連やドイツに並んで新しい経済圏を獲得する必要と権利があると考えたのであった。日独の提携は日本と満蒙の経済圏を既成事実とするためにも、また生き延びることができるようにするためにも、有効な手段となるはずなのである⁽²⁶⁾。

加えて松岡の満洲中心主義は時を経るにつれてアジア主義的色彩を色濃くしていく。すなわち満洲事変以降の日本の動向を「東亜の解放」のためと意味づけたのである。先の『興亜の大業』において、松岡は次のように述べる。

「日露戦役迄は日本は消極的防衛の立場にあつた、と謂ふべきであらう。然るに満洲事変に至つては、積極的に、日本が東亜解放に乗出したのであると謂ふことが出来る。

日本は、消極的に東亜を護り、自らを守るといふ立場から、一步、否、数十歩も数百歩も踏出して、東亜を西欧の帝国主義的侵略から解放する為に、飛躍的、積極行動を起したのである。新しき東亜の建設、即ち東亜新秩序の樹立に乗出したのである⁽²⁷⁾。」

このような主張の方向性は近衛文麿首相による「東亜新秩序声明」以降さかんに提唱されていたアジア主義的方向性と軌を一にする。大勢の動向をとらえるのがうまい松岡は外相就任早々「大東亜共栄圏」構想を宣言するのである。実は松岡自身は軍の外交への関与を甚だしく嫌っていたが、松岡の満洲問題を中心に据えて日本外交を組み立てる考え方が、軍に引張られた日本の大陸政策にとって、都合のよいものとなってしまったこともまた事実である。

松岡の腹心としてその外交を支えた斎藤良衛によると、軍部外交が支配的であったこの時代に窮余の一策として松岡は二重の外交方針を立てた。一つは軍部懐柔のための表面的方針で、軍と協調して決める。しかしその裏には反侵略主義的にかくされた秘密の方針があったという⁽²⁸⁾。この「かくされた反侵略主義的な方針」は厳秘とされ、おおかたは文書等で残されなかった。それゆえ後年松岡は日本を戦争に導いた外交上の責任を一手に背負わされることになった。しかし外務大臣として本気で乗りだした重慶との和平工作を注目することで、松岡外交の「かくされた方針」がめざしたものの一端をうかがうことができる。次にこの重慶との和平工作の経過を見ていく。

3 外相就任と対重慶和平工作

1939（昭和14）年3月に満鉄総裁を辞した松岡が、第二次近衛文麿内閣の外務大臣に就任したのは1940（昭和15）年7月22日のことであった。1880（明治13）年生まれの松岡にとっては、還暦を過ぎてからの登板であった。当時の日本側の対重慶和平工作は17ものルートがあったともいわれ、不統一で確実性を欠くものであった。それまで中国側国民政府内にも対日和平に動く人員がおり、何本ものルートで和平工作が進められたのであるが、日本側の苛酷な和平条件と、近衛の「国民政府を相手とせず」声明に代表される対応により、和平交渉は大きな壁にぶち当たり、和平の実現は遠のく一方であった。すでに汪兆銘が重慶を脱出し、この年の3月30日には南京で汪兆銘政府が発足していた。しかし日中戦争を解決させ完全な和平を実現するためには、南京ではなく蒋介石の重慶との和平が必要であることは、明らかであった。松岡はこのことを充分理解し、その実現に最も重きを置いていたと考えられる。

組閣に先だって近衛は私邸に松岡外相、東条英機陸相、吉田善吾海相の各閣僚候補者を招き、会談を行った（萩窪会談）。ここで松岡による原案が提示され、意見が交わされた。松岡がここで強調したことは「支那事変処理」と世界新情勢への対応にあたり外交の一元化が必要ということであった。経済活動等について軍の生存上軍が掌握することが絶対に必要なものを除き「一切政府に於て一元的に指導」するとした。その一つとして対中国和平工作を外務省に一元化し、陸軍その他の動きを外務省の統制下に置くことという了解をとりつけたのである。松岡は「おれの手でやらねば、できる和平もできなくなる。一方で、大軍を中国に派遣しておきながら、おれのいう通りになればと嚇したんでは、蒋介石たるもの、それに乗って来れようはずがないではないか。陸軍あたりのしろうと外交はぶちこわしだ」といったという⁽²⁹⁾。松岡は満鉄副総裁時代の1927

(昭和2)年3月に満鉄総裁の山本条太郎とともに南昌で蒋介石と会って緊密に会談をした経験がある⁽³⁰⁾。この時蔣は松岡等を思いがけず厚遇し、しかも会談時間はかなり長時間に亘った。その上翌日蔣自身が答礼にわざわざやってきて、歓談におよんだ。その経験もあり、松岡は自分が行って蒋介石と話をすれば、事態を打開できるのではないかとの思いをずっと抱いていた。

ところで先の荻窪会談の決定によれば、「支那事変処理」について「作戦ノ徹底並援蔣諸勢力ノ遮断ニ重点ヲ置」きその成果を拡充するため「支那内部ニ対スル政治的諸施策」を行うとされ、日本政府としては南京政府支援方針は不変であるが、重慶政府が戦意を放棄し和平を求めてきた場合の条件を次のように定めている。

「イ 東亜共同防衛ノ具現 ロ 東亜経済圏ノ確立 ハ <排日禁絶及対日>不再戦保証 <ニ 共産主義排撃> ニ関スル我カ方要求ヲ受諾スルコト及停戦後ノ新政府樹立ニ関シテハ重慶側ニ於テ南京政府ノ意向ヲ尊重シ「内政問題トシテ」両者間ニ機宜妥結スルコトヲ条件トシ停戦並和平交渉ニ応スルノ余地ヲ存ス <重慶側ノ和平気運ノ促進ノ為南京政府側其ノ他ノ策動ヲ支援ス>」⁽³¹⁾

引用中松岡原案とされているものに新たに付け加えられたところをく >で示した。細部では松岡原案では「日支不再戦保証」となっていたのが「対日不再戦保証」とされ、「内政問題トシテ」の括弧は原案には付されていなかった。この段階で南京支援を認めつつも重慶との和平の道を探ろうという松岡の方針が、発足する第二次近衛内閣の方針となったのであった。しかし松岡が力説した外交一元化に関しては、翌日の会合で東条陸相が外交政策に関連するものも含む二十余項目から成る協議条項を提出したことでもわかるとおり、当てにはならないものであった。近衛首相は基本的には外交問題は松岡に任せるという態度をとったものの、軍の介入を押さえるには気迫が欠けていた。松岡としては軍の外交干渉が続けられるなかで、自らの主張を鮮明にしていく必要にかられたに相違ない。

外相に就任すると松岡は人事に着手し、大使・公使を始めとする出先の人員を入れ替えた。実に外相就任ちょうど1カ月目の8月22日に40名もの在外外交官の帰還命令を発したのである。さらに外務省内においても多くの局長を更迭する大なたを振るった。このような大幅な人事改変には省内の抵抗も大きかったが⁽³²⁾、松岡には松岡なりの理由があった。それは派閥抗争にしをぎをけずる外務省の弊害を一新するという従来からの松岡の主張の具体化なのであった。また対外的に特に対日圧迫を強めつつある英米に対し日本の決心がただならぬ事を示し、その対日態度を改めさせること、外務省人事にまで口を出している陸軍に対し機先を制すること、外務省に外からの人材を導入し省内に活気をとりとどさせること、などの目的があった。

松岡はこのような荒っぽいことをやっても「いったん首を切っても、有能者は、早い機会に復活させる」という構想を持っていたようであるが、それが全部実現しない前に自らが外相をやめることになった。結果的にこのような手荒な人事により、多数のベテラン外交官を失うことになり、外務省内にはぎくしゃくした空気だけが残った。「松岡が外相だった時代ほど、上局と省員

との間がしっくり行かなかったのを見たことがない」という。このような状態に加え松岡の秘密主義も相まって、日独伊三国同盟交渉の開始はわずかな省員しか知らなかった。取りきめは大臣が孤立無援の中であつという間にできていたという⁽³³⁾。

ともあれ外相就任間もない1940（昭和15）年8月1日の記者会見で眼前の外交方針として「皇道の大精神にのっとり、まず日満支をその一環とする大東亜共栄圏の確立を図る」ことを掲げた松岡は、その日夕刻に駐日ドイツ大使オットと会談し、三国同盟締結についてドイツ側の意向を打診し、三国同盟締結に乗り出したのであつた⁽³⁴⁾。

三国同盟交渉が動き出した同じ時期、日中間の和平交渉にも新たな動きが見られた。日中戦争勃発以降さまざま試みられていた和平工作は、ことごとく行き詰まっていた。1940年段階で見べき工作は、2月から9月まで行われた宋子良工作（桐工作）と8月から本格的に動き始めた錢永銘工作であろう。桐工作は、宋子良は偽者だったが、蒋介石と戴笠が直接指導したものとされる⁽³⁵⁾。また錢工作は数ある重慶和平交渉の中で蔣の手もとに達した希有のものとして、外務大臣が直接動いたという意味でも注目すべきものであつた。

かねてから松岡の意を受けて日中和平交渉の道を探っていた西義頭満鉄南京事務所長は1940年1月に張競立と再会し「第二期和平工作」に乗り出す。西が日中和平工作に関与するようになったのは、1937（昭和12）年7月の日中戦争勃発直後からであつた。高宋武国民政府外交部亞洲司長が蒋介石と汪兆銘と会談し、近衛首相を動かし華北からの日本軍の全面的撤退を実現させる旨を提言した。この近衛説得のため当時満鉄総裁だつた松岡の助力が求められ、満鉄社員であつた西がこれを伝える役を担つたのであつた。これを聞いた松岡は西を満鉄の日常業務から解放し、自由に和平工作を行つてよいとの言質を与えたのであつた⁽³⁶⁾。松岡の許可を得た西はその後高宋武らと和平工作を続け、汪兆銘等の第三勢力を育成してこれにより蒋介石との間を斡旋して対日全面和平に導こうとする。1938年12月汪兆銘は重慶を脱出する。汪の重慶脱出に呼応して近衛首相は声明を発表し、満洲国承認を含む日中の国交調整の三原則を示した上で日本が「中国の主権を尊重」し「中国の独立完成に協力」し、「東亜の新秩序建設に邁進せんとす」とした。汪はこのような近衛声明を検討して日本との和平交渉に踏み切るべきと重慶の蒋介石並びに党本部に提議した。しかし、汪のもくろみ通りには汪への支持がなく、汪政権は日本の傀儡化の途をたどつていった。そんな中、和平工作は周仏海が、もとより南京に汪を首班とする中央政府を樹立して進めようとする「周仏海行程」が台頭した。高宋武は和平工作から脱退し、また第一次近衛内閣も1939年初頭には瓦解し、西等が推し進めていた工作は挫折したのであつた⁽³⁷⁾。

実は国民政府鉄道部財務司長であつた張競立と西が最初に出会つたのは、1935（昭和10）年西が南京に赴任してからであつた。張は日本留学経験をもち満鉄との関係も深かつた。一時重慶にあつた張は中日全面和平工作実行のため1939（昭和14）年11月に香港に出て、さらに上海に来ていた時、西に再会したのである。この張の働きで蒋介石に隠然とした影響力をもつ錢永銘が動くことになった。錢は交通銀行董事長や国民政府財政部次長を歴任した浙江財閥の領袖であつた。

1940年7月から8月にかけて、西は銭に香港で会い銭の説得に努めた。その際、西の和平工作活動の後ろ盾である松岡が外相に就任したという事実が、少なからず後押しした。8月24日銭は西に仲介の任を担う旨を告げたのである。ほどなく銭は三つの仲介条件を出した。それは第一に重慶・南京両政府を合併して統一政府をつくること、第二に日本軍の中国からの全面的撤退、第三に日本政府と新統一中国政府との防守同盟締結、であった⁽³⁸⁾。

西は南京の汪兆銘に了解をとった後、南京政府行政院院長兼財政部長の周仏海に会い、南京政府の立場から銭を仲介とする重慶との和平交渉を依頼する旨の文書を松岡外相にあててしたためてもらった。9月17日東京に帰った西は松岡に会い経過を説明し、銭の提案に応じ重慶・南京両政府の合体と日中全面和平のために動くよう進言した。翌18日銭の代表として西に同行した張競立と副代表の盛沛東が松岡に会い、銭の仲介案を提出した。松岡はこの時一時的にしゃべり、張らが口を差し挟む間を与えず、肝心の銭の仲介案に対して一言も言及しないまま時間が過ぎてしまい、張らは結局その真意を図りかねたまま退出した⁽³⁹⁾。後の松岡のとった言動を見ると、この時すでに松岡は本気で重慶との和平に乗り出そうと考えていたと思われる。しかしこの時期の松岡は日独伊三国同盟の締結に多忙を極めた。9月27日その三国同盟がベルリンで結ばれ、結局松岡が重慶との和平工作に動き出したのは、10月に入ってからであった。

三国同盟が成立する一方で、支那派遣軍が行っていた重慶との和平交渉が中止された。日本は独伊につく一方で中国は英米につくという状況で、日中の単独和平は不可能であり、しばらく時機を見る、という判断であった。結果として日本政府は南京政府との間に日華基本条約を結び、正式に南京を承認するという流れができていった。南京にはすでに阿部信行が特派大使として送られていた。松岡が本気で重慶との和平工作に乗り出そうとしたのは、そんな時期であった。

4 交渉の遅延と挫折

1940（昭和15）年10月1日閣議の後に松岡外相、東条陸相、及川海相の三者は、従来軍民各方面で行っていた重慶工作を中止し、政府に一本化する、ただし和平条件は南京との間に成立するであろう日華基本条約に準拠することを決定した。さらにこれが10月中に実効をおさめることを期待するとともに、南京政府の承認は予定通り進捗させるを可とすることも、決定された。翌日外務省がまとめた「対重慶和平予備交渉準備要綱」では南京を通した重慶との直接交渉を開始し、同時にドイツを仲介目的で重慶と接触させること、それはソ連もある程度了解のもとに行うこと、状況によりドイツの圧力を利用すること、南京政府代表を和平協議に参加させ、交渉成立後は汪を含めた会議で「形式的ニ交渉内容ヲ決定スル」という手続きを考えること、11月中旬までに停戦協定が成立することをめざすこと、が掲げられた⁽⁴⁰⁾。ドイツの仲介という点は松岡はあまり乗り気ではなかった。松岡構想はむしろ三国同盟により米英と対峙しその勢いで重慶との和平も成立させようというものだった。後に日ソ中立条約を結んだ際松岡は、三国同盟に加えてソ連との中立条約で米英が脅威に感じている時こそ日米間も日中間も和平交渉の効果があがると

いう考えを披露している。

10月初旬、張競立一行は松岡とようやく第二回目の会見を果たした。松岡はここではじめて銭の仲介仕事を応諾する決意を明確にし、銭の仲介条件に対して承認のサインをして、張競立に手渡した。そして「私は銭永銘を無条件に信頼する」と付け加え、西に対しては「この交渉を二週間でまとめて来い」と述べたという⁽⁴¹⁾。張が松岡外相に提出した和平条件は①新国民政府の健全統一（蒋介石は行政院長を、汪兆銘は代理主席を辞し、林森主席は国民政府改組令を頒布）、②停戦実施、盧溝橋以降派遣した日本軍の逐次撤退、中国の統治権は改組国民政府に帰属し、日本は中国政府および人民の財産を無条件に還付、③中日平等互惠原則のもとに経済合作、満洲国は秘密協定で承認、④停戦後東洋興隆会議を開催し善隣友好、経済提携を審議（経済提携については日本に資本・機械・技術の供与に関し最惠条件を与える、日本が供与できない場合は第三国から供与を受け、資源は中国の自用に供給し、最高の相場で日本に売却する、現存の合弁会社は即時解消）、⑤防共協定締結（駐兵、軍用品の供給については軍代表により協定）というものであった⁽⁴²⁾。この条件は、先に銭が示した仲介条件がすべて盛り込まれるとともに、「満洲国は秘密協定で承認」とするなど日本側の主張にも配慮したあとが見られる。松岡が交渉成立の可能性に期待をかけたのは、このような双方が歩み寄る条件案が出てきたことが大きい。

松岡は交渉のため外務省から田尻愛義参事官を現地に派遣し、また当時上海特別市政府顧問だった船津辰一郎にも香港に行って銭永銘と連絡をとる旨指示した。船津は松岡の要請を10月17日に西より手渡され、翌日南京に赴き阿部大使と会見し、夜には汪兆銘とも懇談した。汪は日中全面和平は自らの渴望するところでその成功を祈るとしながらも、同時に重慶をして南京政府承認の遷延策に利用されることがないように希望する、と述べた。また今回の提案は重慶側に都合がよくなるということであるが、重慶としては日本と話しを進めるにはまず英米ソの了解を獲る必要があり、米国あるいはソ連が反対すれば今回の工作も不成功に終わる恐れがある、とした。翌19日には船津は支那派遣軍参謀の今井武夫大佐を訪ねるが、今井は「過去に於ける自分の経験に徴し、重慶との平和工作は到底望みなし」という見解であった⁽⁴³⁾。

この頃銭永銘からの委託で、浙江財閥の巨頭で金城銀行總經理である周作民が重慶の張群の説得役として加わることになった。周の説得は張競立がしたのだが、これに手間取り交渉に携わる人物が香港にそろったのは、10月26日であった。11月30日には日華基本条約が調印され、日本はこれによって南京政府を正式に承認することになっていたのだから、すでに時間的猶予は1カ月しかなかった。しかも仲介役の銭が時期の遅れを理由に「重慶を動かす自信がない」と意欲を失っていた。西や田尻、船津の説得で銭は再度仲介に動くことになるのだが、この時東京から用意した事変解決案の要旨は次のようなもので、それまでの和平交渉における条件と比し、極めて寛容な内容であった。すなわち「日支事変は宣戦布告がないのだから事実上の停戦によって終結すること。その上は日本軍は完全に撤収すること。日華間には永久の友好和親、互惠平等の経済提携、相互防衛同盟の新しい条約を締結すること。相互防衛については日華の一方が第三国から攻

撃をうけたときは相互に全力に訴えて援助するものとし、そのため平常からその実をあげることを本旨とすること。満州国は現実の問題として取り扱うこと。南京政府の将来については中国の国内問題として処理すること⁽⁴⁴⁾。その内容に動かされたか、銭らはこの日本側提案を中心として報告と意見書を作成、さらに周作民からの張群あて勧告依頼書と呉鼎昌（貴州省首席、浙江財閥で周の旧僚）あて協力依頼書が加えられ、10月31日に重慶への特使にこれを託した。

11月6日張競立、盛沛東、西らと夕食をともした船津は、席上張から汪政権承認を12月10日頃まで延期してもらおうよう明日中に電請してほしいと要請され、重慶から今少しつかみどころのある消息を受け取ってからでも遅くはあるまいと答えている⁽⁴⁵⁾。待ちわびた張群代筆の蒋介石からの返書は11月12日に銭のもとに届けられた。その内容は儀礼の範囲を出たものではなかったが、そこには幾多の和平交渉があったが蒋介石の手もとに達したのは初めてで、まして外務当局者の責任ある意思表示が届けられたのは前例がない旨記されていた。すなわちそれまでの幾多の和平交渉が蒋介石の手元に届いていなかったという絶望的事実が告げられると同時に、銭の蒋介石に対する影響力を再確認させ、また松岡が外務大臣という立場で交渉に乗り出したからこそ、蒋介石を動かせるかもしれないとの期待を抱かせたのであった。11月13日政府は御前会議において「支那事変処理要綱」を決定した。ここでは10月初旬の三相決定とほぼ同様の内容が確認され、年末までの間に重慶との和平が成立しなければ長期戦の態勢に入ることが掲げられた⁽⁴⁶⁾。

11月17日蒋介石が派遣した重要人物が香港に到着した。日本側は覆面をしたこの人物は蒋介石の侍従室主任陳布雷であろうと想像していたが、西によればのちに張季鸞と判明した。この人物が携えてきた蒋介石の覚書自体は、中日和平出来ない理由が書いてあったが、銭はその裏を読み蒋介石に仲介受諾の用意ありとし、その前提として蒋介石が提出したとする二つの条件を示した。その条件は第一に汪政権承認は無期延期、第二に無条件全面的撤兵、以上が承諾されれば、本交渉を開始進行させるに異存なし、というものであった。11月18日田尻より東京へ「一、中国にある日本軍の全面撤兵の原則的承認。二、南京傀儡政権の承認取消し。日本政府において右条件の履行を確約するにおいては、中国政府は日本政府と和平交渉に入る用意あり」との電報が打たれた。関係者が首を長くして東京からの回電を待つ間、重慶からの使者を留めておくことが困難になり、11月24日使者を乗せた飛行機は重慶に向かって出発した。日本からの回電が到着したのは実にその日であった。11月23日東京では首相官邸で松岡外務大臣が五相会議で重慶の申し入れを承認させていたのであった。ただし「重慶政府が速かに正式代表を任命し来たるにおいて、日本政府は南京政府の承認を延期すべし」（傍点－原文）という条件がついていた⁽⁴⁷⁾。

ほんの半日の行き違いで、重慶への意思表示がさらに数日遅れることになった。銭は杜月笙を使者として重慶に飛ばそうとしたものの重慶行きの定期航空便がないなどの条件が重なり、杜が重慶に向けて飛び立ったのは11月27日であった。杜に持たせた手紙の中で銭は前駐日大使許世英を重慶政府の主席正式代表に任命することを要請した。だが南京の正式承認は30日に迫っている。東京では松岡が重慶の正式代表任命通知を待っていたが、陸軍関係者は松岡を責め立てた。

銭の仲介交渉は日本の南京承認を遅らせるための重慶側の「詭計」であり、松岡はまどわされているというのである。陸軍としては阿部大使がすでに30日の日華基本条約批准・南京政府正式承認の段取りを整えており、また陸軍が中心となって行っていた和平交渉が頓挫したことから、松岡の直接交渉について良い感情をもっていなかった。田尻によれば松岡の意を受け交渉に向かう際に南京で軍関係者から「軍の面子がある。外務省の手で和平が成功したとなれば軍の立ッ瀬がない。適当に振舞ってほしい」⁽⁴⁸⁾と言われたという。重慶との和平交渉という当時の日本の行方を左右する重要問題においても、陸軍と外務省という日本国内の部門間の争いが足を引っ張った形になった。

11月28日近衛首相、松岡外相、東条陸相、及川海相などが出席した政府・大本営連絡懇談会で、重慶との和平問題が協議された。結局、和平交渉を打ち切り、30日に予定通り日華基本条約を調印することになった。この会議に出ていた東亜局第一課長太田一郎によれば、太田が経緯を説明した後沈黙が続き、鈴木貞一興亜院政務部長が「海のものとも山のものとも分らぬ交渉が続いている内に、もし、汪精衛に、いや気でもさし、逃げ出してしまったら、誰が責任を取るのか」と発言した。しばらくの間があり、近衛首相が「皆さん、別に御意見もないようですから、和平の話合いはこれで打ち切り、予定通り、基本条約を調印することにしましょう」との発言があり、会議はあっさりお開きになった。この間、松岡は一言も発しなかったという⁽⁴⁹⁾。

11月28日の深夜この結果が田尻の元に届いた。田尻は即刻銭にこれを急報すると同時に、東京の翻意を促すために①重慶が速やかに和平原則に同意し、②正式代表を任命したという回答を至急電でよこすよう重慶に手配することを求めた。この段階で許世英元駐日大使を正式代表にしたい内意が伝わっており、田尻は重慶側に速やかなる交渉開始の意向があると判断したのである。その上で東京に対し、非公式連絡にせよここまで進展した折衝をのがすべきではないとして、汪政権承認延期について再考を請う旨を電報した。さらに陸軍の影佐南京政府軍事顧問に対し、汪自身の発意で条約の正式調印を延期しても差し支えないとの本心を東京へ表明するように取り計らって欲しい旨を電報した。東京宛て最後の電報は「承認までにまだ数時間の余裕がある。泣いて廟議の再考を請う」という必死の思いを込めたものであった⁽⁵⁰⁾。

11月29日深夜、重慶から許世英を首席代表に任命する旨の電報が入った。許は12月5日香港へ来る段取りになっていたようで、田尻はそれまで南京承認を待つように願い出たのであった。しかし東京も南京も重慶もそれには答えなかった。田尻の必死の電報に対する東京からの返電は「国際信義上できない」というものであった。影佐は田尻からの電報を受け取ったものの「今までの汪氏との因縁と四囲の情勢でどうにもできなかった」⁽⁵¹⁾という。30日の深夜松岡は高熱のため臥していたが太田一郎東亜局第一課長を呼び出し、蔣介石宛の電報を口述させ、香港を通じて蔣介石に伝えよと指示した。それは「今回はやむを得ない事情で交渉を打ち切ることになったが、何れ閣下と、日華百年の大計を御相談する機会が訪れるであろう」という趣旨のものであった。太田によれば松岡はこの電報が蔣介石の手元に届くと確信していたようだ⁽⁵²⁾。

だが南京を正式に承認してしまっただけでは重慶を和平交渉の場に引っ張り出すのは不可能となった。日本が南京を承認した日に重慶の国民政府は日本と汪政権を激しく非難し「中国は最後の勝利に至るまで抗戦することを決心した」⁽⁵³⁾という声明を発表した。蒋介石は12月2日の日記に「近衛は、無知無能にも、汪政権を承認したことで、中日両国間に解くことのできない仇敵関係をつくりだした。これは、敵国（日本）のためにもまことに残念なことであるばかりでなく、さらに東亜のためにも危機感を深めるものだ」⁽⁵⁴⁾と書いた。ここに銭永銘工作は潰えたのであった。

5 結語

銭永銘工作は日本側の外交責任者である外務大臣が自ら重慶との和平工作に乗り出した唯一のものであった。それは幾多の和平交渉の中で蒋介石の手元に日本政府としての意思が届いたとされる希有のものでもあった。だが結局正式の和平交渉開始には至らなかった。その原因を分析し、松岡外交を再考することで本稿の結びとしたい。

すでに示したように、正式交渉開始寸前までいながら失敗したのは、時間が逼迫していた上に多くの行き違いが重なったことにある。しかし当時の状況を考えるとこれらの「行き違い」は偶発的なものではなく、必然的であったようにも思える。松岡が重慶との和平に本格的に乗り出したのは、日独伊三国同盟を締結した直後からである。三国同盟により英米に圧力をかけ、重慶を和平交渉に導くというのが松岡の構想だったのだが、かえって英米が日本を敵対勢力と見なすようになり、重慶は特に米国との関係を強化するようになった。このような情勢ではたとえ蒋介石が対日和平を望んだところで、そうした動きはとりにくい。その点は交渉者もよくわかっていて、「裏を読む」工作が進められたのである。少なくとも松岡自身は本気でこの和平交渉を成立させようとしていたと思われる。だがたとえば11月13日に御前会議で決定された「支那事変処理要綱」と、銭工作の交渉案とは内容にかなり違いがあり、この件に関する国内的な調整不足が感じられる。さらに11月28日の会議で、南京承認を30日に行うかどうかを決めるという肝心な時に松岡は発言をしていない。松岡には軍関係者から相当の圧力がかかっていたのである。たとえば南京の支那派遣軍から依頼を受けた児玉誉士夫が松岡の説得に動いている⁽⁵⁵⁾。軍はこの工作をあくまで阻止し、南京政府承認を迫ったのである。これも従来からある軍と外務省の部門間の争いの一環と見ることができる。さらに松岡は自身の基盤であるはずの外務省内部でも浮いた存在であった。孤立無援で推し進めていた松岡外交なのであった。一方、松岡はドイツを仲介として重慶との和平を探っている。それも見るべき成果が得られず⁽⁵⁶⁾、八方ふさがりの状況で、軍の圧力に屈せざるを得なくなったのである。

かつて中国問題を自身の「生命」とするとした松岡にとって、対重慶和平工作の挫折は悔やみきれないものであった。松岡は日ソ中立条約締結前の欧州行きが決まった折りに田尻を呼び出し、「も一度話のよりを戻せ。自分の留守中に今度こそ仕上げろ」と命じた⁽⁵⁷⁾。だがこれ以降、和平工作をめぐる状況は悪化の一途をたどるのであった。

《注》

- (1) 蔣介石の声明の全文邦訳は青木得三『太平洋戦争前史・第3巻』, 財団法人学術文献普及会, 1951年, 18~21頁。
- (2) たとえば家近亮子「1937年12月の蔣介石 - 『蔣介石日記』から読み解く南京情勢 -」(『近代中国研究彙報』第30号, 東洋文庫, 2008年3月17日) 10頁。
- (3) 銭工作に参画した船津辰一郎の回顧によれば, 銭の要請に対する重慶の使者の回答の中で, それまで数多く日本側から話しがあったが, 責任者より直接話しを聞くのは第二回目とされたという。第一回目は独大使トラウトマンからのものであった(船津辰一郎「南華交渉失敗日記」在華日本紡績同業会編『船津辰一郎』, 1958年, 226頁)。
- (4) 比較的最近最近のものではたとえば, 宮田昌明「トラウトマン工作再考」(軍事史学会編『日中戦争の諸相』, 錦正社, 1997年), 他の日中平和工作に関する研究についてはとりあえず戸部良一『ピース・フィーラー - 支那事変和平工作の群像 -』, 論創社, 1991年, 397~407頁の「参考文献」を参照のこと。
- (5) 斎藤良衛『欺かれた歴史 - 松岡と三国同盟の裏面 -』, 読売新聞社, 1955年, 37~38頁。
- (6) 松岡洋右伝記刊行会編『松岡洋右 - その人と生涯 -』, 講談社, 1974年, 66頁。
- (7) 「松岡洋右縦横談」(同前) 221頁。
- (8) 同前, 216~220頁。
- (9) 「自序」松岡洋右『動く満蒙』, 先進社, 1931年, 1~2頁。
- (10) 「満蒙に対する認識と政策の確立」(同前) 45頁。
- (11) 「満蒙に於ける日支経済提携の根本義」<1928年>(同前) 54~55頁, 「太平洋会議に於ける講演及論駁」<1929年>(同前) 72頁。
- (12) 前掲「満蒙に対する認識と政策の確立」, 46頁。
- (13) 「満蒙は我国の生命線である」<1931年4月稿>(同前) 223頁。
- (14) 同前, 225頁。
- (15) 「満蒙に於ける日本の権益」<1930年8月稿>(同前) 254~255頁。
- (16) 「幣原外務大臣への質疑 - 第五十九議会本会議に於て -」<1931年1月23日>(同前) 106頁。
- (17) 同前, 107頁。
- (18) 同前, 111頁。
- (19) 同前, 113頁。
- (20) 松岡は出発にあたって挨拶にいった際, 元老西園寺公望に対して「脱退などは絶対に致しません」と明言していたという(土橋勇逸「国際聯盟脱退管見」<1957年1月>『現代史資料・第11巻・統満洲事変』, みすず書房, 1965年, 881頁, 三輪公忠『松岡洋右』, 中央公論社, 99頁)。
- (21) 前掲「国際聯盟脱退管見」, 885頁, 前掲・三輪『松岡洋右』, 102頁。
- (22) 前掲『松岡洋右 - その人と生涯 -』, 628頁。
- (23) 松岡洋右『興亜の大業』, 第一公論社, 1941年, 92~93頁。
- (24) 同前, 104頁。
- (25) 前掲・三輪『松岡洋右』, 136頁。
- (26) 同前, 137頁。
- (27) 前掲『興亜の大業』, 251頁。
- (28) 前掲『欺かれた歴史』, 6頁。
- (29) 同前, 82頁。
- (30) 1927年3月10日のことである。なかなか外国人には会わないとされていた蔣介石であったが, この時は専用車を用意して南昌で松岡等の一行を迎えた。蔣介石私邸での晩餐会の後, 山本条太郎, 松岡, 蔣介石, 張群の4人で夜中の12時まで話した。翌11日蔣介石自身が松岡等の宿泊所に答礼に訪れ, そこでも1時間以上話したという。破格の待遇であったといえる。これらの会見の内容につ

- いて松岡は多くを語っていないが、蔣介石が革命の前途について楽観視していること、共産党と国民党系の者との間の軋轢に頭を悩ましていること、等の話が出たらしい。松岡は蔣介石について「少しの悪気ないフリーな気持の好い正直な人」（「長江を遡航して南方支那革命を見る」<1927年5月稿>前掲『動く満蒙』, 313頁。）と称している。
- (31) 『太平洋戦争への道・資料編』, 朝日新聞社, 319～320頁。
- (32) 三輪公忠はこうした人事が松岡を敵視するものを省の内外に「潜在的にせよ用意した」だろうとし、当時駐ソ大使だった東郷茂徳が松岡の求めにもかかわらず辞表の提出を拒否したことを紹介している（前掲・三輪『松岡洋右』, 157頁）。
- (33) 前掲『欺かれた歴史』, 110～113頁。
- (34) 義井博『昭和外交史』, 南窓社, 1971年, 118頁。
- (35) 今井武夫『支那事変の回想』, みすず書房, 150頁。
- (36) 西義顕『悲劇の証人－日華和平工作秘史－』, 文献社, 1962年, 74～80頁。
- (37) 藤井昇三「日中戦争中の和平工作と中国の対応－日中関係史の側面－」（『外務省調査月報』第9巻第7号, 1968年7月）408～409頁。
- (38) 前掲『悲劇の証人』, 311～339頁。
- (39) 同前, 345～351頁。
- (40) 「対重慶和平交渉ノ件」<1940年10月1日, 外, 陸, 海, 三相協議決定>（『大東亜戦争関係一件－本邦ノ対重慶工作関係』外務省外交史料館文書）, 「対重慶和平予備交渉準備要綱」<1940年10月2日, 外務省>（同前）。
- (41) 前掲『悲劇の証人』, 362頁。
- (42) 「南京, 重慶合体問題」<1940年10月2日>（『支那事変関係一件』第二巻, 外務省外交史料館文書）。
- (43) 前掲「南華交渉失敗日記」, 220～221頁。
- (44) 田尻愛義「消えた重慶和平への道」（『人物往来』第5巻第2号, 1956年2月）59頁。
- (45) 前掲「南華交渉失敗日記」, 224頁。
- (46) 「支那事変処理要綱」<1940年11月13日>（外務省編『日本外交年表並主要文書』, 原書房, 1965年）464～466頁。
- (47) 前掲『悲劇の証人』, 380～388頁。
- (48) 田尻愛義『田尻愛義回想録』, 原書房, 1977年, 83頁。
- (49) 上村伸一『日本外交史・20・日華事変・下』, 鹿島平和研究所出版会, 1971年, 323頁。
- (50) 前掲『田尻愛義回想録』, 86～87頁。
- (51) 前掲「消えた重慶和平への道」, 61頁。
- (52) 前掲『日本外交史・20・日華事変・下』, 323頁。
- (53) 秦孝儀等編『総統蔣公大事長編初稿』巻四下冊, 1978年, 602頁。
- (54) 『蔣介石秘録・12・日中戦争』, 1976年, 221頁。
- (55) 児玉誉士夫『悪政・銃声・乱世－風雲四十年の記録』, 弘文堂, 1961年, 177～179頁。
- (56) 白井勝美「日中戦争の政治的展開（一九三七年～一九四一年）」（日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道・4・日中戦争・下』, 朝日新聞社, 1963年）239頁。
- (57) 前掲「消えた重慶和平への道」, 61頁。

付記：本稿は2008年12月7日から8日にかけて中国重慶市において重慶師範大学主催で行われた「2008重慶“抗战文学与文献”国際学術研討会」に参加（論文参加）、発表された論文を、大幅に加筆したものである。この会議の結果は、靳明全・内田知行主編『中日学者抗战文史研究論文集』, 重慶出版集団・重慶出版社, 2009年, として出版された。

株主総会における遡及的報酬決議の有効性

黄 清 溪
岩 井 勝 弘

- 1 はじめに
- 2 報酬規制の概要
- 3 遡及的報酬決議の有効性
- 4 むすび

1 はじめに

通常、株式会社の取締役や監査役など（以下、「役員」という。）は、職務を行う対価として会社から財産的利益（以下、便宜的に「報酬」と呼ぶ。）を受領する。会社と役員との関係は委任に関する規定に従う（会社法330条）とされているから、法律的には任用契約⁽¹⁾は無償が原則となる（民法648条1項）。しかし通常、会社と役員の任用契約においては、明示的又は黙示的に報酬（有償）の特約があると解されている⁽²⁾。社会通念から考えれば、役員となろうとする者の大多数は、これによって生活の糧を得るとの目的・期待をもって契約をするのであり、会社の側もこれを認識しているといえるから、無償が明示されない限りは有償特約の存在を認めてよい。もっとも、委員会設置会社以外の会社においては、この報酬支払には定款の規定又は株主総会の普通決議⁽³⁾が必要である（会社法361条、387条、309条1項）。この点、定款で規定すると、金額の変更の際には定款変更手続（466条）を要することになるから、これを選択している会社は少ない⁽⁴⁾（本稿は、株主総会の報酬決議を要する会社を念頭に置いて論述する）。

株式会社（殊に非上場会社・同族会社）のなかには、その実態は個人商店に近いものであって、法令で求められている各種手続を履践していないという会社が数多く存在する。296条1項では、「定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。」と定められているが、会社によってはこの最も基本的な「株主総会の開催」すらしていないところもある。会社設立以来、一度も株主総会が開催されていないという究極的な会社もある。

株主総会が開催されないということは、役員報酬についての決議もないということである。しかし、決議がないからといって、役員が報酬を得ず、無報酬で職務を行っているというわけではない。貰うものはきちんと貰っているため、361条ないし387条違反という問題が生じ、会社が報

酬相当額の損害を被ったということで、役員ของบริษัทに対する損害賠償責任が生じるのである。この損害賠償責任は、会社自らが役員に対して追及することは考えにくく、株主代表訴訟の形で追及されるのが一般的である。これに対し役員は、当該損害賠償責任を回避すべく、定時株主総会の際に、または臨時株主総会を開催して、過去の報酬（報酬名目金員の意。以下、省略。）支出時まで遡って効力が生じる旨を付した役員報酬決議（遡及的報酬決議）を求めることがある。その意味は、報酬決議は支出の前になされるべきとの理解を前提として、過去に違法に支出した分と同額の報酬を、現在決議して両者を相殺するという形をとると、運用益相当損害金（民事法定利率年5パーセント）がなお残存することとなり⁽⁵⁾、役員損害賠償責任を完全に消滅させることができないからである。多数の株主が存する大会社であれば、そのような法令違反行為を承認すべきかどうかについて、その社会的・経済的な影響の問題もあって、大いに議事が紛糾するであろう。ところが、非上場会社・同族会社のような小規模会社では、株主の人数が限られ、そもそも株主総会不開催を黙認する株主の意識の下では、少数派株主の反対意見のほかは、特段の議論もなく遡及的報酬決議がなされる可能性が高い。報酬受領役員が議決権の過半数を有している場合であれば、有無を言わず、ということで形式的な審議の下に決議がなされることも大いに予想される。なお、報酬決議は支出の前後を問わないとの理解を前提とすれば、違法支出と評価される対象が原則として存しないので、運用益相当損害金は発生せず、遡及的報酬決議を求めする必要はないということになる（通常の報酬決議を求めればよい）。

この問題については、最高裁第三小法廷平成17年2月15日判決⁽⁶⁾（以下、「本件最判」という。）が事後になされた報酬決議を適法・有効と解する立場を示しているものの、報酬規制理論に対する詳細な言及をしていないため、解釈の仕方によっては異なる意味を捉えることができる。そこで筆者両名は、報酬規制理論の検討や裁判例の検討を交えて、役員報酬が支出された後に株主総会の報酬決議があった場合の適法性・有効性について議論を重ねた。本稿はその共同研究の結果を記したものである。

2 報酬規制の概要

(1) 報酬規制の趣旨についての学説

取締役報酬規制（361条）及び監査役報酬規制（387条）の趣旨については、政策的規定と理解する説（多数説）と当然規定と理解する説（少数説）が対立している。

まず、政策的規定説は一般に以下のような内容である。取締役や監査役の報酬等の金額の決定は、すなわち会社の経営機関に関する適正なコスト支出についての判断であり、本来は業務執行行為として、取締役会又は取締役の権限である。しかし、取締役の報酬の決定を取締役会又は取締役に任せると、お手盛りの弊害が生ずるから、361条は株主保護のために政策的に、その報酬

額は定款の規定又は株主総会の決議によって定めることを要するとしたのである⁽⁷⁾。監査役の報酬については、その決定を取締役会又は取締役役に任せると、監査する者の報酬を監査される側が左右することになって、監査役の独立性が害され、中立的な監査を期待できないことから、387条は適正な報酬を確保し、その独立性を保障するために政策的に、その報酬額は定款の規定又は株主総会の決議によって定めることを要するとしたのである。最高裁⁽⁸⁾はこちらの見解に立つ。

一方、当然規定説は、取締役や監査役を選任する権限を有する機関は株主総会であるから、その報酬の有無や額の決定権もそこにある（民法648条1項）。従って、361条や387条は当然の規定であると述べる^{(9) (10) (11)}。

思うに、役員報酬はいうまでもなく会社と役員個人の委任契約上の問題であって、その意味で役員は、会社という法人と法律関係を有する（会社外の）自然人の立場にある。そして、社内において、役員となるべき者の選定と報酬決定が同一の機関によって行われるべき理由は必ずしもなく、役員の選定等のように会社理論から当然に株主総会に権限が存するもののほかは、最も適切妥当な判断ができる機関に権限が分配されるものと解すべきである。役員の報酬を決定するにあたっては、まず金額面として、当人の能力評価、職務内容との均衡や会社収益との兼ね合い（経費のバランス）、社長・専務・常務といった役職や年齢の差異の金額への反映等、様々な考慮要素がある。次に報酬の種類として、現金のみか、役員の業績向上意識への刺激としてのストックオプションを付与すべきか等を考慮しなければならない。このように、役員報酬は複雑な要素を総合して決定しなければならないが、また上記のように、会社の経営機関に関する適正なコスト支出についての判断にほかならないから、業務執行行為に属するものと解するのが相当である。このように解すると、報酬規制は、政策的規定と理解することに分がある。

ところで、報酬規制を政策的と理解するとしても、その規制の本質をさらに考えなければならない。すなわち、役員報酬の決定を株主総会の決議に委ねたことが、報酬規制の趣旨（目的）達成のための手段という意味にとどまるものか（以下、便宜的に「手段説」と呼ぶ。）、それとも取締役会又は取締役から株主総会への報酬決定権限の再分配の意味とみるか（以下、便宜的に「権限説」と呼ぶ。）の二通りが考えられるのである。従来の学説は、この点につき明確な言及をしていないので一概には言えないものの、株主総会に報酬決定権限を認める報酬規制は、取締役のお手盛り弊害防止、監査役の独立性保障という目的の達成のためのもの、と捉えているとすれば、それは手段説に立つものと理解して差し支えないように思われる。

では、この手段説の立場から、役員報酬の問題の各論について整合的な解釈ができるのであろうか。以下、報酬規制の射程及び報酬決議の時期について、検討していきたい。

(2) 報酬規制の射程

役員の報酬について、報酬決議がなくとも「社会通念上相当な額」であれば支出（請求）できるとの見解があるが、それは妥当であろうか。株主総会の報酬決議が求められる範囲、すなわち

報酬規制の射程について、どのように考えるべきかが問題となる。

この点、社会通念上相当な額の報酬を認定できるとすれば、役員の子会社に対するその支払請求を肯定しても、取締役の報酬の観点では、相当であるが故に会社財産流出の危険性は小さく、監査役の報酬の観点では、取締役の判断を介さないことで監査役の独立性が害されることはなく、このような場合は株主総会の関与は不要、すなわち報酬規制の射程外であるとも考えられる。取締役の報酬につき、下記平成15年最判の原審判決（東京高裁平成11年4月19日）は、「株式会社の取締役と会社との関係においては、通常の場合、有償である旨の黙示の特約があるものと解され、同特約がある以上、株主総会の決議がない場合には、取締役は会社に対し社会通念上相当な額の報酬を請求することができる」と解するのが相当である。このように解しても、株主総会の決議がある場合には、これに従うべきことになるし、同決議がない場合には、社会通念上相当な額に抑えられるから、取締役の報酬額について取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するという商法269条の趣旨を損なうことはない。」旨の判示している。つまり、金額が社会通念上相当であることを裁判所が認定すれば、取締役報酬のお手盛り弊害は発生しないから、株主総会決議は不要との考え方によるものである。報酬規制の本質について手段説に立つと、決議（手段）の代替があって（もしくは決議せずとも）、取締役のお手盛り弊害防止と監査役の独立性保障という規制目的を達成できる限りにおいて、株主総会決議のない報酬支出も許容されることとなるから、同判決はこの見解に立つものと考えられる。

さて、この結論は妥当であろうか。取締役がその報酬額を自ら決定することは、お手盛りである。職務内容に照らし、対価として相当な金額であっても、またそれ以下のどんなに低い金額であっても、自らの報酬を自ら決定するのであるから、お手盛りとの評価に影響はない。お手盛り報酬には会社財産不当流出の危険が常に伴うところ、株主保護のために株主総会決議を要求してこの危険を排除することが、まさにお手盛りの弊害防止という趣旨の実質である。そうすると、取締役ではなく裁判所が（社会通念上相当な額の）報酬を決定すれば、お手盛りとはいえないから、取締役による当該報酬支払請求が認められるようにも思われる。一方、取締役が監査役の報酬額を決定することは、監査役の独立性を害するが、取締役の判断が介在しなければ独立性に影響はなく、社会通念上相当な額の報酬につき裁判所を通じて請求できるとしてもその点に問題は生じない。

しかしながら、前述の通り、役員報酬決定は、報酬の金額（能力、職務内容、経費割合、役職、年齢等を考慮）、報酬の種類（現金、ストックオプション等を考慮）等について複雑な要素を総合して決定しなければならず、本来は経営の専門家たる取締役の判断に委ねられるべき業務執行行為であり、その判断において経営・経済感覚を多分に要する事柄である。従って、裁判所が報酬額の相当性を判断し、決定することはおよそ不可能であり⁽¹²⁾、社会通念上相当な額の報酬請求権は否定されるべきである。

この点、最高裁第二小法廷平成15年2月21日判決⁽¹³⁾は、「株式会社の取締役については、定款

又は株主総会の決議によって報酬の金額が定められなければ、具体的な報酬請求権は発生せず、取締役が会社に対して報酬を請求することはできないというべきである。けだし、商法269条は、取締役の報酬額について、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するために、これを定款又は株主総会の決議で定めることとし、株主の自主的な判断にゆだねているからである。そうすると、本件取締役の報酬については、報酬額を定めた定款の規定又は株主総会の決議がなく、株主総会の決議に代わる全株主の同意もなかったのであるから、その額が社会通念上相当な額であるか否かにかかわらず、・・・報酬請求権を有するものということとはできない。」と述べ、(有償特約による)社会通念上相当な額の報酬請求権の発生を否定した。この「株主の自主的な判断」とは、すなわち株主総会決議のことであるから、報酬決定は株主総会の私的自治にすべて任されていると解しているのである。額の相当性にかかわらず、株主総会決議によらない報酬請求権を一切否定した同最判は、法が役員報酬の決定を株主総会の決議に委ねたことにつき、報酬規制の趣旨(目的)達成のための手段の意味にとどまらず、取締役会又は取締役から株主総会への報酬決定権限の再分配(固有の決定権限の付与)の意味であると認めたものと理解することができる⁽¹⁴⁾。

なお、上記平成15年最判の判示には若干の誤りがあるので、ここで指摘しておきたい。同最判は取締役の報酬につき、お手盛りの弊害防止のために株主の自主的判断を要すると解しているが、裁判所が報酬を決定するのであればお手盛り状態の発生がないから、株主の自主的判断を要するとの帰結にはならず、(有償特約による)社会通念上相当な額の報酬請求権の発生を否定する理由にはならない。思うに、報酬規制が役員の報酬決定に株主総会の判断を要としたのは、(取締役会又は取締役の排除を前提として)報酬について決定する能力を有するのは株主総会しかないとの考えによるものであり、(有償特約による)社会通念上相当な額の報酬請求権の発生を否定する根拠は、この株主総会における決議の必要性の点に求められるべきである。そして、法はこの点を踏まえて、株主総会に報酬決定権限を再分配したのである。

ところで、社会通念上相当な額の報酬請求権の発生を認める見解の目的は、職務を執行したものの報酬決議がなく、一切対価を受領できないという役員を保護することにある。しかしながら、役員は法令遵守義務(355条)を負っているのであるから、これに就任する者は、自己の報酬が法によって規制されていることは当然に知っているべきであり、株主総会での決議がなければ報酬請求権は発生しないと危険は、同人が負担すべきである⁽¹⁵⁾。一方で、株主総会の側も、社会通念により無報酬の決議をすることはできないのであり、仮に(慣例等に反して)殊更そのような決議をする、もしくは報酬決議そのものを回避するような行動をとれば、損害賠償の対象となり、報酬に対する期待権の侵害としての損害賠償(慰謝料)請求をなしうる。このように、報酬決議がなければ報酬請求権が発生しないと断ずることもあながち不合理ではなく、もし報酬決議がなされないのであれば、直ちに辞任を検討すべきである。

以上のように、役員の職務執行にどのような対価を支払うべきかの判断は、各会社が有する諸

事情と密接に関連するのであり、社会通念で推し量ることには自ずと限界がある。そこで、社会通念を排除するとともに、それらの諸事情を理解し、自己の投下資本について利害関係を有する株主の自主的判断に委ねることが、会社運営上必要かつ最も適切である。報酬規制の趣旨は取締役のお手盛りの弊害防止と監査役の独立性保障のほか、両方に共通してこの報酬についての私的自治の必要性も含まれるものというべきである。このようなことから、役員報酬請求権は、株主総会の報酬決議がない限り、一切発生しないと考えるのが妥当であり⁽¹⁶⁾、報酬規制の本質については権限説のように考えるべきである。

加えて、定款の規定によっても役員報酬請求権が発生することにも注目すべきである。すなわち、定款を定めることは株主総会に専属する事項であるところ、役員報酬請求権の発生根拠として、役員報酬に関する定款規定と株主総会報酬決議が361条・387条で同列に挙げられていることに鑑みれば、役員報酬の決定権限は株主総会にのみ認められ、一切の例外を許容しないものと解するのが相当である。この点も、権限説を支持する理由となる。

なお、上記平成15年最判と同様に、有償特約があっても報酬決議がなければ報酬請求権は発生しないものの、同最判が「具体的な報酬請求権」との語句を用いていることに意味を持たせ、その反対解釈として、役員は抽象的な意味での報酬請求権を有することを認容しているとの見解がある⁽¹⁷⁾。この見解によると、役員は抽象的報酬請求権を有するが故に、報酬決議をするよう株主総会に求めることができ、取締役会は報酬議案を提出する義務を負う。かかる義務の不履行の場合の責任については言及がないので不明であるが、報酬相当額を任務懈怠責任の賠償対象として認めるとすると、役員は有償特約付き任用契約を締結するだけで、報酬決議なくして報酬に相当する金員を受領できることになるので、結果として報酬規制の潜脱となってしまう⁽¹⁸⁾。また、社会通念による相当報酬額の算定を否定することはすなわち、損害賠償額の算定を否定することでもあるから、結局のところ報酬相当額の賠償請求はできず、報酬に対する期待権の侵害としての損害賠償（慰謝料）請求が認められるにすぎないと考える。よって、抽象的報酬請求権とは、前述した報酬に対する期待権という程度の意味しかもたないのである。

(3) 報酬決議の時期

取締役の報酬を規制する361条も、監査役の報酬を規制する387条も、「株主総会の決議によって定める」と規定するのみで、決議が必要な時期については何ら規定していないから、解釈によって結論を出さなければならない。

この点については、報酬規制の本質を手段説のように解すると、報酬支払の前後を問わず決議があればよいとの結論になるのが論理的であり、株主総会の不承認決議がなされない限り、報酬支出は一応適法・有効と評価されることとなる。一方、権限説のように解すると、報酬支払の前に報酬決議が必要との結論になり、決議なくして報酬が支出されれば、それは違法・無効な支出ということになる。一般的には、事前の決議が必要と解されており⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾、本件最判の原審⁽²¹⁾

(大阪高裁平成15年2月28日判決)も「取締役及び監査役の報酬の支給について株主総会の決議はなかったというべきであるから・・・会社設立以来、取締役として取締役会で各年度の取締役報酬の金額及び支給を決めた点において法令に反する行為を行ったというべきであ(る)」と判示し、役員報酬決議は、支出の前になされる必要があるとの見解に立っている。よって同判決は、権限説(報酬決定権限再分配)の見解に立つものといえる。一方、本件最判は事前決議の必要性については明示していない。すなわち、「株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられる」と判示し、報酬決議の前後問題については、どちらにも解釈しうる。報酬支出後であっても、報酬決議があれば常に適法・有効と解しているともとれるのである。もっとも、その後に続く「当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになる」との判示からして、違法・無効な報酬支出が、報酬決議がなされたことによって適法・有効化する、すなわち総会決議が事前になされない報酬支払は違法・無効なものであるとの理解を前提にしているとみることが、文理解釈的には可能である。上記の平成15年最判が「定款又は株主総会の決議によって報酬の金額が定められなければ、具体的な報酬請求権は発生せず、取締役が会社に対して報酬を請求することはできない」と判示して、事前決議の必要を明示していること及び本件最判が従来の最高裁の見解を変更する旨を示していないことからすれば、最高裁は依然として、事前決議必要の立場をとると理解してもよさそうである⁽²²⁾。

ところで、以上の考え方に対しては、仮に事後的決議でもよいとすれば、役員の実際の働きぶりを見て報酬額を判断することができるから、適切な報酬額を算定しやすく、会社財産保護・株主保護に資する(報酬が支出され、事後の決議で一部のみ承認された場合、不承認の残部を会社に返還させることで、最適な支出に抑えられる)という利点もあるとの反論がありうる。しかし、前述のように報酬規制の趣旨は、取締役の報酬についてはお手盛りの弊害防止、監査役の報酬については独立性保障にあるから、かかる規制の趣旨を実現するには、事前の決議でなければならない。なぜなら、報酬支出後の(期限の定めのない)決議でよいとすれば、通常は決議を必要とする何らかの契機が到来するまで、株主の自主的判断に基づかない報酬の支出状態が続き、取締役のお手盛り弊害防止・監査役の独立性保障を図れなくなってしまうからである。また、決議を要する契機が到来しない場合、結局のところ報酬決議を全くしなくてもよいこととなり、報酬規制が存在意味をなさなくなる。このお手盛りの問題は、報酬額が不当に高額になる点にあり、事後決議でよいとすると、報酬支出の時点で金額の不当を判断できないから、会社財産の不当な流出を防止できず、会社の存続を危うくする可能性を伴う。会社は、事業によって利益を追求するという目的の下に存在しているのであるが、ある時点において財産を有するか否かは、運営・収益に大きく関わる事柄である。日々変化する社会情勢の中では、時機を逸すれば、利益が損害に変化することもある。報酬が不当に高額な場合、後に会社に返還させれば事足りるというわけにはいかないものであり、株主を可及的に保護するためには、会社からの財産流出自体を最

小限度に抑えなければならない。一方、独立性の問題は、監査される側が監査する側の報酬を決定する点にあり、事後決議でよいとすると、監査役の報酬は支払の時点において取締役会決議又は取締役の判断に左右されることとなり、これでは監査役の独立性は害されてしまう。

以上のことから、報酬規制の趣旨・効果を最も実現させるためには、事前の決議でなければならないが、法（361条,387条）はこれを要求しているものと考えられる。そうすると、報酬規制の本質は、権限説（報酬決定権限を株主総会に再分配した）と理解すべきこととなる。

3 遡及的報酬決議の有効性

(1) 遡及的報酬決議の有効性

株主総会の報酬決議が報酬支出の前になされなければならないことは、前述のとおりである。そうすると、決議なくして報酬を支出した場合、これは違法・無効ということになるが、後に、当該報酬の過去の支出時まで遡って効力が生じる旨を付した報酬決議をした場合、これを適法・有効と認めることはできるであろうか。

まず、本件最判の原審⁽²³⁾は「報酬を過去に遡って支給することを決議することも、必ずしもその支払について会社が有する債権と相殺処理をすることが禁止されるものではなく、これによって会社が取締役等に対して有した債権が失われることになっても、不当の問題であ（る）」と判示しているが、これは報酬支出時に遡って報酬決議の効果を認めるものではなく、既に行われた職務の報酬を、現在支払うことを認めるものにすぎない。そのため、この報酬支出と会社が役員に対して有する債権（報酬名目支出金員の返還請求権）との相殺処理に言及しているのである⁽²⁴⁾。

次に、本件最判は「株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられるものといえることができるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるというべきである。そして、上記特段の事情の存在することがうかがえない本件においては、本件決議がされたことにより、本件役員報酬の支払は適法有効なものになったというべきである。・・・また、本件役員報酬の支払は、本件決議がされたことによって適法なものとなるのであるから、取締役の責任を免除する株主総会の決議の対象とはならないし、本件会社が本件役員報酬相当額の損害を被っていることにもならない。」と判示し、事後になされた報酬決議を有効と判断している。もっとも、本件最判は遡及的効力について明確には述べていないから、報酬決議の時期は支出の前後を問わない、よって事後になされた報酬決議に遡及効を認める必要はない、との考え方に立つものではないとはいい切れない。仮に、報酬規制の本質を手段説のように解しているのだとすれば、これまで述べてきた報酬規制理論について誤った解釈をして

いるものと言わねばならないし、従来の最高裁の見解から根本的に逸脱したものと評価せざるを得ない。

一方、本件最判が従来の最高裁の見解を踏襲したとすれば、前述のとおり、報酬決議は報酬支出の前に必要であるとの立場から、決議のない当該報酬支出を適法・有効なものとするためには、事後になされた報酬決議の効力が過去の報酬支出時に遡って生じなければならないのであり、本件最判は遡及効を認める趣旨と理解することになる。学説では、本件最判が遡及効を認めたとの理解を前提に、肯定的な見解⁽²⁵⁾と否定的な見解⁽²⁶⁾に分かれており、いずれも多数を占めるには至っていない。私見は、以下の理由から、遡及的報酬決議は違法・無効であると考える。

第一に、報酬規制の効果につき、以下のような問題がある。前述のとおり、取締役や監査役の報酬等の金額の決定は、本来は業務執行行為として、取締役会又は取締役の権限であるが、その報酬等の決定を取締役会又は取締役に任せると、取締役の報酬にあつては、お手盛りの弊害が生じ、監査役の報酬にあつては、監査する者の報酬を監査される側が左右することになって監査役の独立性が害され、中立的な監査を期待できなくなってしまうから、法は政策的にその報酬額の決定を定款の規定又は株主総会の決議に委ねたのである。そして、事の性質上、報酬支出の前に株主の自主的判断による報酬決議をなすからこそ、規制の効果を最大限に発揮することができるのであり、法はこれを要求しているものと解すべきである。規制の効果の差異について目をつぶり、法令違反行為の事後的治癒手段を認めるとすると、法令遵守を軽視する意識を助長することとなり、特に小規模な会社で経営陣が過半数の株式を有する場合には、これが顕著になると思われる。報酬規制の潜脱は、当該会社株主のみならず、会社債権者等の利害関係人にも財産的危険を被らせるものであり、これを株主の多数派の判断でうやむやにできるのは極めて不当である⁽²⁷⁾。また、事後の決議は、既成事実を判断対象とする性質上、肯定の（諦めの）雰囲気覆われてしまう可能性がある。このように、規制の効果の点からして、事後の報酬決議を以て事前の報酬決議に代替することはできないのであり、同一の効果を発揮できない以上、遡及的報酬決議を有効・適法なものとして評価することは困難である⁽²⁸⁾。事前決議のない報酬支出の違法性を治癒する術は一切存しないとわざるを得ない⁽²⁹⁾。

第二に、役員の実任免除との関係でも問題がある。役員等の会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がなければ免除することができないと規定されている（424条）。役員の実任免除のために総株主の同意を必要とした趣旨は、株主総会の多数決で役員の実任を免除できるとすれば、少数株主が代表訴訟を提起しても無意味になるから、これを防ぎ、少数株主を保護することにある。取締役が報酬決議なく報酬支払をした場合は、違法行為として、損害賠償責任が生じ、これを免除するには総株主の同意が必要となる。ところが、本件最判は「本件役員報酬の支払は、本件決議がなされたことによって適法なものとなるのであるから、取締役の実任を免除する株主総会の決議の対象とはならないし、本件会社が本件役員報酬相当額の損害を被っていることにもならない。」と判示する。確かに、遡及的報酬決議によって過去の各報酬支払時に決議ありと端的

に観念すれば、報酬支払につき違法はなく、当然に損害の発生もないから責任免除の問題は生じないという帰結は誤りではない⁽³⁰⁾。しかしながら、時の経過に従って事実を捉えると、報酬決議のない過去の各報酬支払はその時点においていずれも違法なものであり、役員は損害賠償責任は発生しているのである。その一旦発生した責任が、後になされた遡及的報酬決議（多数決）により、結果として消滅してしまうことは、424条の趣旨の没却に他ならない^{(31) (32)}。遡及効というのは、「〇〇であったことにしよう」という後付けの法技術であるから、利害関係を有する者に不当な影響を及ぼさない限りにおいて認められるべきである。遡及的報酬決議は、役員は責任免除と同様の結果をもたらす、少数派株主の利益を害するから、424条に抵触し、違法・無効なものと解すべきである。

第三に、役員は要保護性の点でも問題がある。名古屋高裁平成14年11月29日判決⁽³³⁾は「株主総会が控訴人らの主張のように再議決することができないと解すると、役員報酬等の支出の完全な適法化を図ることは永久的にできなくなり、無用な混乱を生ずることとなるからである。」と判示し、これは役員は報酬面の保護を直接に述べているわけではないが、報酬支出の適法化の必要性、すなわち役員は要保護性を前提にしたものと評価できる。報酬決議の遡及効を認める見解においては、役員が実際に職務を行ってきたにもかかわらず、報酬決議がないからといって支払済金員を返還させ、無償とするのは酷であり妥当でないとの考え方が基礎にあると思われる。しかしながら、取締役ないし取締役会は、株主総会の招集権限を有するから（298条）、役員報酬決議が存しない場合は株主総会を招集して、報酬議案を提出の上、（金額の多寡はともかく）決議を得ることはいくらでもできたはずである。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する地位にあるのだから、報酬決議のない報酬支出を是正すべきであり、行為の差止（385条）もなしえたはずである。違法行為に気付かなかつた、もしくは気付いていたが目をつぶっていたとのいずれの場合においても、監査役には重大な任務懈怠がある（会計参与も、監査役への報告を通じての違法行為は是正責任を担っているから、監査役と同様に任務懈怠を認めうる）。このような状況にありながら、損害賠償責任の追及を契機に、自己の任務懈怠を棚にあげ、多数派株主の地位ないし支援を利用して遡及効のある報酬決議を行い、任務懈怠の責任の揉み消しを図ることは、信義則に反するものというべきであり、保護の必要性は皆無である。また、自らの故意・過失により、法律上必要な時点で報酬決議を得ていなかった役員は、適法に報酬を請求することを放棄したものと解しても著しく不当とは言えず、既になされた報酬支出の完全な適法化を図ることが永久的にできなくなったとしても、それは自業自得というものである。

以上のように、遡及的報酬決議には様々な問題があり、適法・有効なものと認めることはできないと考える。

(2) 「特段の事情」とは

私見は本件最判に反対の立場をとるから、これ以上の判旨検討の必要はないのであるが、最後

に本件最判のいう「当該決議の内容等に照らして上記規定（注：報酬規制のこと）の趣旨目的を没却するような特段の事情」とは何か、すなわち報酬規制の趣旨を没却するのはどのような場合かについて、念のため少しだけ検討しておきたいと思う。

報酬規制の趣旨は、取締役の報酬についてはお手盛りの弊害を防止すること、監査役の報酬についてはその独立性を保障すること、そして双方に共通の私的自治の必要性にある。そして、その規制は手続面を対象とするものであり、決議の内容面に対するものではない。よって、本件最判の「当該決議の内容等」という部分は誤記であり、「当該決議の方法等」に改めるべきである。

では、報酬規制の趣旨を没却するような遡及的報酬決議の方法とはどのようなものが考えられるか。第一は、決議なく報酬を受領した役員の派閥株主のみの賛成で過半数を超え（派閥外の株主は全員反対）、決議がなされた場合である。決議をしても、実質的にお手盛りであるとの評価を排除できないからである。第二は、報酬支払当時の株主構成では、決議なく報酬を受領した役員の派閥が議決権の過半数を有しておらず、仮に株主総会を開いていたとしても決議できない蓋然性があったが、後の決議時は当該役員派閥が過半数を超えていた場合である（派閥外株主の賛否は不問）。これは、株主構成の変化を利用し、自己に都合がよい時点で形式的に決議を得るという態様であり、報酬規制を潜脱したと評価できるからである。

なお、本件最判が事前・事後のいずれの報酬決議も通常の報酬決議と理解している場合は、上記のうち第二のみが、規制の不当回避という意味で、報酬規制の趣旨を没却する報酬決議と評価される。

4 むすび

本稿では、報酬規制理論の概要を説明した上で、本件最判を題材に、遡及的報酬決議の適法性・有効性について検討を行った。

一見すると、遡及的報酬決議は株主の承認の意思（自主的判断）の表れであるとして、これを有効とする結論に導かれやすい。しかしながら、この決議には報酬規制の効果の問題、役員の責任免除の問題、役員の要保護性の問題があり、本件最判のように、株主の自主的判断であるとの理由からその適法性・有効性を認めるのは非常に困難である⁽³⁴⁾。

役員報酬は支出の前に株主総会決議を要するとの規律は、厳格に維持されるべきと考える。

(以上)

- (1) 役員等の選任も、民法の委任契約の形式を履践する必要がある。つまり、株主総会の役員選任決議は、会社の内部的意思決定と代表取締役への授権を意味し、「代表取締役による対象者に対する任用契約の申込の意思表示と対象者の承諾の意思表示が合致すれば、その時点で任用契約が成立する。対象者が当該代表取締役である場合（重任）は、自己契約・双方代理（民法108条）の適用があるものの、本人（会社ないし株主総会）の許諾があるから適法に履行できる。
- (2) 加美和照・新訂会社法〔第9版〕312頁。
- (3) 株主総会での報酬決定は、毎期行われるのではなく、一旦決めた報酬額の総額を拡大又は減額する必要が生じた時に総会の議題とされる（河本一郎・現代会社法〔新訂第9版〕480頁）。
- (4) 青竹正一・新会社法〔第2版〕236頁、後藤紀一・新会社法248頁、龍田節・会社法〔第10版〕82頁。
- (5) 伊藤靖史「事後に株主総会決議を経た場合の役員報酬の支払いの効力」商事法務1857号70頁は「株主総会決議を経ずに役員報酬が支払われたことによって、会社の資金が不足し、その結果、有利な投資機会を会社が利用することができなかったことによる損害といったものは、考えられなくもない。」と述べる。
- (6) 金融・商事判例1218号45頁以下。
- (7) 加美・前掲注(2)312-313頁、青竹・前掲注(4)235頁等。
- (8) 本件最判は「商法269条（会社法361条）、279条1項（同387条）が、株式会社の取締役及び監査役の報酬について、定款にその額の定めがないときは、株主総会の決議によって定めると規定している趣旨目的は、取締役の報酬にあつては、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し、監査役の報酬にあつては、監査役の独立性を保持し、さらに、双方を通じて、役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにあると解される。」（括弧内は筆者加筆）と判示し、政策的規定説をとっている。
- (9) 宮島司・新会社法エッセンス200頁、田邊光政・新版会社法要説200頁。
- (10) 委員会設置会社では、取締役の報酬決定権限は株主総会ではなく、報酬委員会にあることを（404条3項）、当然規定説はどのように説明するのだろうか。取締役会による監督強化の見地から、その下部機関たる報酬委員会に、株主総会から政策的に権限を委譲したと説明することになるのか。
- (11) 川島いづみ「取締役報酬の減額、無償化、不支給をめぐる問題」判例タイムズ772号77頁は当然規定説（非政策規定説）に立ちつつ、「とはいえ、取締役の報酬決定権が、本来、その選任権を有する株主総会に属すると解するとしても、そのことの当然の帰結として、非政策規定説が導き出されるものではない。つまり、報酬決定権が当然に株主総会に属すべきものであるというだけであれば、その決定を取締役会や代表取締役に授権することも許されるはずであるのに、269条はこれを許容していないからである。それゆえ、会社の利益保護の観点から、かかる授権を禁止するというかぎりでは、269条は政策的な規定であると解することができよう。」と述べる。
- (12) 東京地裁平成19年6月14日判決（判例時報1982号149頁）は退職慰労金の紛争事案で、「報酬決定の対象である取締役が会社にどの程度貢献したかについての判定は、まさに会社（株主）の自治に委ねられるべき問題である。裁判所が、証拠に基づいて取締役在任中の働きやこれにより会社に生じた利益について事実を認定した上、他の取締役や従業員の働きとも比較しながら当該取締役の働きに評価を加えて取締役としての貢献度を判定するというようなことは、わが国の法制度の予定するところとは言い難い。裁判所が、経営評論家のような立場から取締役報酬議案の当否や取締役報酬に関する株主総会決議の当否について評価を加え、議案や決議が妥当かどうかの判断を示すことは、わが国の法制度の予定しないものと解するのが、無理のないところである。」と判示する。
- (13) 金融・商事判例1180号32頁。下級審裁判例も、定款や株主総会決議による報酬決定手続を欠けば、役員報酬請求権はなく（大阪地判昭和32年11月16日下民集8巻11号2139頁）、仮に報酬を支払ってしまえば不当利得返還の問題を生ずる（神戸地姫路支部判昭和38年10月18日訟務月報10巻2号377頁）として、最高裁と同様の立場である。

- (14) 報酬規制の本質について権限説に立てば、権限者の決定なくして報酬請求権が発生することは一切ないから、同判決のように、額の相当性如何にかかわらず、否定する結論となるのは当然といえる。
- (15) 前掲注(12)判決は「取締役報酬（退職慰労金）を確保したい取締役は、取締役就任の際に、定款に自己の納得のいく退職慰労金算定基準を定めることを求め、かつ、定款変更を拒絶することができるだけの数の株式を保有すればよいのである。そのような条件が満たされない場合には、取締役就任を拒絶するか、退職慰労金が満足に得られない場合もあることを覚悟の上で取締役に就任するかを選択することになるであろうし、後者の選択をした場合において、自己の望む退職慰労金額について株主の多数の支持を得られなかったときには、あきらめるほかはないのである。」と判示する。
- (16) 有償特約による社会通念上相当な額の報酬請求権の発生を肯定すると、相当額より低い額の報酬決議がなされた場合、それは一旦発生した社会通念上相当な額の報酬請求権の金額変更（減額）であるから、当該役員の同意なくしては決議を有効にできない（効果が及ばない）のではないかとの問題も生じてしまう。
- (17) 芳賀良「事後の株主総会決議と役員報酬の支払いの効力」金融・商事判例1223号57頁。
- (18) 弥永真生「取締役の報酬の減額・不支給に関する一考察」筑波法政16号54頁は「会社の経済状態及び取締役の職務内容からみて不当に低額な報酬が任用契約成立後に定められた場合又は無報酬とされた場合には、取締役は不当利得（民法703条）の規定により、適正な報酬額と実際に受け取った報酬額との差額を請求できると考えられる。なぜなら、会社は、それなりの能力を有する他の者を取締役として任用する場合には適正な報酬を支払わなければならないはずだからである。」と述べるが、私見は反対である。
- (19) 鳥山恭一「役員報酬の支払いを事後に認める株主総会決議の効力」法学セミナー609号130頁は「この規制は報酬額を決定する手続に関わるものであり、それゆえその手続は報酬が支払われる前になされることになる。そこでは、取締役が今後行う職務の対価が決定されるのが通常であるが、在任中の取締役が既に（経過した営業年度において）行った職務について報酬の支払いを決定することも可能なものと考えられる。」と述べる。
- (20) 本件最判の評釈である菊池雄介・速報重要判例解説No.2005-005（LEX/DBインターネット）では「本件は、このような役員報酬決定手続の欠缺事例において、本来なら支払うべきでない取締役・監査役報酬を支払ってしまった後で、株主総会決議によりその支払を適法（有効）にしうるか、が争われた事案である」と述べられており、報酬決議が報酬支出の前に存しなければならないことが前提となっている。
- (21) 金融・商事判例1218号51頁以下。
- (22) 法定の手続を経なければ、役員は会社に報酬を一切請求できないとする一方、報酬決議なく役員が報酬を受領した場合は、後に報酬決議があればよいというのでは、整合性がないように思われるからである。
- (23) 前掲注(21)51頁。
- (24) 鳥山・前掲注(19)130頁。
- (25) 永石一郎「株主総会の決議なしに既に支払われた役員報酬を後の株主総会で決議することは適法か」金融・商事判例1228号10頁、芳賀・前掲注(17)55頁、伊藤・前掲注(5)66頁等。
- (26) 菊池・前掲注(20)、鳥山・前掲注(19)130頁。
- (27) 菊池・前掲注(20)は「役員報酬の決定問題が会社財産の実質的所有者たる総株主の財産的利害の面からのみ把握されてよいものかどうか、むしろコーポレート・ガバナンス論の見地も合わせ考慮すべきではないか、との立場からこの問題を眺めるとすれば、たとえ総会の事後承認を株主の自主的判断と評価するにせよ、それによって企業統治上のひずみを残すことにならないかがさらに問われなければならない。報酬面から役員の職務遂行をコントロールすることの重要性を考慮した場

- 合、そのコントロール効果を損なうような解釈は疑問視されるべきではないか。」と述べる。
- (28) 菊池・前掲注(20)は「株主総会の承認決議には株主の利益保障という面のみならず、報酬決定がなされる折々のタイムリーな判断に支えられた企業統治上の効果まで期待されると解されるため、必要な決議を経ない数年間の報酬支払を事後的に一括承認するという措置に報酬決定の各年度における承認決議と同じ効果を認めるのは困難である。」と述べる。
- (29) 鳥山・前掲注(19)130頁は「手続規制はいうまでもなく、手続の遵守を通してその政策目的を達成させるものである。そのことを確保するには、手続違反にはそれに応じた効果が認められるべきであり、手続違反それ自体を後に過去に遡って適法にする余地はやはり認められるべきではない」と述べる。
- (30) 菊池・前掲注(20)は「報酬支払それ自体を適法とすることで、取締役の違法行為に関する対会社責任の免除問題とは一線を画し、商法266条5項との抵触を回避する理論構成は巧妙である。」と述べる。
- (31) 菊池・前掲注(20)は「総会決議による事後的承認を肯定すると、結果的に、取締役の法令違反による責任を株主総会の多数決で免除できることになって、取締役責任の免除には株主全員の同意を要する旨の法文(商法266条5項)と矛盾するのではないかとも考えられる。」と述べる。
- (32) 鳥山・前掲注(19)130頁は「本件決議により会社の損害は消滅した・・・と解すると、その直接の効果として株主総会の免責決議を経ずに取締役の責任は消滅し、これはやはり取締役の免責に株主全員の同意を要求する商法266条5項に反すると解される。」と述べる。
- (33) 判例時報1777号151頁。本判決は「株主総会において本件各支出が決議承認(追認)されたものであり、過去に株主総会決議が存在しないとしても、その後の株主総会において、役員報酬の支出の承認をして完全な適法化を図ることは法的に可能であるというべきである。けだし、役員報酬、退職慰労金の額は、定款の定めがない限り株主総会の決議によって定められ、役員報酬の支出は株主総会の承認を要するものとされているのであって、このように解してもお手盛りの弊害は防止することができるからである。」として、追認の構成をとる。最高裁の上告不受理決定(最二決平成16年1月16日)により確定。
- (34) 菊池・前掲注(20)は「本来、役員報酬額の判断はそれが株主総会に上程される都度、その折々の会社経営状況や業績動向の推移に照らした対象役員の実力判定とも関連して、具体的・実質的に決せられるべき事柄のはずである。本件のように、そうした報酬額判断を経ないまま違法な報酬支出の既成事実を重ねたあげく、提訴を受けてから一括して過去の支出を承認するというのはあまりにも形骸的にすぎ、もはや株主の自主的判断というに値しないのではないか。」と述べる。

枯渇資源と環境が経済成長に与える影響の一考察

—有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて—

宮 永 輝

第1節 環境が経済成長に与える影響について

現在では二酸化炭素をはじめとする温暖化ガスの増加によるとされる地球温暖化が地球環境に大きな影響を与え始めている。地球温暖化が原因とされる異常気象による自然災害が引き起こす災厄もさることながら、現在もっとも影響が大きいと考えられるのは農業をはじめとする生産活動への影響であろう。過去の環境問題といえばいわゆる「公害」問題であり、こちらは生産活動よりも直接消費者に与える影響がクローズアップされてきた。しかし、今回の地球温暖化問題は影響が及ぶ範囲とその内容が今までの公害問題とは大きく異なっていると考えられる。

そこで、本論文では環境が財生産に与える影響について考察することとする。現在の環境問題が重要視する地球温暖化の主な原因は石油に代表される化石燃料である。化石燃料を使用する際に発生する二酸化炭素等の温暖化ガスが大気中に蓄積されることで地球全体が温暖化し、それによる気候変動が経済に影響を与えるという構図となっている。現在、温暖化ガスの排出削減が各国で進められているが、この際に問題とされるのは経済成長と温暖化ガス排出量の減少をどのように両立させるかということである。現状のこのような動きが経済成長にどのような影響を与えるのかを本論文では考察していきたい。

第2節 枯渇資源制約と経済成長理論

化石燃料を含む枯渇性資源が経済成長を制約するという論理はローマクラブの『成長の限界』等をはじめいくつかあったが、経済成長理論においてこのような制約をおいたものは少ない。それは経済成長理論が経済成長の原動力とは何かを追求してきた結果であり、枯渇性資源の存在はそれを制約するものでしかなかったためであると考えられる。浅子和美・川西諭・小野哲生(2002)は枯渇性資源を取り入れたRamseyモデルを用いて経済成長を分析しているが、扱った内容は資源の枯渇が直接経済に与える影響であり、資源が汚染の発生源であるという論理ではない。そしてその結論は資源が枯渇することで経済成長率が次第に低下していく、つまり逆U字型

を示すとしている⁽¹⁾。

この枯渇性資源を具体的に取り入れた内生的経済成長理論に宮永（2000）がある。この論文では経済成長の原動力として資本における収穫逓増技術を用い、それを用いた場合に発生する成長率の発散、すなわち資本量の大きい経済が資本量の小さい経済に対して高い成長率を維持するという現実とは異なった現象を枯渇性資源の制約をおくことで防ぐというシステムをとっている。本論文ではこの理論を用いて、汚染物質が財生産に与える影響を考察していきたい。

宮永（2000）に導入された枯渇資源制約とは、生産関数への枯渇資源制約の導入である。財生産には資本だけでなく、化石燃料を含む枯渇性資源が必要であり、資源をいかにして使い尽くすかが経済成長の鍵となっている。一方、資本には正の外部性すなわち規模に対する収穫逓増を仮定し、これを経済成長の原動力としている。この資源制約と資本の外部性をバランスさせることで、恒常的な経済成長と経済成長の収束、すなわち経済の資本量が大きくなれば経済成長率は低下するという命題を両立させている。これは見方を変えれば、資本が持つ正の外部性とは、それが枯渇性資源を代替できるという点において、一種の省エネ技術であるとみることができる。いわば無限に燃費を向上させる技術であるとも言えるわけであり、また再生可能資源による代替も表していると考えることができる⁽²⁾。

第3節 経済成長と環境の関係

経済成長と環境の関係としてよく知られているのが環境クズネッツ曲線である。これはある経済において経済成長と環境の関係を図に表すと逆U字曲線を描くというもので、経済成長の初期には経済成長とともに環境悪化が進むが、ある所得水準を超えると環境は改善するというものである⁽³⁾。

この関係はWorld Bank（1992）によって広く知られるようになった関係であり、この関係に関する研究は地球温暖化が明らかになった最近では盛んに研究されている。ここでいう環境とは必ずしも温暖化ガスに限ったものではないが、温暖化ガスの代表格である二酸化炭素についても環境クズネッツ曲線が成立するか否かの研究が行われている。

理論的に経済成長と環境クズネッツ曲線の関係を両立させる試みの嚆矢としてStokey（1998）がある。この論文ではRamseyモデルを用い、生産関数にAKモデルを利用し、排出された汚染物質の蓄積が消費者の効用に影響を与えると仮定して逆U字型の環境クズネッツ曲線を導出している。しかし、AKモデルによる規模の経済では恒常的成長が達成されず、モデル上では内生的な経済成長と環境クズネッツ曲線は両立することはなかった。この点は以後の研究課題となり、この後も内生的な経済成長と環境クズネッツ曲線の両立についていくつかの研究がなされている。

本論文においては、以下で枯渇資源制約のある内生的成長モデルに環境汚染を導入したモデルを構築し、それをもって数値シミュレーションを行うことで環境クズネッツ曲線を導き出すこと

を試みる。

第4節 有限の資源制約付き内生的成長モデル

本節では宮永（2000）で示された有限の資源制約付き内生的成長モデルに環境汚染を導入したモデルについて概説する。モデルの定式化は以下の8点である。第一に、各経済は自給自足の閉鎖経済系であると仮定する。第二に、この経済では単一の（資本財にも消費財にもなる）生産物が資本と資源から生産される。第三に、資源とは鉱物資源のように再生産することが不可能な生産要素を示し、その埋蔵量は一定（追加の資源が発見されることはない）である。また、採掘費用はゼロとする。第四に、資本とは資源でない生産要素（再生産可能）すべてを意味する。すなわち、通常の物的資本の他に人的資本も含む「広範囲な資本」(broad capital)を示している。第五に、代表的消費者は無限期間生存し、効用の現在価値を最大化すると仮定する。第六に、この経済では人口は一定であると仮定する。第七に、汚染物質は枯渇資源にのみ依存して発生し、生産活動（生産関数）にのみ影響を与える。第八に汚染物質は当期の排出すなわちフローのみが生産活動に影響を与えるものとする⁽⁵⁾。

以上8点の定式化を用いてモデルを構築する。

モデルは上述の資源制約と生産関数に通常の効用関数と予算制約式、及び最大化の一階の条件の導出には用いないが、トランジショナル・ダイナミクスを考えるのに必要な制約式として、自然効率性条件 (natural efficiency condition)⁽⁴⁾の制約式を加えた以下の(1)~(6)の方程式体系で表される。

$$\text{目的関数: } \max_{c,k,e,r} U = \int_0^{\infty} u(t) \cdot \exp(-\rho t) dt = \int_0^{\infty} \log c(t) \cdot \exp(-\rho t) dt \quad \dots (1)$$

制約条件

$$\text{予算制約式: } \frac{dk}{dt} = y(t) - c(t) \quad \dots (2)$$

$$\text{生産関数: } y(t) = \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{\psi} \cdot E(t)^{\phi} \cdot P(t)^{-\tau} \quad \dots (3)$$

$$\text{資源制約式: } \frac{dr(t)}{dt} = -e(t) \quad \dots (4)$$

$$\text{汚染物質発生式: } p(t) = b \cdot e(t) \quad \dots (5)$$

$$\text{自然効率性条件: } \frac{\partial y(t)}{\partial k(t)} = \frac{d}{dt} \cdot \log \left(\frac{\partial y(t)}{\partial e(t)} \right) \quad \dots (6)$$

$c(t)$, $e(t)$, $k(t)$, $r(t)$, $p(t)$ は各々 t 期の一人あたり消費量, 資源消費量, 資本量, 資源埋蔵量, 汚染物質排出量であり, U は効用の現在価値の合計を表し, t 期の効用は $u(t)=\log c(t)$ の対数型であると仮定する。また, $\rho(>0)$ は割引率, $\alpha(0<\alpha<1)$ は資源が生産に占めるシェア, $\phi \cdot \psi \cdot \tau$ は各々(一人あたりではなく)経済全体の資源量・資本量・汚染排出量が生産に与える外部性でそれぞれ正の定数である(したがって, 資源と資本は正の外部性, 汚染物質は負の外部性を持つ)。また, $\bar{A}(>0)$ は生産関数のパラメータである。そして, 資本の減価はないものと仮定し, 初期条件 $k(0)=k_0$, $r(0)=r_0$, および非負条件 $c(t) \geq 0$, $k(t) \geq 0$, $e(t) \geq 0$, $r(t) \geq 0$, $p(t) \geq 0$ が付け加わってモデルが成立する。

宮永(2000)に対する本モデル最大の変更点は(5)の汚染物質発生式である。環境と経済成長の関係を扱ったモデルはいくつかあるが, 基本的に生産もしくは消費に伴って汚染物質が発生するものであった。それに対し, 本モデルでは枯渇資源が存在していることから, そういった派生的な形ではなく直接資源から汚染物質が発生するという形を取ることが可能となっている。この場合の汚染物質は二酸化炭素をはじめとする温暖化ガスであることから, 汚染物質の発生は基本的に枯渇資源の一次関数として表すことができる⁽⁶⁾。

また生産に対する効果であるが, 本モデルでは計算の簡便化のためフローの汚染物質排出量に依存することとした。Stokey(1998)ではストックとしての汚染物質(汚染蓄積)が経済に影響しているが, それは今後の課題として残しておくこととしたい。

最大化の条件を導出するため, 生産関数(3)に汚染物質発生式(5)を代入し, 当該期価値ハミルトニアンを(7)のように仮定して行った最大化の一階の条件は(9)~(11)のようになる⁽⁷⁾。

$$H(t) = \log c(t) + \lambda(t) \left\{ b^{-\tau} \cdot \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^\alpha \cdot K(t)^\psi \cdot E(t)^{\phi-\tau} - c(t) \right\} + \mu(t) \{-e(t)\} \quad \dots (7)$$

$$\mathcal{Y}_{c(t)} = -\mathcal{Y}_{\lambda(t)} \quad \dots (8)$$

$$\frac{\mu(t)}{\lambda(t)} = \alpha \cdot b^{-\tau} \cdot \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha-1} \cdot K(t)^\psi \cdot E(t)^{\phi-\tau} = \alpha \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha+\psi} \cdot e(t)^{-1+\alpha+\phi-\tau} \quad \dots (9)$$

$$\mathcal{Y}_{\lambda(t)} = -\left\{ (1-\alpha) b^{-\tau} \cdot \bar{A} \cdot k(t)^{-\alpha} \cdot e(t)^\alpha \cdot K(t)^\psi \cdot E(t)^{\phi-\tau} - \rho \right\} = -\left\{ (1-\alpha) \bar{A} \cdot k(t)^{-\alpha+\psi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi-\tau} - \rho \right\} \quad \dots (10)$$

$$\mathcal{Y}_{\mu(t)} = \rho \quad \dots (11)$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \left\{ \lambda(t) \cdot k(t) \exp(-\rho t) \right\} = 0 \quad \text{横断面条件}$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \{ \mu(t) \cdot r(t) \exp(-\rho t) \} = 0 \quad \text{横断面条件}$$

$\lambda(t)$, $\mu(t)$ はそれぞれ資本ストック $k(t)$ と資源埋蔵量 $r(t)$ のシャドウプライスで, $\gamma_{\lambda(t)}$, $\gamma_{\mu(t)}$ は各々 $\lambda(t)$, $\mu(t)$ の変化率, A は $A = b^{-\tau} \cdot \bar{A} \cdot N^{\psi + \phi - \tau}$ で定数である⁽⁸⁾。最大化の一階の条件から最終的に消費量成長率, 資本量成長率, 資源消費量成長率, 資源賦存量成長率 $\gamma_c(t)$, $\gamma_k(t)$, $\gamma_e(t)$, $\gamma_r(t)$ の恒常的均衡値, γ_c^* , γ_k^* , γ_e^* , γ_r^* は以下のように決定される⁽⁹⁾。

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho \quad \dots (12)$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \left(\frac{\alpha + \phi - \tau}{-\alpha + \psi} \right) \cdot \rho \quad \dots (13)$$

ここで宮永 (2000) のモデルと比較してみよう。宮永 (2000) では恒常的均衡値は以下の2式で表されている。

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \left(\frac{\alpha + \phi}{-\alpha + \psi} \right) \cdot \rho$$

上式と(12)・(13)式を比較すれば, (12)式には変化がないが(13)式の恒常的均衡値つまり消費と資本の成長率が汚染排出の影響を受けて $\frac{\tau}{-\alpha + \psi} \cdot \rho$ だけ低下しているのがわかる。すなわち, 環境汚染が存在しない場合に比して, 経済成長率は低下することがモデルの比較から導き出せる。

第5節 数値シミュレーションモデルの構築

本節では前節で概説した理論モデルから数値シミュレーションモデルを構築して環境クズネット曲線を導出する。

5-1 収束経路の導出

ここでは数値シミュレーションを行うために収束経路を直線に近似して代数的に導出する。そのやり方は宮永 (2000) を数値シミュレーションモデルとした宮永 (2001) と同様, 位相図上の収束経路を近似的に一次式として導き出し, 収束経路上の経済において資本量と成長率, 所得と成長率の関係が収束仮説を満たすか否かを検証していく。

最初に位相図の導出を概説する。モデルで用いられている変数 $c(t)$, $k(t)$, $e(t)$, $r(t)$ は恒常状態

においても恒常成長率で成長（減少）するので、そのまま分析に用いることはできない。そこで、恒常的均衡値が定数となるような変数を定義してそれを分析に用いることにする。その恒常的均衡値が定数となるような変数 x , z , w を以下のように定義する。

$$x(t) = MPK = \left[(1 - \alpha)A \cdot k(t)^{-\alpha + \psi} \cdot e(t)^{\alpha + \phi - \tau} \right]$$

$$z(t) = \frac{c(t)}{k(t)}$$

$$w(t) = \frac{e(t)}{r(t)}$$

すると、(12), (13)から恒常状態は以下の形で表される。

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = \left(\frac{\alpha - \psi}{\alpha + \phi - \tau} \right) \cdot \gamma_k^* = \left(\frac{\alpha - \psi}{\alpha + \phi - \tau} \right) \cdot \gamma_c^* = -\rho \quad \dots (14)$$

したがって、恒常状態で x , z , w は次のような定数となる。

$$x^* = \left[(1 - \alpha)A \cdot k^{-\alpha + \psi} \cdot e^{\alpha + \phi - \tau} \right]^* = \frac{\psi + \phi - \tau}{-\alpha + \psi} \cdot \rho \quad \dots (15)$$

$$z^* = \left[\frac{c}{k} \right]^* = \frac{\alpha(-1 + \alpha + \phi - \tau) + \psi}{(1 - \alpha)(-\alpha + \psi)} \cdot \rho \quad \dots (16)$$

$$w^* = \left[\frac{e}{r} \right]^* = \rho \quad \dots (17)$$

次に、 $\gamma_{c(t)}$, $\gamma_{k(t)}$, $\gamma_{e(t)}$, $\gamma_{r(t)}$ を導出する。

$\gamma_{c(t)}$ の導出は、一階の条件(8), (9)から以下の式が得られる。

$$\gamma_{c(t)} = x(t) - \rho \quad \dots (18)$$

次に $\gamma_{k(t)}$ は、予算制約式(2)を $k(t)$ で割り、 x と z の関数として表す。

$$\gamma_{k(t)} = \frac{MPK}{1 - \alpha} - \left[\frac{c(t)}{k(t)} \right] = \frac{x(t)}{1 - \alpha} - z(t) \quad \dots (19)$$

$\gamma_{e(t)}$ は、自然効率性条件を用いれば、次のように表される。

$$\gamma_{e(t)} = -\frac{\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} \cdot x(t) + \frac{1-\alpha+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} \cdot z(t) \quad \dots (20)$$

最後に、 $\gamma_{r(t)}$ は資源制約式(4)を $r(t)$ で割って得られる。

$$\gamma_{r(t)} = -\frac{e(t)}{r(t)} = -w \quad \dots (21)$$

(18)~(21)の式を用いて変数 x , z , w の増加率 γ_x , γ_z , γ_w は以下の式で与えられる⁽¹⁰⁾。

$$\gamma_{x(t)} = -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} x(t) + \frac{\phi+\psi-\tau}{-1+\alpha+\phi-\tau} z(t) \quad \dots (22)$$

$$\gamma_{z(t)} = \frac{-\alpha}{1-\alpha} x(t) + z(t) - \rho \quad \dots (23)$$

$$\gamma_{w(t)} = -\frac{\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} x(t) + \frac{1-\alpha+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} z(t) + w(t) \quad \dots (24)$$

$\gamma_{x(t)}$, $\gamma_{z(t)}$, $\gamma_{w(t)}$ が(22)~(24)のように得られたので、これを用いて $dx/dt=0$, $dz/dt=0$, $dw/dt=0$ の必要条件を x , z , w の関数として表すと以下のようになる。

$$\frac{dx}{dt} = 0 : \quad z = \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(\phi+\psi-\tau)} \cdot x \text{ または} \quad \dots (25)$$

$$x = 0$$

$$\frac{dz}{dt} = 0 : \quad z = -\frac{-\alpha}{1-\alpha} \cdot x + \rho \text{ または} \quad \dots (26)$$

$$z = 0$$

$$\frac{dw}{dt} = 0 : \quad w = \frac{\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} \cdot x - \frac{1-\alpha+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} \cdot z \text{ または} \quad \dots (27)$$

$$w = 0$$

$dx/dt=0$, $dz/dt=0$, $dw/dt=0$ を満たす点の軌跡が(25)~(27)として導出されたので、これら3式を用いて位相図を描く。

最初に(22)と(23)をみると、この2式は w に依存しないので、 x , z に関する位相図は x - z 平面のみで表すことができる。

解に収束可能なパラメータの制約は $1-a < \phi-\tau$ なので、この場合のみについて考えてみると、(22)の右辺第一項目が $\{x/(-1+a+\phi-\tau)\} > 0$ となり、経済は $dx/dt=0$ 線に近づくように動

くので、図1で表されるように恒常状態に収束する鞍点経路が1本 ($P_{xy}-P_{xy}'$ 線) 存在する⁽¹¹⁾。

以上で、 $x-z$ 平面上の収束経路を描写することはできた。次に w も含む3変数の収束経路を考える。 w の経路は(24)で表現されている。この式から、 w は x, z, w の3変数に依存することが判明する。そこで、(24)式の右辺第二項目をまず考える。図1で経済が収束経路上に存在すると仮定すれば均衡点の近傍で収束経路を線形近似する事ができる。この時、収束経路の傾きは(27)で表される $z = -\{(\alpha)/(1-\alpha)\} \cdot x + \rho$ よりも小さいから収束経路は z 軸上で正の切片を持つ直線(一次関数)として表される。これを用いて(24)の右辺を z のみの関数として表すと、右辺は w 軸上で負の切片と正の傾きを持つ直線として表される。これを $x-w$ 平面に表したものが図2である。経済は図1の収束経路上に存在するから x は常に均衡点に向かって収束する方向へ動く。従って図2のように均衡解に収束する鞍点経路が1本存在する。以上から $1-\alpha < \phi-\tau$ の場合に、図1と図2の収束経路を同時に満たす経路1本のみが恒常状態に収束する収束経路となる。

次に、収束経路 $P_{xy}-P_{xy}'$, $P_{xw}-P_{xw}'$ を x, z, w の一次式(直線)として導出する。直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ の傾きは以下のような式で表される。

$$\frac{dz}{dx} = z' = \frac{\dot{z}}{\dot{x}} = \frac{z(x) \cdot \gamma_z(x)}{x \cdot \gamma_x(x)} = \frac{z(x) \cdot \left\{ \frac{-\alpha}{1-\alpha} x + z(x) - \rho \right\}}{x \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} x + \frac{\phi-\tau+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} z(x) \right\}}$$

これから、直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ の傾きは以下のように導かれる。

$$z' = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2}$$

$$\text{ただし、} \eta_2 = \frac{\phi+\psi-\tau}{-1+\alpha+\phi-\tau} x^*, \quad \eta_3 = \left\{ \frac{\alpha}{1-\alpha} \right\} z^*,$$

$$\eta_1 = -2 \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} x^* + \frac{\phi-\tau+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} z^* + \frac{-\alpha}{1-\alpha} x^* + 2z^* - \rho$$

さらに、収束経路は恒常的均衡点 (x^*, z^*) を通るから、直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ は以下のような方程式で表される⁽¹²⁾。

$$z = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x + \left\{ z^* - \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x^* \right\} = z'^* x + l \quad \dots (28)$$

直線 $P_{xw}-P_{xw'}$ の傾きについても同様に計算すれば、

$$w' = \frac{w^* \cdot \left\{ -\frac{\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} + \frac{1-\alpha+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} z'^* \right\}}{v + \left\{ -\frac{\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} x^* + \frac{1-\alpha+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} (z'^* x^* + l) + 2w^* \right\}}$$

ただし、

$$v = \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} x^* + \frac{\phi-\tau+\psi}{-1+\alpha+\phi-\tau} (z'^* x^* + l) \right\} + x^* \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi-\tau)} + \frac{\phi+\psi-\tau}{-1+\alpha+\phi-\tau} z'^* \right\}$$

となり、均衡値 (x^*, w^*) を使えば、 $x-w$ 平面における収束経路が以下のように直線で近似できる⁽¹³⁾。

$$w = w'^* x + \{w^* - w'^* x^*\} = w'^* x + m \quad \dots(29)$$

5-2 収束過程と初期値の導出

5-1 で収束経路を直線近似する事ができたので、次に経済が時間とともに収束経路上をどのように動いていくかを導き出す。

位相図から導き出した収束経路は時間に依存しないので、経済が時間とともにどのように収束経路上を動いていくかについては描写できない。そこで、対数線形近似の手法を用いて時系列で経済がどう動いていくかを導出する。

対数線形近似は(22)~(24)式 $(\gamma_x, \gamma_z, \gamma_w)$ を均衡点 (x^*, z^*, w^*) の近傍でテーラー展開した場合のヤコビ行列 J を用いて計算する⁽¹⁴⁾。

収束経路は位相図上で直線近似されているので、収束経路上の経済すなわちベクトル $(x(t), z(t), w(t))$ は相似縮小の形で均衡点に向かって動く。これは(22)~(24)で表される行列の固有ベクトル上を経済の初期値から均衡点まで固有値に従って動くことと考えられるから、数値シミュレーションを行うには初期値とヤコビ行列 J の固有値を求めることで得られる。均衡点 (x^*, z^*, w^*) でテーラー展開した時のヤコビ行列 J は

$$J = \begin{bmatrix} -\frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi\}(\phi-\tau+\psi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi-\tau)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi\}(\phi+\psi-\tau)}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi-\tau)} \cdot \rho & 0 \\ \frac{-\alpha(\phi+\psi-\tau)}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)} \cdot \rho & \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)} \cdot \rho & 0 \\ -\frac{(\phi+\psi-\tau)\psi}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi-\tau)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi-\tau)+\psi\}(1-\alpha+\psi)}{(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi-\tau)} \cdot \rho & \rho \end{bmatrix}$$

だから、これから収束経路の固有値を計算すると以下ようになる。

$$\varepsilon = \frac{(J_{11} + J_{22}) - \sqrt{(J_{11} + J_{22})^2 - 4 \cdot (J_{11} \cdot J_{22} - J_{12} \cdot J_{21})}}{2}$$

ただし、 J_{ij} はヤコビ行列 J の第 i 行 j 列の要素を表す。

この固有値を用いれば t 期における各変数の値 $x(t)$, $z(t)$, $w(t)$ は、以下のように表せる。

$$x(t) = x^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot x(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}}$$

$$z(t) = z^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot z(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}}$$

$$w(t) = w^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot w(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}}$$

$x(0)$, $z(0)$, $w(0)$ は各々 x , z , w の初期値である。

以上から、初期値 $x(0)$, $z(0)$, $w(0)$ が決まれば各期の変数 $x(t)$, $z(t)$, $w(t)$ を数値で表すことが可能になる。この結果を受けて、以下では初期値の導出を行うこととする。

通常の資本と労働で生産を行う生産関数なら、資本はストック変数であり、労働は外生変数となるので、位相図上では縦軸または横軸の変数のどちらかは初期条件（ストックの初期値）のみから初期値が決定され、その初期値に対応する収束経路上の点が経済の初期値となる。しかし、本モデルの生産関数はストック変数の資本と操作変数の資源消費量で構成されているので、資源消費量の操作いかんで初期値が変動するという問題点がある。そこで、3-1で導出した収束経路を用いて資源消費量の初期値 $e(0)$ を導出する。消費量の初期値 $e(0)$ が導出できれば、 $x(0)$, $w(0)$ が決まり、直線 P_{xz} - P_{xz}' の方程式から $z(0)$ を導くことができる。

計算の簡便化のために $a + \phi - \tau = 2$ とおけば、資源消費量の初期値 $e(0)$ は下のように求められる⁽¹⁵⁾。

$$e(0) = \frac{r(0)^{-1} + \sqrt{r(0)^{-2} - 4w'^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\psi} \cdot m}}{2w'^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\psi}}$$

この $e(0)$ から、 $(x(0), z(0), w(0))$ は以下のように与えられる。

$$x(0) = \left[(1-\alpha)A \cdot k(0)^{-\alpha+\psi} \cdot e(0)^{\alpha+\phi-\tau} \right]$$

$$z(0) = \frac{c(0)}{k(0)} = z'^* x(0) + l$$

$$w(0) = \frac{e(0)}{r(0)}$$

第6節 数値シミュレーションによる環境クズネツ曲線の導出

本節では前節で構築した数値シミュレーションモデルを用いて、理論モデルから環境クズネツ曲線を導出できるかどうか検証する。

6-1 パラメータの設定

数値シミュレーションを行う前に必要なパラメータの値を設定する。設定すべきパラメータは、資源が生産に占めるシェア a ($0 < a < 1$)、資本の外部性 ψ ($1 - a + \psi > 1$)、割引率 ρ 、汚染排出が生産に与える影響 τ 、生産関数のパラメータ A 、汚染物質生成パラメータ b である。資源の外部性 ϕ については資源消費量の初期値 $e(0)$ を導出する際に、計算の簡便化のため $a + \phi - \tau = 2$ を仮定したので、 $\phi = 2 - a + \tau$ で与えられる。

以上の制約と生産に占める資源のシェアの大きさや均衡成長率が比較的常識的な値に落ち着くことを考慮して、今回は以下のようにパラメータを設定した。

その値は $a = 0.1$, $\psi = 0.9$, $\rho = 0.03$ (=3%), $\tau = 0.01$, $A = 0.05$, $b = 1$ とした。したがって資源の外部性 ϕ は $\phi = 2 - a + \tau = 1.91$ となり、汚染物質の排出量は資源消費量と等しくなる。この時、 (x, z, w) の均衡値 $(x^*, z^*, w^*) = (0.105, 0.04167, 0.03)$ であり、消費の均衡成長率 $\gamma_c^* =$ 資本の均衡成長率 $\gamma_k^* = 7.5\%$ 、資源消費量の均衡成長(減少)率 $\gamma_e^* =$ 資源賦存量の均衡成長(減少)率 $\gamma_r^* = -3\%$ である。

6-2 環境クズネツ曲線の導出

以上で設定したパラメータを用いて経済成長と汚染排出量の関係について数値シミュレーションを行う。ストック変数の初期値は資源の賦存量 $r(0) = 20$ とし、資本の賦存量 $k(0)$ を 3 (case①)、20 (case②) の2種類に設定して50期間 ($t = 50$) のシミュレーションを行った。今回、分析に用いた変数は環境クズネツ曲線の導出に用いる産出量 $y(t)$ 、汚染物質排出量 $p(t)$ である。

産出量 $y(t)$ を表したグラフが図3である。産出量 $y(t)$ を縦軸に、横軸に時間(期間) t をとり、各期に各経済(case①・②)の産出量がどのような値をとるかを時系列で示している。同様に図4では汚染物質排出量を時系列で表している。

以上の産出量と汚染物質排出量のデータを用いて環境クズネツ曲線を描いたものが図5・図6である。図5がcase① [$k(0) = 3$]、図6がcase② [$k(0) = 20$] の環境クズネツ曲線を表している。

さて、図5のcase①は逆U字型にはならないが、図6のcase②は逆U字型の形状をとっていることがわかる。このことから、本モデルを用いて環境クズネツ曲線を描くことができたといえるかと言えば、必ずしもそうではない。それを検証するために図7を見てみることにしよう。図7はcase①、case②それぞれの産出量成長率(経済成長率)を時系列でプロットしたものである。case①は産出量成長率が右下がりとなっているが、case②では右上がりとなっていることが問題点であ

る。第2節で述べたように本モデルはもともと経済の収束仮説を説明するために構築されたモデルであり、それが成り立つのはcase①の場合に限られる。位相図を用いて説明すれば、収束仮説は $x-z$ 平面、 $x-w$ 平面どちらの図においても均衡点より右側でのみ成立するが、case②は算出された資源使用量の初期値 $e(0)$ の値により x の初期値が均衡点より左側になったことが原因と思われる⁽⁴⁶⁾。

これに対してcase①で逆U字型の環境クズネツ曲線を導出するアイデアの一つがStokey (1998) で用いられたストックとしての汚染物質（汚染蓄積）を用いる方法である。モデル上、生産に影響するのはフローの排出量であるが、汚染物質は蓄積されていくものであるとして産出量と汚染物質ストック量の関係を環境クズネツ曲線として描いたものが図8である。汚染物質ストック量は各期の汚染物質のうち10%が自然浄化によって減少していくとし、その上に各期の汚染物質排出量が積み重なっていくと仮定した。すなわち、 t 期の汚染物質ストックを $P_s(t)$ とすると、汚染物質の蓄積は $P_s(t) = e(t) - 0.1 \cdot P_s(t-1)$ の式で表される。

この図8においてはきれいな逆U字型の曲線が得られた。これを見る限り、汚染物質はフローではなくストックとして扱うのが適当であるように思われる。ただし、本モデルでは経済に影響するのはフローとしての汚染排出量であり、ストックとしての汚染蓄積量ではない。この点については改良の余地があると考えられる。

第7節 課題

第6節までの分析から、本モデルを用いて逆U字型の環境クズネツ曲線を描くことができた。しかし、それは収束仮説を満たさなかったり、本来は想定していないストックとしての汚染蓄積との関係を用いたり、特殊な条件下に限られたものであり、必ずしも一般的な条件で成立するものではない。

収束仮説を満たしつつ、逆U字型の環境クズネツ曲線を得るには、本論文で行った数値シミュレーションからしても、経済に影響を与える汚染物質はストックの形式を用いる方がより適していると考えられる。また、本論文で想定している汚染物質である二酸化炭素をはじめとする温暖化ガスが経済に与える効果を考えても、フローの排出量よりストックの温暖化ガス蓄積量もしくは大気中の温暖化ガス濃度を分析の対象とする方が現実に即していると考えられる。本モデルの第一の改善点は汚染物質のストック化を行うことであろう。

もう一つの課題としては、生産部門が1つであることから、汚染物質を発生させる部門と公害の被害を受ける部門が同一となってしまうことがあげられる。これを防ぐことと生産部門間の相互作用を分析する観点から、生産部門を二部門モデルとし、公害を発生させる生産部門（工業）と公害の被害を受ける生産部門（農業）の2つに分割することでより精緻な分析を試みたい。これは問題点というよりモデルの発展形という側面が強いと思われる。

《図表》

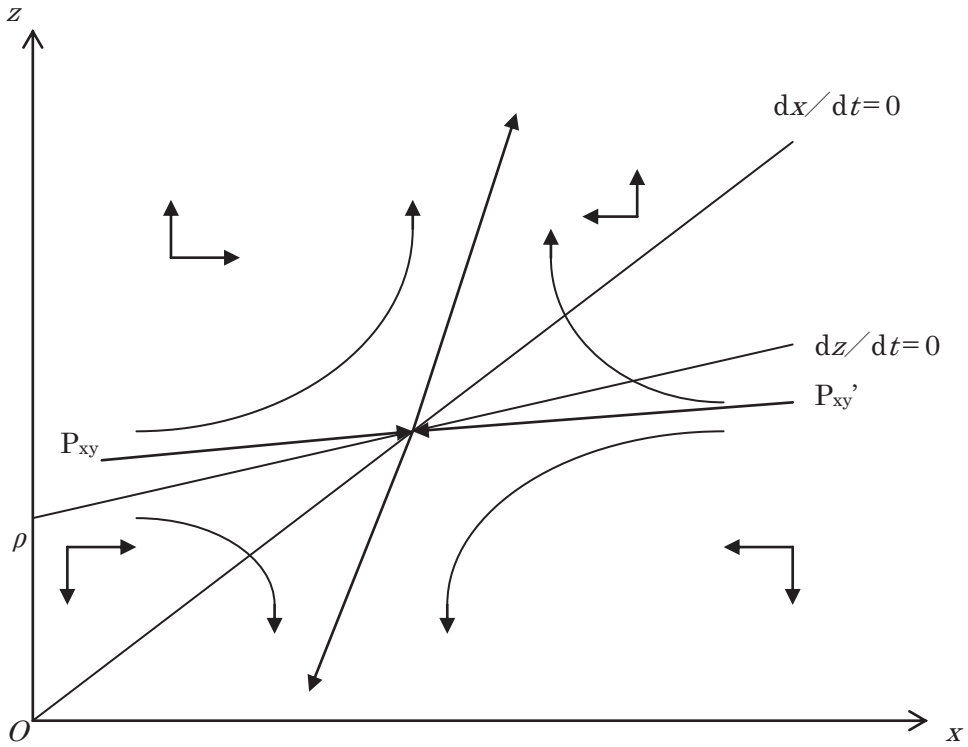


図1 xz 平面の位相図

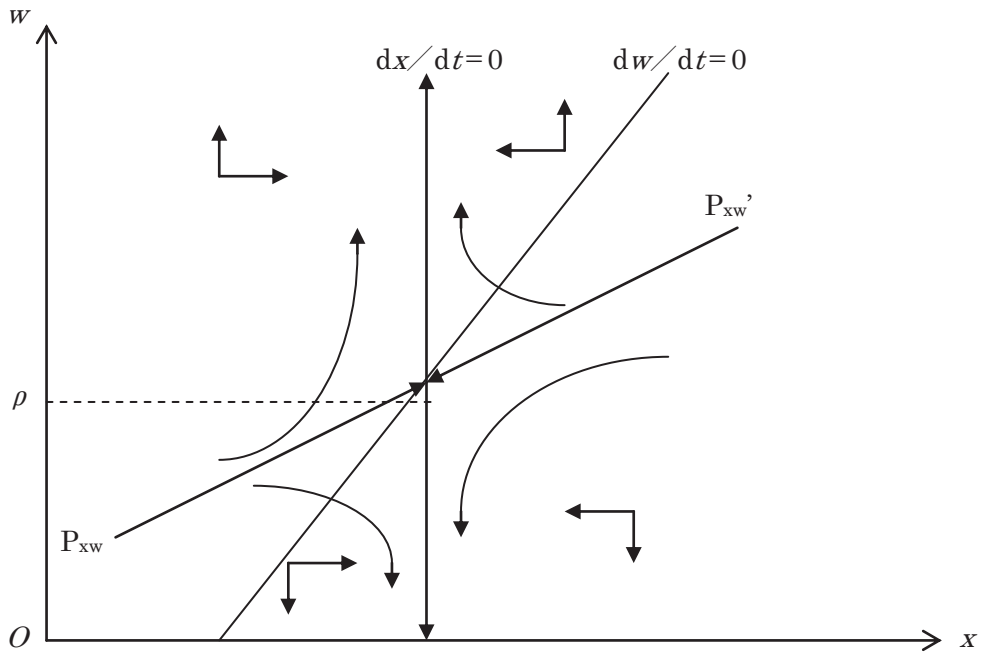


図2 xw 平面の位相図

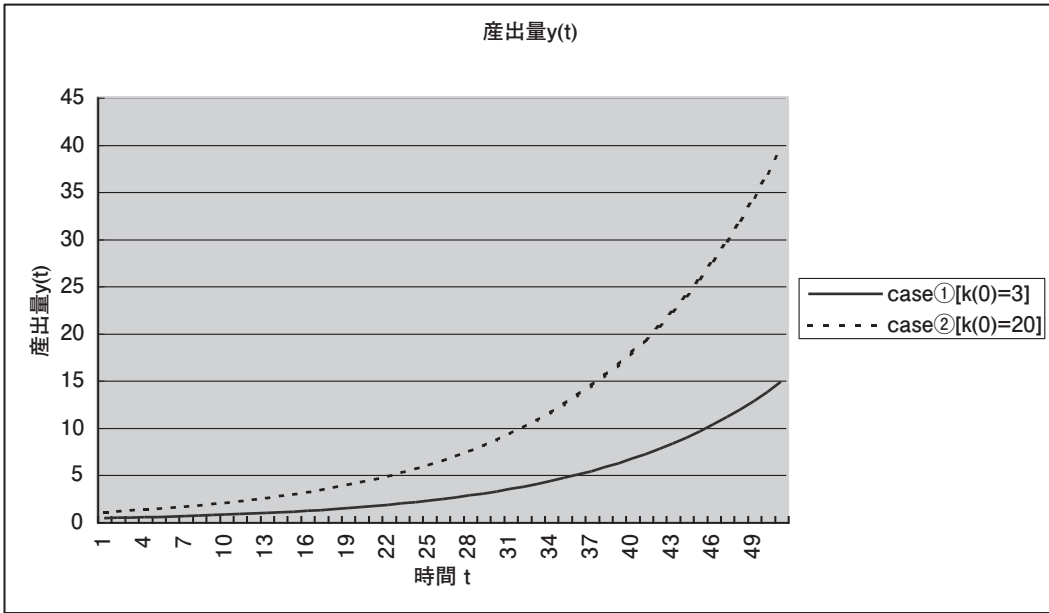


図3 数値シミュレーション結果：産出量 $y(t)$

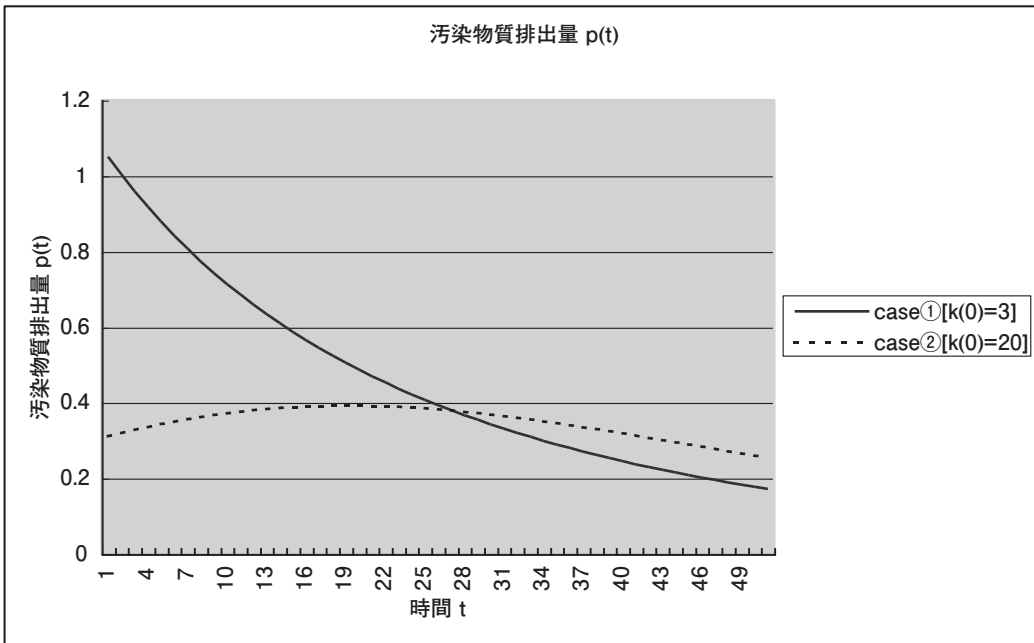


図4 数値シミュレーション結果：汚染物質排出量 $p(t)$

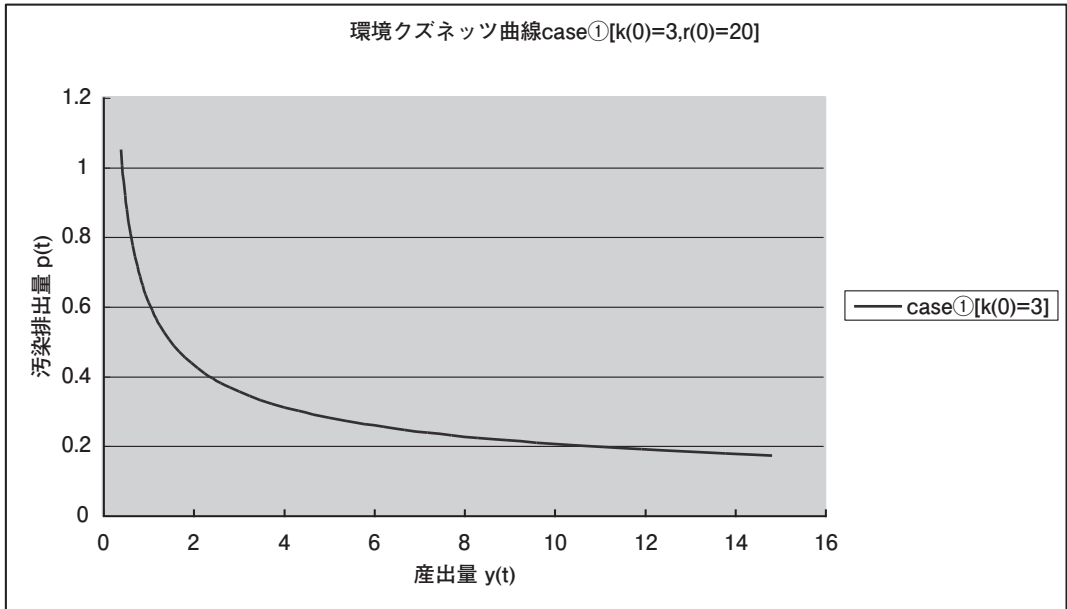


図5 環境クズネツ曲線：case①

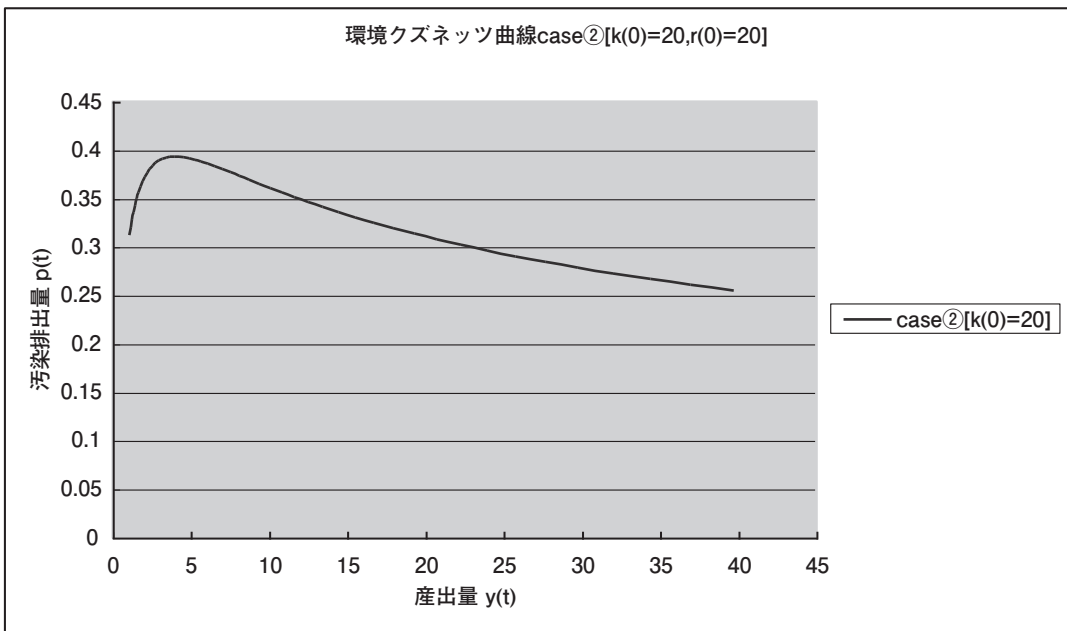


図6 環境クズネツ曲線：case②

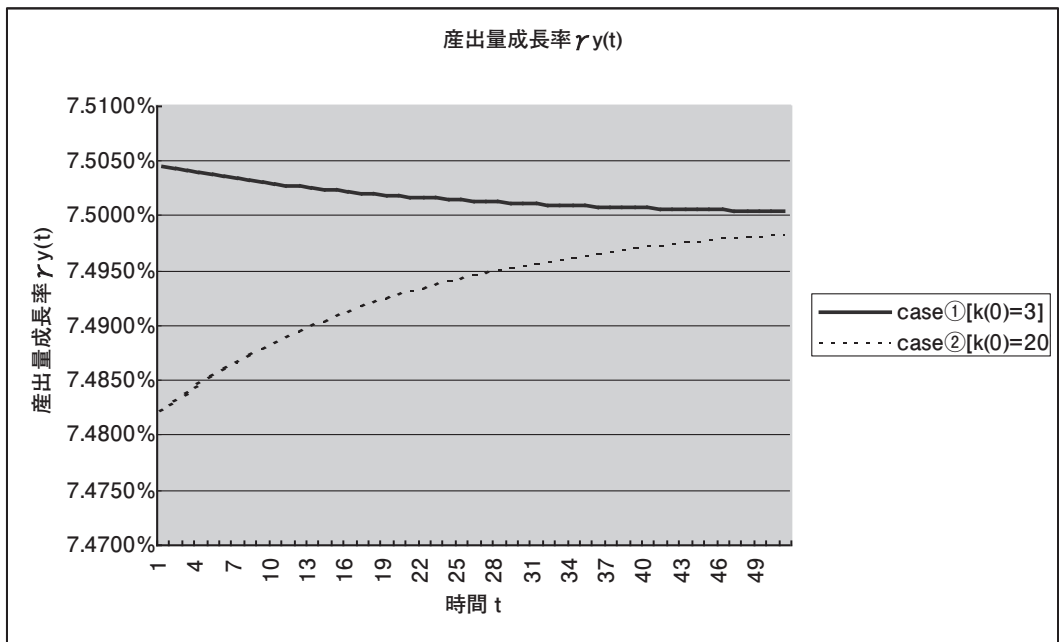


図 7 産出量成長率

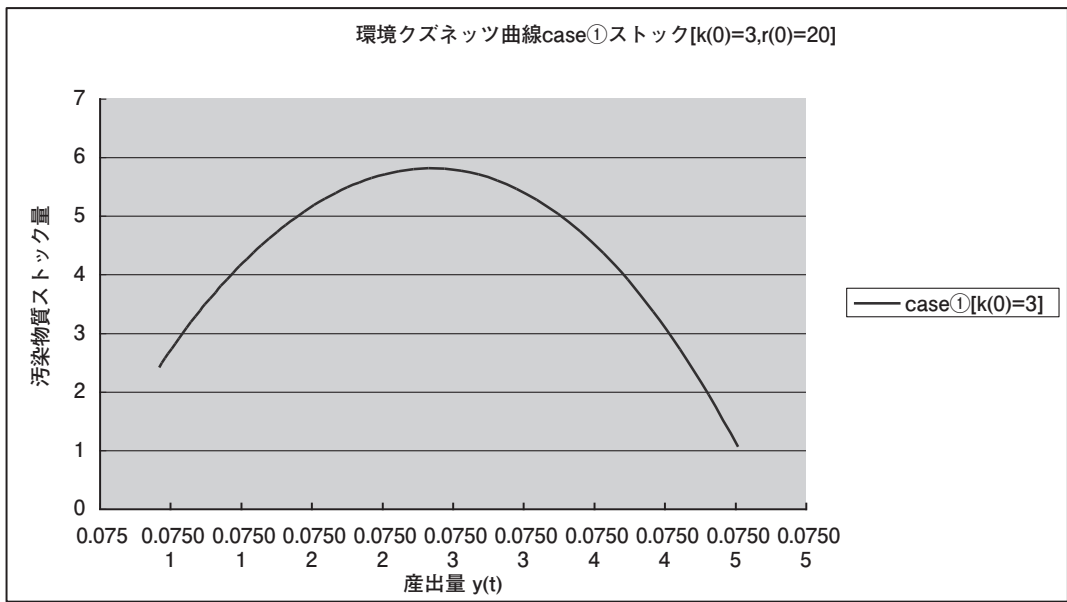


図 8 汚染物質ストック量を用いた環境クズネット曲線：case①

《参考文献》

- Arrow, K. J. (1962) "The Economic Implications of Learning by Doing," *Review of Economic Studies*, 29, pp.155-173.
- Barro, R. J. and X. Sala-i-Martin (1995) *Economic Growth*, McGraw-Hill.
- Cass, D. (1965) "Optimum Growth in an Aggregative Model of Capital Accumulation," *Review of Economic Studies*, 32, pp.233-240.
- Hammond, P. J. and A. Rodriguez-Clare (1993) "On Endgenizing Long-Run Growth," *Scandinavian Journal of Economics*, 95, 4, pp.391-425.
- Hotelling, H. (1931) "The Economics of Exhaustible Resources," *Journal of Political Economy*, 2, pp.137-175.
- Koopmans, T. C. (1965) "On the Concept of Optimal Economic Growth," in *The Econometric Approach to Development Planning*, Amsterdam, North Holland.
- Kuznets, S. (1955), "Economic Growth and Income Inequality," *American Economic Review*, 45, pp.1-28.
- Ramsey, F. (1928) "A Mathematical Theory of Saving," *Economic Journal*, 38, pp.543-559.
- Romer, P. M. (1986) "Increasing Returns and Long Run Growth," *Journal of Political Economy*, 94, pp 1002-1037.
- Romer, P. M. (1987) "Growth Based on Increasing Returns Due to Specialization," *American Economic Review*, 77, 2, pp.56-62.
- Sheshinski E. (1967) "Optimal Accumulation with Learning by Doing," in Karl Shell ed., *Essays on the Theory of Optimal Economic Growth*, Cambridge MA, MIT Press, 1967, pp.31-52.
- Solow, R. M. (1956) "A Contribution to the Theory of Economic Growth," *Quarterly Journal of Economics*, 70, pp.S65-S94.
- Stiglitz, J. E. (1974) "Growth with Exhaustible Resources. Efficient and Optimal Growth Paths," *Review of Economic Studies*, Symposium, pp.123-137.
- Stokey, N. L. (1998), "Are There Limits to Growth?," *International Economic Review*, 39, pp.1-31.
- World Bank (1992), *World Development Report 1992 : Development and the Environment*, Oxford University Press.
- 浅子和美・川西論・小野哲生 (2002) 「枯渇性資源・環境と持続的成長」, 『経済研究』, 53, pp.236-246.
- 宮永 輝 (1995) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論」, 『経済科学』, 第43巻 第2号, pp.9-20.
- 宮永 輝 (2000) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅱ.-市場経済モデル」, 『政治・経済・法律研究』, 第3巻 第2号, pp.69-86.
- 宮永 輝 (2001) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅲ.-数値シミュレーションを用いた「収束仮説」の証明」, 『政治・経済・法律研究』, 第4巻 第2号, pp.97-114.

《注》

- (1) Ramseyモデルであることから, 経済成長は内生的には行われず, 外生的な技術進歩によって達成される。
- (2) ただし, このモデルでは完全に再生可能資源に取って代わることはできない。
- (3) 元々のクズネツ曲線はKuznets (1955) で示された, 経済発展の初期では所得格差が拡大するが, ある段階を超えると縮小に転じるとする仮説のことである。
- (4) 自然効率性条件とは, t 期の資源 (消費量) の限界生産力の変動率が資本の限界生産力と等しくなるように動くという条件である。

- (5) 当期の排出は一期間で自然浄化する，すなわち自然浄化率100%と考えることもできる。
- (6) 温暖化ガスの主な原因とされている二酸化炭素は枯渇資源に含まれる炭素が発生源であることから，石油・石炭等で利用効率の違いはあるものの，一次関数で表すことが可能と考えられる。
- (7) 最大化の一階の条件の導出過程については宮永（2000）pp.73～75を参照のこと。
- (8) N は人口を示す変数で第六の仮定から定数である。また，この生産関数は宮永（2000）もしくは宮永（2001）の生産関数の ϕ を $\phi-\tau$ に置き換えたものとなる。以下で行う計算過程についても同様である。
- (9) 詳細な導出過程は宮永（2000）pp.75～76を参照のこと。
- (10) 詳細な $\gamma_x, \gamma_z, \gamma_w$ の導出過程は宮永（2000）pp.77～78を参照のこと。
- (11) 均衡解への収束条件については宮永（2000）p.79を参照のこと。
- (12) 直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ の傾きおよび方程式の導出は宮永（2001）数学注1-1を参照のこと。
- (13) 直線 $P_{xw}-P_{xw}'$ の傾きおよび方程式の導出は宮永（2001）数学注1-2を参照のこと。
- (14) 対数線形近似については宮永（2001）数学注2を参照のこと。
- (15) 資源消費量の初期値 $e(0)$ の導出については宮永（2001）数学注3を参照のこと。
- (16) 位相図の横軸 x は資本の限界生産力であり， x が大きいくほど（すなわちグラフの右方に位置するほど）成長率が高いからである。

〈資 料〉

中華人民共和国食品安全法及び食品安全法実施条例

長 友 昭

訳者はしがき

本稿は、中華人民共和国食品安全法（以下「食品安全法」）および同実施条例の試訳である。

私たちが中国との関係、あるいは中国との法的関係を身近に感じることができるものに、中国食品の安全性の問題がある。これは、冷凍餃子事件を挙げるまでもなく、ここ数年頻繁に発生している問題であり（詳細は森路未央「安心と信頼の回復を目指す食品安全政策」中国研究所編『中国年鑑2008』毎日新聞社、79頁以下参照）、最近の市民レベルにおける対中感情の悪化の一因ともいえよう。もっとも、この問題は中国に責任を押し付ければ済む問題ではない。日本に輸入される中国産食品の中には、日本企業や日系企業が現地で生産、加工等を手掛けているものも少なくない（その一例として長友昭「中国における農村土地請負経営権の主体性と権利性——2契約書の分析を通して」『中国研究月報』60巻12号、2006年、21以下）。となれば、それらの企業の社会的責任（CSR）にも大きくかかわってくる。

他方で、中国の食品安全問題は、中国から日本をはじめとする海外に輸出される食品に特化された、いわゆる国際問題だけではない。メラミン混入乳製品、特に乳幼児用の粉ミルクが汚染されていた事件は、中国国内でも大きな事件となっており、最近関係者に厳しい刑事罰が下される判決も出た。

このようななかで、2009年2月28日に第11回全国人民代表大会常務委員会第7回会議において採択・公布され、同年6月1日から施行された。同法は、これまで分散していた食品安全関連の法規範を集約化したものとされ、主に食品安全行政や食品企業を規律する法律であるといえるが（森路未央「想定外の事案に翻弄された2008年の食品安全問題」中国研究所編『中国年鑑2009』毎日新聞社、59頁以下参照）、涉外弁護士など実務界からも注目されている（宮艶会＝遠藤誠「中国の「食品安全法」及び「食品安全法実施条例」の制定」『国際商事法務』568号、2009年、1384以下）。

また、食品安全法の中で、懲罰的損害賠償を規定したとされる96条が注目を集めている。これまで中国では、消費者権利利益保護法49条や労働契約法87条が懲罰的賠償規定かどうかということが争われてきたが、食品安全法はこれらの議論も踏まえた規定であるといえ、間もなく制定さ

れるもようの不法行為法において懲罰的損害賠償がどのように扱われるのかとあいまって、非常に興味深く、この点については別稿を用意するものである（なお、2009年11月の不法行為法3次草案45条には「製品に欠陥があることを知りながら、製品を生産、販売し、他人の生命、健康に損害を引き起こした場合、被権利侵害者は、法により懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。」という規定がある）。

以上のことから、我々の生活にも密接な関係を持ち、さらに法理論においても興味深い議論を提供している食品安全法の翻訳を試みたのであるが、これに際し、同法の実施条例も訳出した。これは、国務院が制定した法令であるが、誤解を恐れずに言えば、日本における政令による実施細則に匹敵するものであり、食品安全法の細部を理解するのに欠かせない資料といえる。そこで、食品安全法および同実施条例を併せて訳出した。読者諸兄よりご叱正賜れば幸いである。

* 訳出にあたって、漢数字は基本的にアラビア数字に置き換えた。また、日本の法律条文の1項、2項・・・に相当する部分を①、②・・・としたが、これは便宜的なものであり、原文にはない記号である。他方、日本の法律条文の1号、2号・・・に相当する(1)、(2)・・・は原文にあるものである。訳文中に原語を示した部分は [] で挿入した。

【付記】

本稿校正中の2009年12月26日に、全国人民代表大会常務委員会において不法行為法〔侵權責任法〕が採択され、2010年7月1日から施行される。同法は、全人代ではなく同常務委員会で採択されたことなど、その制定過程や内容などに興味深い点が多い。しかし、ここではさしあたり懲罰的賠償について、第47条で「製品に欠陥があることを知りながら、製品を生産、販売し、他人の死亡または健康の重大な損害を引き起こした場合、被権利侵害者は、相応の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する。」と規定し、草案段階から若干の文言の修正が行われたことのみを指摘しておく。

中華人民共和国食品安全法

2009年2月28日に第11回全国人民代表大会常務委員会第7回会議において採択、公布。2009年6月1日から施行。

- 第1章 総則
- 第2章 食品安全リスクの監督測定と評価
- 第3章 食品安全基準
- 第4章 食品の生産経営
- 第5章 食品検査
- 第6章 食品の輸出入
- 第7章 食品安全事故の処理
- 第8章 監督管理
- 第9章 法的責任
- 第10章 附則

第1章 総則

第1条 食品安全を保証し、大衆の人身の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内で下に列記する活動に従事する場合は、本法を遵守しなければならない。

- (1) 食品の生産と加工（以下「食品生産」という）、食品の流通と飲食サービス（以下「食品経営」という）。
 - (2) 食品添加物の生産経営。
 - (3) 食品に使用される包装材、容器、洗剤、消毒剤及び食品の生産経営に使用される器具、設備（以下「食品関連製品」という）の生産経営。
 - (4) 食品の生産経営者が使用する食品添加物、食品関連製品。
 - (5) 食品、食品添加物と食品関連製品の安全管理。
- ② 食用に供する農業初級製品（以下「食用農産品」という）の品質安全管理については、「農産品品質安全法」の規定によるものとする。ただし、食用農産品に関連する品質安全基準を策定し、食用農産品の安全に関連する情報を公布する場合は、本法の関連する規定を遵守しなければならない。

第3条 食品生産経営者は、法律、法規及び食品安全基準に基づいて生産経営活動に従事しな

ればならず、社会と大衆へ責任を負い、食品の安全を保証し、社会の監督を受け、社会的責任を担わなければならない。

第4条 国務院は、食品安全委員会を設置するものとし、その業務の職責は国務院が規定する。

- ② 国務院の衛生行政部門は、食品安全の総合的協調の職責を担うものとし、食品安全リスク評価、食品安全基準を策定し、食品安全情報を公布し、食品検査検疫機関の資質認定要件及び検査検疫規範の策定に責任を負い、食品安全の重大な事故の取締りを組織する。
- ③ 国務院の品質監督、工商行政管理及び国家食品薬品監督管理の部門は、本法及び国務院が規定する職責に基づいて、それぞれ食品生産、食品流通、飲食サービス活動への監督管理を実施する。

第5条 県レベル以上の地方人民政府は、当該行政区域の食品安全監督管理業務について、統一的に責任を負い、指導し、組織し、協調をはかり、健全な食品安全工程の監督管理の業務メカニズムを構築するものとし、食品安全の突発事件に対応する業務を統一的に指導し、指揮するものとし、食品安全監督管理責任制度を改善し、実行して、食品安全監督管理部門について評議し、審査する。

- ② 県レベル以上の地方人民政府は、本法及び国務院の規定に基づいき、当該レベルでの衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理の部門の食品安全監督管理における職責を確定する。関連する部門は、それぞれの職責の範囲内で当該行政区域の食品安全監督管理業務に責任を負う。
- ③ 上のレベルの人民政府の所属部門が下のレベルの行政区域に設置している機構は、所在地の人民政府の統一的な組織と協調の下で、法により食品安全監督管理業務を行うものとする。

第6条 県レベル以上の衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、情報交換を強化し、緊密に連携し、それぞれの職責分担に従い、法により職権を行使し、責任を担う。

第7条 食品業協会は、業界の自律を強化し、食品生産経営者が法により生産経営を行うよう導き、業界の信頼構築を推し進め、食品安全知識の宣伝、普及をしなければならない。

第8条 国は、社会团体、末端〔基層〕の大衆自治組織が食品安全の法律、法規及び食品安全の基準と知識の普及活動を行うことを奨励し、健康的な飲食の方法を提唱し、消費者の食品安全意識と自己保護能力を強めるものとする。

- ② ニュースメディアは、食品安全の法律、法規及び食品安全の基準と知識についての公益宣伝を展開し、本法を違反する行為について世論における監督を行わなければならない。

第9条 国は、食品安全に関連する基礎研究及び応用研究を展開することを奨励し、支持し、食品生産経営者が食品安全の水準を高めるために、先進的な技術と先進的な管理規範を採用することを奨励し、支持する。

第10条 いかなる組織または個人であっても、食品生産経営において本法に違反する行為を通報

する権利を有し、関連する部門へ食品安全情報を問い合わせ、食品安全監督管理業務に意見と建議を提出する権利を有する。

第2章 食品安全リスクの監督測定と評価

第11条 国は、食品安全リスクの監督測定制度を構築し、食源性疾病、食品汚染及び食品中の有害要素について監督測定を行う。

- ② 国務院の衛生行政部門は、国務院の関連する部門と共同で国家食品安全リスク監督測定計画を策定、実施する。省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、国の食品安全リスク監督測定計画に基づき当該行政区域の具体的な状況と結びつけて、当該行政区域の食品安全リスク監督測定方案を組織して策定し、実施する。

第12条 国務院の農業行政、品質監督、工商行政管理及び国家食品薬品監督管理等の関連する部門は、食品安全リスクに関する情報を知り得た後、国務院の衛生行政部門へ直ちに通知しなければならない。国務院の衛生行政部門は、関連する部門と共同で情報を確認した後、食品安全リスク監視測定計画をすみやかに調整しなければならない。

第13条 国は、食品安全リスクの評価制度を構築し、食品、食品添加物における生物的、化学的及び物理的危険についてリスク評価を行う。

- ② 国務院の衛生行政部門は、食品安全リスク評価業務に責任を負い、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家で構成する食品安全リスク評価専門家委員会を設立し、食品安全リスクの評価を行う。
- ③ 農薬、肥料、成長調節剤、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物等の安全性評価については、食品安全リスク評価専門家委員会の専門家が参加しなければならない。
- ④ 食品安全リスク評価は、科学的な方法を用い、食品安全リスク監督測定情報、科学的データ及びその他の関連する情報に基づいて行わなければならない。

第14条 国務院の衛生行政部門は、食品安全リスク監督測定を通じて又は通報によって食品に隠れた瑕疵がある可能性があることが明らかになった場合、検査検疫及び食品安全リスク評価を直ちに組織して行わなければならない。

第15条 国務院の農業行政、品質監督、工商行政管理及び国家食品薬品監督管理等の関連する部門は、国務院の衛生行政部門へ食品安全リスク評価の建議を提出し、なおかつ関連する情報と資料を提供しなければならない。

- ② 国務院の衛生行政部門は、国務院の関連部門へ食品安全リスク評価の結果をすみやかに通知しなければならない。

第16条 食品安全リスク評価の結果は、食品安全基準の策定、改訂及び食品安全についての監督管理の実施における科学的根拠である。

- ② 食品安全リスク評価の結果、食品が安全でないという結論が得られた場合、国務院の品質

監督、工商行政管理と国家食品藥品監督管理部門は、それぞれの職責に基づき、相応の措置を直ちにとり、当該食品の生産経営の停止を確実にし、なおかつ消費者が食用を停止するよう告知しなければならず、関連する食品安全国家基準を策定、改訂する必要がある場合、国務院の衛生行政部門は、直ちに策定、改訂しなければならない。

第17条 国務院の衛生行政部門は、国務院の関連する部門と共同で、食品安全リスク評価の結果、食品安全監督管理情報に基づき、食品安全状況について総合的な分析を行わなければならない。総合的な分析により、比較的高い程度の安全リスクがある可能性が明らかになった食品について、国務院の衛生行政部門は、食品安全リスク警告を直ちに行い、なおかつ公布しなければならない。

第3章 食品安全基準

第18条 食品安全基準を策定する場合、大衆の身体の健康の保障をモットーとし、科学的に合理的で、安全で信頼のあるものとしなければならない。

第19条 食品安全基準は強行的基準である。食品安全基準のほか、その他の食品の強行的基準を策定してはならない。

第20条 食品安全基準には、下に列記する内容を含めなければならない。

- (1) 食品、食品関連製品中の病原性微生物、残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、汚染物質及びその他の人体の健康に危害を与える物質の限量の規定。
- (2) 食品添加物の品種、使用範囲、用量。
- (3) 乳幼児及びその他の特定層に専ら供する主・補助食品の栄養成分の要求。
- (4) 食品安全、栄養関連のラベル、標識、説明書の要求。
- (5) 食品生産経営過程の衛生要求。
- (6) 食品安全と関連する品質要求。
- (7) 食品検査方法と規程。
- (8) その他の食品安全基準の策定が必要な内容。

第21条 食品安全国家基準は、国務院の衛生行政部門が策定、公布する責任を負い、国務院の基準化行政部門が国家基準番号を提供する。

- ② 食品中の残留農薬、残留動物医薬品の限量の規定及びその検査方法と規程は、国務院の衛生行政部門、国務院の農業行政部門が策定する。
- ③ 屠殺用の家畜、家禽の検査規程は、国務院の関連する主管部門が国務院の衛生行政部門と共同で策定する。
- ④ 関連する製品の国家基準が食品安全の国家基準で規定する内容にわたる場合は、食品安全の国家基準と一致しなければならない。

第22条 国務院の衛生行政部門は、現行の食用農産品の品質安全基準、食品衛生基準、食品品質

基準及び食品に関連する業界基準の中の強行的基準を整合し、食品安全国家基準をとして統一的に公布しなければならない。

- ② 本法で規定する食品安全国家基準が公布されるまで、食品生産經營者は、現行の食用農産品品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準及び食品に関する業界基準に基づいて食品を生産經營しなければならない。

第23条 食品安全国家基準は、食品安全国家基準審査評価委員会の審査を通過しなければならない。食品安全国家基準審査評価委員会は、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家及び國務院の関連する部門の代表によって構成する。

- ② 食品安全国家基準を策定する場合は、食品安全リスク評価の結果に基づき、なおかつ食用農産品品質安全リスク評価の結果を十分に考慮して、関連する国際基準及び国際食品安全リスク評価の結果を参照し、なおかつ食品生産經營者及び消費者の意見を広く聴取しなければならない。

第24条 食品安全国家基準がない場合は、食品安全地方基準を策定することができる。

- ② 省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、食品安全地方基準を組織して策定し、本法の食品安全国家基準の策定に関する規定を参照し執行して、なおかつ國務院の衛生行政部門に登録〔備案〕しなければならない。

第25条 企業が生産する食品に食品安全国家基準又は地方基準がない場合は、企業基準を策定し、組織的な生産の根拠としなければならない。国は、食品生産企業が食品安全国家基準又は地方基準よりも厳しい企業基準を策定することを奨励する。企業基準は、省レベルの衛生行政部門に登録〔備案〕しなければならない。当該企業内で適用される。

第26条 食品安全基準は、大衆に無料で閲覧に供されなければならない。

第4章 食品生産經營

第27条 食品生産經營は、食品安全基準に適合しなければならない。なおかつ下の要求に適合しなければならない。

- (1) 生産經營する食品の品種、数量に適合する食品原料の処理と食品加工、包装、貯蓄等の場所を有し、当該場所の環境の清潔を保持し、なおかつ有毒、有害な場所及びその他の汚染源と規定された距離を保つ。
- (2) 生産經營する食品の品種、数量に適合する生産經營設備又は施設を有し、相応の消毒、更衣、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、ハエ・ねずみ・虫の防止、洗浄及び排水処理、ごみと廃棄物置き場の設備又は施設を有する。
- (3) 食品安全の専門技術要員、管理要員及び食品安全を保証する規則制度を有する。
- (4) 合理的な設備配置と作業工程があり、加工前食品と直接口に入れる食品、原材料と完成品が混ざって汚染することを防止し、食品が有毒物、不潔物と接触することを回避し

ている。

- (5) 食器及び直接口に入れる食品を盛り付ける容器は、使用前に洗浄、消毒しなければならない。炊事用具、器具は、使用後に洗浄し、清潔に保たなければならない。
- (6) 食品を貯蔵、運送及び積下しするための容器、器具及び設備は、安全、無害で、清潔に保ち、食品汚染を防止し、なおかつ食品安全を保証するのに必要な温度等の特別な要求に適合しなければならない。食品と有毒、有害物を一緒に運送してはならない。
- (7) 直接口に入れる食品は、小包装又は無毒、清潔な包装材、食器を使用しなければならない。
- (8) 食品生産経営要員は、個人の衛生を保ち、食品を生産経営する場合、手を洗い、清潔な作業服、帽子を着用しなければならない。無包装で直接口に入れる食品を販売するとき、無毒、清潔な販売器具を使用しなければならない。
- (9) 水の使用は、国が規定する生活飲用水の衛生基準に適合しなければならない。
- (10) 使用する洗剤、消毒剤は、人体に安全、無害でなければならない。
- (11) 法律、法規で規定するその他の要求。

第28条 下に列記する食品を生産経営することを禁止する。

- (1) 非食品原料を使用して生産した食品又は食品添加物以外の化学物質及びその他の人体の健康に危害を与える可能性のある物質を添加した食品、又は回収した食品を原料として用いて生産した食品。
- (2) 病原性微生物、残留農薬、残留動物薬、重金属、汚染物質及び他の人体の健康を害する物質の限量が食品安全基準の限量を超えた食品。
- (3) 栄養成分が食品安全基準に適合しない乳幼児及びその他の特定層に専ら供される主・補助食品。
- (4) 腐敗変質、油脂酸化、カビ・虫の発生、汚損不潔、異物混入、偽粗悪又は五感で感じ取れる異常のある食品。
- (5) 病死、毒死又は死因不明の家禽、家畜、水産動物の肉類及びその製品。
- (6) 動物衛生監督機関の検疫を受けていない又は検疫に不合格の肉類、若しくは検査を受けていない又は検査で不合格であった肉類製品。
- (7) 包装材、容器、運送器具等が汚染された食品。
- (8) 品質保持期間を過ぎた食品。
- (9) ラベルのない予め包装された食品。
- (10) 国が、病気予防などの特殊な必要性のために、生産経営の禁止を命じた食品。
- (11) 食品安全基準又は要求に適合しないその他の食品。

第29条 国は、食品の生産経営について許可制度を行う。食品生産、食品流通、飲食サービスに従事する場合は、法によって食品生産許可、食品流通許可、飲食サービス許可を取得しなけ

ればならない。

- ② 食品生産許可を取得した食品生産者が、その生産場所で自ら生産した食品を販売する場合は、食品流通の許可を取得する必要はなく、飲食サービス許可を取得した飲食サービス提供者が、その飲食サービス場所で自ら製造加工した食品を販売する場合は、食品生産及び流通の許可を取得する必要はなく、農民個人が自ら生産した食用農産物を販売する場合は、食品流通の許可を取得する必要はない。
- ③ 食品生産加工の小工場及び食品露天商が食品生産経営活動に従事する場合は、本法で規定するにその生産経営規模、条件に適應する食品安全要求に適合しなければならず、生産経営する食品の衛生、無毒、無害を保証しなければならず、関連する部門は、その監督管理を強化しなければならず、具体的な管理便法は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が本法に基づいて制定する。

第30条 県レベル以上の地方人民政府は、食品生産加工の小工場が生産条件を改善することを奨励し、食品露天商が集合取引市場、店舗等の固定的な場所へ入って経営することを奨励する。

第31条 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、「中華人民共和国行政許可法」の規定に基づいて、申請人が提出した本法第27条第1項ないし第4項の規定で要求される関連資料を審査して、必要な場合は申請人の生産経営場所について現場検査を行うものとし、規定の条件を満たすときは、許可を与える決定をし、規定の条件を満たさないときは、不許可の決定をし、あわせて書面で理由を説明するものとする。

第32条 食品生産経営企業は、その組織の食品安全管理制度を打ち立てて健全なものとし、従業員への食品安全知識の研修を強化し、専任または兼職の食品安全管理人員を配置して、生産経営する食品の検査業務をしっかりと行い、法によって食品生産経営活動に従事しなければならない。

第33条 国は、食品生産経営企業が良好な生産規範要求を満たすことを奨励し、危害分析と重点統御点の体系を実施し、食品安全管理水準を向上させるものとする。

- ② 良好な生産規範、危害分析と重点統御点の体系を通して認証された食品生産経営企業について、認証機関は、法によって追跡調査を実施しなければならず、認証要求を満たしていない企業については、法によって認証を取り消さなければならず、すみやかに関係する品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門へ通知し、あわせて社会に公布しなければならない。認証機関が追跡調査を実施するに際し、いかなる費用も徴収しないものとする。

第34条 食品生産経営者は、従業員の健康管理制度を打ち立てて実行しなければならない。下痢、チフス、ウイルス肝炎等消化器系の伝染病に罹った人員及び活動性肺結核、化膿性または滲出性皮膚病等の食品安全の妨げとなる疾病に罹った人員は、直接口に入れる食品に接する業務に従事してはならない。

- ② 食品生産経営人員は、毎年健康診断を行わなければならない、健康証明を取得した後で業務に参加することができる。

第35条 食用農産品の生産者は、食品安全基準と国の関連規定に従って農薬、肥料、成長調節剤、動物薬、飼料及び飼料添加物等の農業投入品を使用しなければならない。食用農産品の生産企業と農民専業合作経済組織は、食用農産品の生産記録制度を打ち立てなければならない。

- ② 県レベル以上の農業行政部門は、農業投入品の使用についての管理と指導を強化し、農業投入品の安全使用制度を構築して健全なものとしなければならない。

第36条 食品生産者が食品原料、食品添加物、食品関連製品を購入する場合は、供給者の許可証と製品の合格証明文書を検査しなければならない、合格証明文書を提供することができない食品原料については、食品安全基準に基づいて検査しなければならない、食品安全基準に適合していない食品原料、食品添加物、食品関連製品を購入または使用してはならない。

- ② 食品生産企業は、食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷検査記録制度を打ち立てて、食品原料、食品添加物、食品関連製品の名称、規格、数量、供給者の名称及び連絡方法、入荷日時等の内容を如実に記録しなければならない。

- ③ 食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷検査記録は、真実でなければならない、保存期間は2年未満であってはならない。

第37条 食品生産企業は、食品出荷検査記録制度を打ち立てて、出荷食品の検査合格証と安全状況を検査し、あわせて食品の名称、規格、数量、製造日時、製造番号、検査合格証番号、購入者の名称及び連絡方法、販売日等の内容を如実に記録しなければならない。

- ② 食品出荷検査記録は、真実でなければならない、保存期間は2年未満であってはならない。

第38条 食品、食品添加物、食品関連製品の生産者は、食品安全基準に基づいて生産した食品、食品添加物及び食品関連製品を検査しなければならない、検査に合格した後で出荷又は販売することができる。

第39条 食品経営者が食品を購入する場合、供給者の許可証及び食品の合格証明文書を調査しなければならない。

- ② 食品経営企業は、食品の入荷検査記録制度を構築し、食品の名称、規格、数量、生産番号、品質保持期間、供給者の名称及び連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

- ③ 食品の入荷検査記録は、真実でなければならない、保存期間は2年未満であってはならない。

- ④ 統一配送経営方式を行う食品経営企業は、企業の本社が供給者の許可証及び食品の合格証明文書を統一的に調査し、食品入荷検査記録を行うことができる。

第40条 食品経営者は、食品安全の保証の必要性に基づいて食品を貯蔵し、在庫食品を定期的に

検査し、変質した、または品質保持期間を徒過した食品をすみやか処理しなければならない。

第41条 食品経営者が定型外食品を貯蔵する場合は、貯蔵場所に食品の名称、生産日時、品質保持期間、生産の名称及び連絡方法等の内容を明示しなければならない。

② 食品経営者が定型外食品を販売する場合は、定型外食品の容器、外装に食品の名称、生産日時、品質保持期間、生産経営者の名称及び連絡方法等の内容を明示しなければならない。

第42条 定型食品の包装には、ラベルがなければならない。ラベルは、以下の事項を明示しなければならない。

- (1) 名称、規格、正味含有量、生産日時。
- (2) 成分または配合表。
- (3) 生産者の名称、住所、連絡方法。
- (4) 品質保持期間。
- (5) 製品基準コード。
- (6) 貯蔵条件。
- (7) 使用された食品添加物の国家基準における通用名称。
- (8) 生産許可証番号。
- (9) 法律、法規または食品安全基準で規定される明示すべきその他の事項。

② 乳幼児及びその他の特定層向けの主食・補助食品については、そのラベルは、主な栄養成分及びその含有量も明示しなければならない。

第43条 国は、食品添加物の生産について許可制度を行う。食品添加物の生産許可を申請する条件、手続については、国の工業製品生産許可証管理の関連する規定によって行う。

第44条 新たな食品原料を使用して食品生産に従事する、若しくは食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種の生産活動に従事する組織または個人は、國務院の衛生行政部門に関連製品の安全性評価資料を提出しなければならない。國務院の衛生行政部門は、申請を受理した日から60日以内に関連製品の安全性評価資料についての審査を組織して行わなければならない。食品安全の要求に適合する場合は、法によって許可の決定を行い、かつ公布するものとし、食品安全の要求に適合していない場合は、不許可の決定を行い、かつ書面で理由を説明するものとする。

第45条 食品添加物は、技術上確実に必要であり、かつリスク評価を経て安全で信頼できると証明されてはじめて使用が認められる範囲に組み入れられる。國務院の衛生行政部門は、技術的必要性および食品安全リスク評価の結果に基づいて、食品添加物の品種、使用範囲、使用量の基準についてすみやかに改訂しなければならない。

第46条 食品生産者は、食品安全基準における食品添加物の品種、使用範囲、使用量に関する規定によって食品添加物を使用しなければならない。食品生産において食品添加物以外の化学物

質又はその他の人体の健康を害する可能性がある物質を使用してはならない。

第47条 食品添加物には、ラベル、説明及び包装がなければならない。ラベル、説明書には、本法第42条第1項第1号ないし第6号、第8号、第9号で規定された事項、および食品添加物の使用範囲、使用量、使用方法を明記しなければならない。かつラベルに「食品添加物」という字句を明記しなければならない。

第48条 食品及び食品添加物のラベル、説明書は、虚偽、誇大内容を含んではならず、疾病の予防、治療機能にわたってはならない。生産者は、ラベル、説明書に記載された内容について責任を負う。

- ② 食品及び食品添加物のラベル、説明書は、分かりやすく、明確であり、弁識しやすいものでなければならない。
- ③ 食品と及び食品添加物とそのラベル、説明書の記載内容が合致していない場合、市場で販売してはならない。

第49条 食品経営者は、食品ラベルに表示された警告表示、警告説明又は注意事項の要求により、定型包装食品を販売しなければならない。

第50条 生産経営する食品に薬品を加えてはならないものとするが、ただし、伝統により食品でもあり漢方薬でもある物質は加えることができる。伝統により食品でもあり漢方薬でもある物質の目録は、国務院の衛生行政部門が策定し、公布する。

第51条 国は、特定の保健機能があると称している食品について厳格な監督管理を行う。関連する監督管理部門は、法により職責を履行し、責任を負う。具体的な管理弁法は、国務院が定める。

- ② 特定の保健機能があると称している食品は、人体に急性、准急性又は慢性の危害を加えてはならず、そのラベル、説明書は、疾病の予防、治療機能にわたってはならず、内容は真実でなければならない。適する層、適しない層、有効成分若しくは表示すべき成分及びその含有量等を記載しなければならない。製品の機能および成分は、ラベル、説明書と一致しなければならない。

第52条 集中取引市場の設立運営者、ブース賃貸者及び展示商談会の主催者は、入場する食品経営者の許可証を審査し、入場する食品経営者の食品安全管理責任を明らかにし、入場している食品経営者の経営環境と条件を定期的に検査し、食品経営者の本法の規定に反する行為を発見した場合、すみやかに制止し、かつ直ちに所在地の県レベルの工商行政管理部門又は食品薬品監督管理部門に報告しなければならない。

- ② 集中取引市場の設立運営者、ブース賃貸者及び展示商談会主催者が前項規定の義務を履行せずに、当該市場で食品安全事故が発生した場合は、連帯責任を負わなければならない。

第53条 国は、食品回収制度を構築する。食品生産者は、その生産した食品が食品安全基準に合致していないことを発見した場合、直ちに生産を停止し、市場で販売している食品を回収

し、関連する生産經營者と及び消費者に通知し、かつ回収と通知の状況を記録しなければならない。

- ② 食品經營者は、その經營する食品が食品安全基準に適合しないことを発見した場合、直ちに經營を停止し、関連する生産經營者及び消費者に通知し、かつ經營停止と通知の状況を記録しなければならない。食品生産者が回収すべきであると判断したときは、直ちに回収しなければならない。
- ③ 食品生産者は、回収した食品について、補足救済、無害化処理、廃棄等の措置を行い、かつ食品回収と処理の状況を県レベル以上の品質監督部門に報告しなければならない。
- ④ 食品生産經營者が本条の規定によって回収しない、又は食品安全基準に適合していない食品の經營を停止しない場合は、県レベル以上の品質監督、工商管理、食品藥品監督管理部門がその回収又は經營の停止を命じることができる。

第54条 食品広告の内容は、真実で合法でなければならない、虚偽、誇大の内容を含んではならず、疾病予防、治療機能にわたってはならない。

- ② 食品安全監督管理部門または食品検査の職責を担う機構、食品業界協会、消費者協会は、広告又はその他の形式で消費者に食品を推奨してはならない。

第55条 社会团体又はその他の組織、個人が虚偽の広告において消費者に食品を推奨し、消費者の合法的な権利利益が侵害された場合は、食品生産經營者と連帯責任を負わなければならない。

第56条 地方の各レベルの人民政府は、食品の大規模生産及びチェーン經營、配送を奨励する。

第5章 食品検査

第57条 食品検査機構は、国の認証認可に関する規定によって資質認定を取得してから、食品の検査活動に従事することができる。ただし、法律に別段の規定がある場合は除く。

- ② 食品検査機構の資質認定条件と検査規範は、國務院の衛生行政部門が策定する。
- ③ 本法施行前に國務院の関連する主管部門の許可を得て設立された、又は法により認定された食品検査機構は、本法によって食品検査活動に引き続き従事することができる。

第58条 食品検査は、食品検査機構が指定する検査人が独立して行う。

- ② 検査人は、関連する法律、法規の規定によって、かつ食品安全基準と検査規範によって食品を検査しなければならない、科学を尊重し、職業道徳を厳守し、打ち出した検査データと結論が客観的で、公正であることを保証しなければならない、虚偽の検査報告を打ち出してはならない。

第59条 食品検査では、食品検査機構と検査人の責任制を行う。食品検査報告には、食品検査機構の公印が押印されなければならない、かつ検査人の署名または押印がなければならない。食品検査機構と検査人は、打ち出した食品検査報告について責任を負うものとする。

第60条 食品安全監督管理部門は、食品について検査の免除をしてはならない。

- ② 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、食品について定期的又は不定期に抜取検査を行わなければならない。抜取検査を行う際、採取するサンプルは購入しなければならない。検査費用及びその他のいかなる費用も徴収してはならない。
- ③ 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、法を執り行う業務において食品を検査する必要がある場合、本法の規定に適合する食品検査機構に委託して行わなければならない。かつ関連する費用を支払わなければならない。検査の結論に異議があるときは、法により再検査を行うことができる。

第61条 食品生産経営企業は、自ら生産する食品について検査を行うことができるものとし、本法の規定に適合する食品検査機構に委託して検査を行うこともできる。

- ② 食品業協会等の組織、消費者が食品検査機構に委託して食品の検査を行う場合は、本法の規定に適合する食品検査機構に委託して行わなければならない。

第6章 食品の輸出入

第62条 輸入する食品、食品添加物および食品関連製品は、我が国の食品安全国家基準に適合しなければならない。

- ② 輸入する食品は、出入国検査検疫機構の検査を経て合格してから、税関が出入国検査検疫機構の発行した通関証明に基づいて輸入を認めなければならない。

第63条 食品安全国家基準がまだない食品、または初めて輸入される食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を輸入する場合、輸入商は、国務院の衛生行政部門に申請を行い、かつ関連する安全性評価資料を提出しなければならない。国務院の衛生行政部門は、本法第44条の規定によって許可の是非の決定をするものとし、かつすみやかに相応の食品安全国家基準を策定するものとする。

第64条 国外で発生した食品安全事件が我が国の国内に影響を与える可能性がある、又は輸入食品において重大な食品安全問題が発見された場合、国の出入国検査検疫部門は、すみやかにリスクの予防警告又は統御措置をとらなければならない。かつ国務院の衛生行政、農業行政、工商行政管理及び国家食品薬品監督管理部門に通知しなければならない。通知を受けた部門は、すみやかに相応の措置をとらなければならない。

第65条 我が国の国内に食品を輸出する輸出商又は代理商は、国の出入国検査検疫部門に登録しなければならない。我が国の国内に食品を輸出する国外の食品生産企業は、国の出入国検査検疫部門に登録しなければならない。

- ② 国の出入国検査検疫部門は、登録済みの輸出商、代理商及び登記済みの国外の食品生産企業の名簿を定期的に公布しなければならない。

第66条 輸入する定型包装食品には、中国語のラベル、中国語の説明書がなければならない。ラ

ベル、説明書は、本法および我が国のその他の関連する法律、行政法規の規定ならびに食品安全国家基準の要求に適合しなければならない。食品の原産地及び国内の代理商の名称、住所、連絡方法を記載しなければならない。定型包装食品に中国語のラベル、中国語の説明書がない、又はラベル、説明書が本条の規定に適合しない場合は、輸入できない。

第67条 輸入商は、食品の輸入及び販売の記録制度を構築し、食品の名称、規格、数量、生産日時、生産又は輸入番号、品質保持期間、輸出商及び購入者の名称と連絡方法、引渡し日時等の内容を事実の通り記録しなければならない。

- ② 食品の輸入及び販売の記録は真実でなければならない。保存期間は2年未満であってはならない。

第68条 輸出する食品は、出入国検査検疫部門が監督、抜取検査を行い、税関が出入国検査検疫部門の発行した通関証明に基づいて輸出を許可する。

- ② 輸出食品の生産企業及び輸出食品の原料を栽培、養殖する場所は、国の出入国検査検疫部門に登録しなければならない。

第69条 国の出入国検査検疫部門は、輸出入食品の安全情報を収集し、取りまとめて、かつすみやかに関連する部門、機構及び企業に通知しなければならない。

- ② 国の出入国検査検疫部門は、輸出入食品の輸入商、輸出商及び輸出食品の生産企業の信用記録を構築し、かつ公布しなければならない。不良記録のある輸入商、輸出商及び輸出食品の生産企業に対しては、その輸出入食品の検査検疫を強化しなければならない。

第7章 食品安全事故の処理

第70条 国務院は、国の食品安全事故応急マニュアルを策定する。

- ② 県レベル以上の地方人民政府は、関連する法律、法規の規定及び上級の人民政府の食品安全事故応急マニュアル並びに当地区の実際の状況に基づいて、当行政区域の食品安全事故応急マニュアルを策定し、かつ1級上の人民政府に報告して記録する。
- ③ 食品生産経営企業は、食品安全事故の処置方法を策定し、当企業の各々の食品安全防止措置の実施状況を定期的に検査し、食品安全事故の隠れた災禍をすみやかに除去しなければならない。

第71条 食品安全事故が発生した組織は、直ちに処置して、事故の拡大を防止しなければならない。事故が発生した組織と患者を受け入れて治療を行う組織は、事故発生地の県レベルの衛生行政部門へすみやかに報告しなければならない。

- ② 農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門が日常の監督管理において食品安全事故を発見した、又は食品安全事故に関連する通報を受けた場合は、直ちに衛生行政部門へ通知しなければならない。
- ③ 重大な食品安全事故が発見された場合、報告を受けた県レベルの衛生行政部門は、規定に

より当レベルの人民政府及び上級の人民政府の衛生行政部門に報告しなければならない。県レベルの人民政府及び上級の人民政府の衛生行政部門は、規定により、上に報告しなければならない。

- ④ いかなる組織または個人であっても、食品安全事故について隠匿、虚偽報告、報告遅滞をしてはならず、関連する証拠を棄損してはならない。

第72条 県レベル以上の衛生行政部門は、食品安全事故の報告を受けた後、直ちに関連する農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門と共同で調査して処理し、かつ以下の措置をとって、社会的な危害を防止又は軽減しなければならない。

- (1) 応急救援業務を展開し、食品安全事故によって人身損害を蒙った人に対して、救護治療を直ちに組織する。
- (2) 食品安全事故を引き起こす可能性がある食品及びその原料を密封保存し、かつ直ちに検査を行うものとし、汚染されたものであると確認された食品およびその原料については、本法第53条の規定によって食品生産経営者に回収、経営の停止かつ廃棄を命じる。
- (3) 汚染された食品用の道具及び用具を密封保存し、かつ洗浄消毒を命じる。
- (4) 情報公表業務をしっかりと行い、法により食品安全事故及びその処理の状況を公表し、かつ発生する可能性のある危害について解釈、説明する。

- ② 重大な食品安全事故が発生した場合、県レベル以上の人民政府は、直ちに食品安全事故処理指揮機構を設置し、応急マニュアルを発動して、前項の規定によって処置しなければならない。

第73条 重大な食品安全事故が発生した場合、区を設ける市レベル以上の人民政府の衛生行政部門は、直ちに関連する部門と共同で事故の責任を調査し、関連する部門に職責の履行を促して、当レベルの人民政府へ事故責任調査処理報告を提出しなければならない。

- ② 重大な食品安全事故が2つ以上の省、自治区、直轄市にわたる場合は、国务院の衛生行政部門が前項の規定によって事故の責任の調査を行うものとする。

第74条 食品安全事故が発生した場合、県レベル以上の疾病予防統御機構は、衛生行政部門及び関連する部門と協力して、事故現場について衛生処理を行わなければならない、かつ食品安全事故に関係する要因について流行病学的調査を行わなければならない。

第75条 食品安全事故を調査する場合、事故組織の責任を調査して明らかにするほか、監督管理と認証の職責を負う監督管理部門、認証機構の業務人員の職務上の懈怠、汚職の状況も調査して明らかにしなければならない。

第8章 監督管理

第76条 県レベル以上の地方人民政府は、当レベルの衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門を組織して、当行政区域の食品安全年度監督管理計画を策定

し、かつ年度計画によって業務を展開するものとする。

第77条 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、各自の食品安全監督管理の職責を果たし、以下の措置をとる権限を有する。

- (1) 生産経営場所に入って現場検査を行う。
- (2) 生産経営する食品について抜取検査を行う。
- (3) 関係する契約、証拠書類、帳簿及びその他の関係資料を閲覧、複製する。
- (4) 食品安全基準に適合しないことを証明する証拠のある食品、違法に使用された食品原料、食品添加物、食品関連製品、及び違法な生産経営に使用されたまたは汚染された道具、設備を封印、差押えする。
- (5) 食品生産経営活動に違法に従事する場所を封印する。

② 県レベル以上の農業行政部門は、「中華人民共和国農産物品質安全法」で規定される職責により、食用農産品について監督管理を行わなければならない。

第78条 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、食品生産経営者に監督検査を行い、監督検査の状況と処理の結果を記録しなければならない。監督検査の記録は、監督検査人員と食品生産経営者が署名した後に保存するものとする。

第79条 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、食品生産経営者の食品安全信用記録を構築し、許可の発給、日常の監督検査の結果、違法行為の調査処理等の状況を記録しなければならない。食品安全信用記録の記録に基づき、不良信用記録がある食品生産経営者については監督検査の頻度を上げるものとする。

第80条 県レベル以上の衛生行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門が相談、苦情の訴え、告発を受けた場合、当部門の職責に属するものについては、受理し、かつすみやかに回答、確認、処理をしなければならないものとし、当部門の職責に属しないものについては、書面で通知しなければならない。かつ処理の権限を有する部門に移管して処理しなければならない。処理の権限を有する部門は、すみやかに処理しなければならない。責任逃れをしてはならず、食品安全事故であるときは、本法第7章の関連する規定によって処置を行う。

第81条 県レベル以上の衛生行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、法定の権限と手続によって食品安全監督管理の職責を果たさなければならない。生産経営者の同一の違法行為に対して、2回以上罰金の行政処罰を科してはならず、犯罪の嫌疑がある場合は、法によって公安機関に移送する。

第82条 国は、食品安全情報の統一公表制度を構築する。以下の情報は、国务院の衛生行政部門が統一的に公表する。

- (1) 国の食品安全の全体的状況。
- (2) 食品安全リスク評価情報および食品安全リスク警告情報。
- (3) 重大な食品安全事故およびその処理の情報。

- (4) その他の重要な食品安全情報および国務院が確定した統一的な公表を必要とする情報。
- ② 前項第2号、第3号で規定される情報で、その影響が特定の地域に限られるものは、関係する省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門も公表することができる。県レベル以上の農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、各自の職責に基づいて食品安全の日常的な監督管理情報を公表するものとする。
- ③ 食品安全監督管理部門が公表する情報は、正確で、すみやかで、客観的でなければならない。

第83条 県レベル以上の地方の衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門が本法第82条1項で規定される統一的な公表を必要とする情報を知った場合は、上級の主管部門に報告しなければならないが、上級の主管部門が直ちに国務院の衛生行政部門に報告しなければならないものとし、必要ときは、国務院の衛生行政部門へ直接報告することができる。

- ② 県レベル以上の衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、知り得た食品安全情報を互いに通知しなければならない。

第9章 法的責任

第84条 本法の規定に違反し、許可を得ずに食品生産経営活動に従事し、又は許可を得ずに食品添加物を生産した場合は、関連する主管部門が各自の職責分担によって、違法所得、違法に生産経営された食品、食品添加物及び違法な生産経営に使用された道具、設備、原料等の物品を没収するものとし、違法に生産経営された食品、食品添加物の商品価額が1万元未満のときは、あわせて2,000元以上5万元以下の過料に処するものとし、商品価額が1万元以上のときは、あわせて商品価額の5倍以上10倍以下の過料に処する。

第85条 本法の規定に違反し、以下のいずれかの事由がある場合は、関連の主管部門が各自の職責分担に基づいて、違法所得、違法に生産経営された食品及び違法な生産経営に使用された道具、設備、原料等の物品を没収するものとし、違法に生産経営された食品の商品価額が1万元未満のときは、あわせて2,000元以上5万元以下の過料に処する。商品価額が1万元以上の場合、あわせて商品価額の5倍以上10倍以下の過料に処するものとし、情状が重大なときは、許可証を取り消す。

- (1) 非食品原料を用いて食品を生産するまたは食品の中に食品添加物以外の化学物質及びその他の人体に危害を加える可能性のある物質を添加する、又は回収食品を原料として食品を生産する。
- (2) 病原性微生物、残留農薬、残留動物薬、重金属、汚染物質及びその他の人体の健康に危害を加える物質の含有量が食品安全基準の限量を超えている食品を生産経営する。
- (3) 栄養成分が食品安全基準に適合しない乳幼児及びその他の特定層向けの主食・補助食

品を生産経営する。

- (4) 腐敗変質している、油脂が酸化、カビ・虫が発生している、汚損して不潔である、異物が混入している、偽物粗悪品である又は感覚的性状に異常がある食品を経営する。
- (5) 病死、毒死若しくは死因不明の家禽、家畜、野獣、水産動物の肉類を経営する、又は病死、毒死若しくは死因不明の家禽、家畜、野獣、水産動物の肉類の製品を生産経営する。
- (6) 動物衛生監督機構の検疫を受けず若しくは検疫で不合格であった肉類を経営する、又は検査を受けず若しくは検査で不合格であった肉類製品を生産経営する。
- (7) 品質保持期間を徒過した食品を経営する。
- (8) 国が、病気予防等の特殊な必要性のために生産経営を明文で禁止した食品を生産経営する。
- (9) 新規の食品原料を利用して食品生産に従事し又は食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種の生産に従事し、安全性評価を受けていない。
- (10) 食品生産経営者が関連する主管部門から食品安全基準に適合しない食品の回収又は経営の停止を命じられた後に、なお回収または経営の停止を拒む。

第86条 本法の規定に違反し、以下のいずれかの事由がある場合は、関連する主管部門が各自の職責分担に基づいて、違法所得、違法に生産経営された食品及び違法な生産経営に用いられた道具、設備、原料等の物品を没収するものとし、違法に生産経営された食品の商品価額が1万元未満のときは、あわせて2,000元以上5万元以下の過料に処するものとし、商品価額が1万元以上のときは、あわせて商品価額の2倍以上5倍以下の過料に処するものとし、情状が重大なときは、許可証が取り消しになるまで、生産経営の停止を命じる。

- (1) 包装材、容器、運輸手段等によって汚染された食品を経営する。
- (2) ラベルのない定型包装食品、食品添加物又はラベル、説明書が本法の規定に適合しない食品、食品添加物を生産経営する。
- (3) 食品生産者が食品安全基準に適合しない食品原料、食品添加物、食品関連製品を購入、使用する。
- (4) 食品生産経営者が食品の中に薬品を添加する。

第87条 本法の規定に違反し、以下のいずれかの事由がある場合は、関連する主管部門が各自の職責分担に基づいて、是正を命じ、警告するものとし、是正を拒むときは、2,000元以上5万元以下の過料に処するものとし、情状が重大なときは、許可証が取り消しになるまで、生産経営の停止を命じる。

- (1) 購入した食品原料及び生産した食品、食品添加物、食品関連製品について検査を行わない。
- (2) 検査記録制度、出荷検査記録制度を構築せず、遵守しない。

- (3) 食品安全企業基準を策定し、本法の規定によって登録していない。
- (4) 規定の要求によって食品を貯蔵、販売しない又は在庫食品を整理しない。
- (5) 入荷時に許可証および関連する証明書を検査していない。
- (6) 生産する食品、食品添加物のラベル、説明書が疾病予防、治療機能にわたっている。
- (7) 本法第34条に列挙した疾病を罹患している人員を直接口に入れる食品に触れる業務に従事させる。

第88条 本法の規定に違反し、事故組織が食品安全事故発生後になお処置、報告を行わなかった場合は、関連する主管部門が各自の職責分担に基づいて、是正を命じ、警告するものとし、関連する証拠を破棄損したときは、生産経営の停止を命じ、あわせて2,000元以上10万元以下の過料に処するものとし、重大な結果を引き起こしたときは、元々の許可証発行部門が許可証を取り消す。

第89条 本法の規定に違反し、以下のいずれかの事由がある場合、本法第85条の規定によって処罰する。

- (1) 我が国の食品安全国家基準に適合しない食品を輸入する。
 - (2) 食品安全国家基準がまだない食品を輸入し、または食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を初めて輸入し、安全性評価を受けていない。
 - (3) 輸出商が本法の規定を遵守せず食品を輸出する。
- ② 本法の規定に違反し、輸入商が食品輸入及び販売記録制度を構築・遵守していない場合は、本法第87条の規定によって処罰する。

第90条 本法の規定に違反し、集中取引市場の開設運営者、ブース賃貸者、展示商談会の主催者が許可を得ていない食品経営者を市場に入場させて食品を販売させることを認める、又は検査、報告等の義務を果たしていない場合は、関連する主管部門が各自の職責分担に基づいて、2,000元以上5万元以下の過料に処するものとし、重大な結果を引き起こしたときは、営業停止を命じ、元々の許可証発行部門が許可証を取り消す。

第91条 本法の規定に違反し、要求に従って食品輸送を行っていない場合は、関連する主管部門が各自の職責分担に基づいて、是正を命じ、警告するものとし、是正を拒むときは、生産経営の停止を命じ、併せて2,000元以上5万元以下の過料に処するものとし、情状が重大なときは、元々の許可証発行部門が許可証を取り消す。

第92条 食品生産、流通又は飲食サービスの許可証を取り消された組織は、その直接に責任を負う主管人員が処罰の決定がなされた日から5年以内に食品生産経営管理業務に従事することはできない。

- ② 食品生産経営者が食品生産経営管理業務に従事することができない人員を採用して管理業務に従事させた場合は、元々の許可証発行機関が許可証を取り消す。

第93条 本法の規定に違反し、食品検査機構、食品検査人員が虚偽の検査報告を打ち出した場合

は、その資質を授与した主管部門又は機構が当該検査機構の検査資格を取り消すものとし、法によって検査機構で直接の責任を負う主管人員及び食品検査人員に解職または解任の処分をする。

- ② 本法の規定に違反し、刑事処罰又は解任処分を受けた食品検査機構の人員は、刑罰執行完了又は処分決定がなされた日から10年以内に食品検査業務に従事することはできない。食品検査機構が食品検査業務に従事することができない人員を採用した場合は、その資質を授与した主管部門又は機構が当該検査機構の検査資格を取り消す。

第94条 本法の規定に違反し、広告の中で食品の品質について虚偽の宣伝を行い、消費者を欺罔した場合は、「中華人民共和国広告法」の規定によって処罰する。

- ② 本法の規定に違反し、食品安全監督管理部門又は食品検査の職責を担う機構、食品業界の協会、消費者協会が広告又はその他の形式で消費者に食品を推奨した場合は、関連する主管部門が違法所得を没収し、法によって直接の責任を負う主管人員及びその他の直接的な責任者に、懲戒の記録、降格、解職の処分をする。

第95条 本法の規定に違反し、県レベル以上の地方人民政府が食品安全監督管理の職責を果たさず、当行政区域で重大な食品安全事故が発生し、重大な社会的影響を引き起こした場合は、法により直接に責任を負う主管人員及びその他の直接的責任者に、懲戒の記録、降格、免職又は解任の処分をする。

- ② 本法の規定に違反し、県レベル以上の衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門又はその他の行政部門が本法規定の職責を果たさず、若しくは職権濫用、職責懈怠、横領をした場合は、法により直接に責任を負う主管人員又はその他の直接的責任者に懲戒の記録、降格の処分をするものとし、重大な結果をもたらしたときは、免職又は解任の処分をするものとし、その主な責任者は、引責辞職しなければならない。

第96条 本法の規定に違反し、人身、財産又はその他の損害を引き起こした場合は、法により賠償責任を負わなければならない。

- ② 食品安全基準に適合しない食品を生産した、又は食品安全基準と適合しない食品であることを知りながら販売したとき、消費者は、損害賠償を請求するほか、生産者又は販売者に支払った価額の10倍の賠償金を請求することができる。

第97条 本法の規定に違反し、民事賠償責任を負わなければならないが、あわせて過料、罰金を納付しなければならないが、その財産で同時に支払うことができない場合は、まず民事賠償責任を負う。

第98条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第10章 附則

第99条 本法の以下に列記する用語の含意は以下のとおりである。

- ② 食品とは、人の食用又は飲用に供される各種の製品と原料及び伝統的により食品でもあり薬品でもある物品を指すが、ただし、治療を目的とする物品は含まない。
- ③ 食品安全とは、食品が無毒、無害で、あるべき栄養の要求に適合し、人体の健康に急性、準急性又は慢性的のいかなる危害も引き起こさないことを指す。
- ④ 定型包装食品とは、あらかじめ定量包装された又は包装材料及び容器の中で製造した食品を指す。
- ⑤ 食品添加物とは、食品の品質及び色、香り、味を改善し、並びに防腐、鮮度維持、加工技術の必要性のために食品に添加する人工的物質又は天然物質を指す。
- ⑥ 食品に用いられる包装材及び容器とは、食品又は食品添加物を包装し盛り付けるために用いる紙、竹、木、金属、ホーロー、陶磁器、プラスチック、ゴム、天然繊維、化学繊維、ガラス等の製品及び食品又は食品添加物に直接接触する塗料を指す。
- ⑦ 食品の生産経営に用いられる道具、設備とは、食品又は食品添加物の生産、流通、使用過程において食品又は食品添加物と直接接触する機械、パイプ、ベルトコンベヤー、容器、用具、食器等を指す。
- ⑧ 食品に用いられる洗剤、消毒剤とは、食品、食器並びに食品と直接接触する道具、設備又は食品包装材及び容器の洗浄並びに消毒に直接用いられる物質を指す。
- ⑨ 品質保持期間とは、定型包装食品がラベルに記載された貯蔵条件の下で品質を保持する期間を指す。
- ⑩ 食源性疾病とは、食品の中の病原要素が人体に入って引き起こされる感染性、中毒性等の疾病を指す。
- ⑪ 食中毒とは、有毒有害物質に汚染された食品を食用した又は有毒有害物質を含む食品を食用した後に生じる急性、準急性の疾病を指す。
- ⑫ 食品安全事故とは、食中毒、食源性疾病、食品汚染等の食品を発生源とし、人体の健康に危害がある又は危害がある可能性がある事故を指す。

第100条 食品生産経営者が本法施行前においてすでに相応する許可証を取得している場合、当該許可書は、引続き有効である。

第101条 乳製品、遺伝子組み換え食品、生きた豚の屠殺、酒類及び食塩の食品安全管理について、本法を適用するものとし、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定による。

第102条 鉄道運営における食品安全の管理弁法は、國務院の衛生行政部門が國務院の関連する部門と共同で、本法により策定する。

- ② 軍隊の専用食品及び自給食品の食品安全管理弁法は、中央軍事委員会が本法により策定する。

第103条 國務院は、実際の必要性に基づいて、食品安全監督管理体制を調整することができる。

第104条 本法は、2009年6月1日から施行する。「中華人民共和国食品衛生法」は、同時に廃止する。

中華人民共和国食品安全法实施条例

2009年7月8日に国务院73回常務会議にて採択。2009年7月20日に公布，同日から施行。

第1章	総則
第2章	食品安全リスク監視測定及び評価
第3章	食品安全基準
第4章	食品生産経営
第5章	食品検査
第6章	食品の輸出入
第7章	食品安全事故の処置
第8章	監督管理
第9章	法的責任
第10章	附則

第1章 総則

第1条 「中華人民共和国食品安全法」（以下「食品安全法」と略称）に基づき，本条例を制定する。

第2条 県レベル以上の地方人民政府は，食品安全法で規定する職責を履行しなければならず，食品安全監督管理能力の構築を強化し，食品安全監督管理業務のために保障を提供し，食品安全監督管理部門の協調協力メカニズムをしっかりと構築し，食品安全情報網を整理統合した完全なものにし，食品安全情報の共有化及び食品検査等の技術資源の共有化を実現する。

第3条 食品生産経営者は，法律，法規及び食品安全基準に従い，生産経営活動に従事し，健全な食品安全管理制度を構築し，有効な管理措置をとり，食品の安全を保証しなければならない。

② 食品生産経営者は，その生産経営する食品の安全に責任を負い，社会と大衆に対して責任を負い，社会的責任を負う。

第4条 食品安全監督管理部門は，食品安全法及び本条例の規定に基づき，食品安全情報を公布し，大衆の問い合わせに，提訴，通報に便益を提供しなければならず，いかなる組織及び個人であっても関連する部門から食品安全情報を得る権利を有する。

第2章 食品安全リスク監視測定及び評価

第5条 食品安全法第11条で規定する国家食品安全リスク監視測定計画は，国务院の衛生行政部門が国务院の品質監督，工商行政管理，国家食品医薬品監督管理及び国务院の商務，工業・

情報化等の部門と共同で、食品安全リスク評価、食品安全基準の策定及び改訂、食品安全監督管理等の業務上の必要に基づき策定する。

第6条 省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、同レベルの品質監督、工商管理、食品医薬品監督管理、商務、工業・情報化等の部門を組織して、食品安全法第11条の規定に基づき、当該行政区画の食品安全リスク監視測定方案を策定し、國務院の衛生行政部門に届け出なければならない。

② 國務院の衛生行政部門は、届出状況を國務院の品質監督、工商管理、国家食品医薬品監督管理及び國務院の商務、工業・情報化等の部門へ通知しなければならない。

第7条 國務院の衛生行政部門は、関連する部門と共同で、食品安全法第12条の規定に基づき、国家食品安全リスク監視測定計画を取りまとめるほか、必要なときには、医療機関から報告された関連疾病情報に基づき、国家食品安全リスク監視測定計画を調整しなければならない。

② 国家食品安全リスク監視測定計画の取りまとめの後、省、自治区、直轄市人民政府の衛生行政部門は、当該行政区域の具体的状況を結び付けて、当該行政区域についての食品安全リスク監視測定方案に相応の調整を行わなければならない。

第8条 医療機関は、その収容した病人が食源性疾患、食物中毒又は疑似食源性疾患、疑似食物中毒症の病人に属するということを発見した場合、所在地の県レベル人民政府の衛生行政部門へ関連する疾病情報をすみやかに通知しなければならない。

② 報告を受けた衛生行政部門は、関連する疾病情報を集約、分析し、当該レベルの人民政府へすみやかに報告し、同時に上のレベルの衛生行政部門へ広告しなければならない。必要な時には、國務院の衛生行政部門へ直接報告し、同時に当該レベルの人民政府及び上のレベルの衛生行政部門へ報告することができる。

第9条 食品安全リスク監視測定業務は、省レベル以上の人民政府の衛生行政部門が同レベルの品質監督、工商管理、食品医薬品監督管理等の部門と共同で確定した技術機関が担当する。

② 食品安全リスク監視測定業務を担当する技術機関は、食品安全リスク監視測定計画及び監視測定方案に基づき、監視測定業務を行い、かつ食品安全リスク監視測定計画及び監視測定方案における必要性に基づき、監視測定データ及び分析結果を省レベル以上の人民政府の衛生行政部門及び監視測定任務を下達した部門に通知しなければならない。

③ 食品安全リスク監視測定業務を行う人員がサンプルの採取、関連データの収集を行う場合は、関連する食用農産物の栽培養殖、食品生産、食品流通又は食品サービスを行っている場所へ立ち入ることができる。サンプルを採取するときは、市場価格に基づき、費用を支払わなければならない。

第10条 食品安全リスク監視測定分析の結果で、食品安全に隠れた瑕疵がある可能性があること

が明らかになった場合、省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、関連情報を当該行政区域にある区を設けている市〔設区的市〕レベル及び県レベルの人民政府並びにその衛生行政部門へすみやかに通知しなければならない。

第11条 國務院の衛生行政部門は、食品安全リスク監視測定データ及び分析結果の収集、集約を行い、なおかつ國務院の品質監督、工商行政管理、国家食品医薬品監督管理及び國務院の商務、工業・情報化等の部門へ通知しなければならない。

第12条 下に列記する事由の1つがある場合、國務院の衛生行政部門は、食品安全リスク評価を組織して行わなければならない。

- (1) 食品安全国家基準を策定又は改訂する際に科学的根拠を提供するために、リスク評価を行う必要がある場合。
- (2) 監督管理の重点分野、重点品種を確定するために、リスク評価を行う必要がある場合。
- (3) 食品安全に危害を与える可能性のある新たな要素が発見された場合。
- (4) ある要素が食品安全の隠れた瑕疵を構成しているかどうかを判断する必要がある場合。
- (5) 國務院の衛生行政部門がリスク評価を行う必要があると認めたその他の事由。

第13条 國務院の農業行政、品質監督、工商行政管理及び国家食品医薬品監督管理等の関連部門が、食品安全法第15条の規定に基づき國務院の衛生行政部門へ食品安全リスク評価提案を提出する場合は、下に列記する情報及び資料を提供しなければならない。

- (1) リスクの発生源及び性質。
 - (2) 関連検査のデータ及び結論。
 - (3) リスクの影響範囲。
 - (4) その他関連情報及び資料。
- ② 県レベル以上の地方の農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理等の関連部門は、前項に規定する食品安全リスク評価情報及び資料の収集に協力しなければならない。

第14条 省レベル以上の人民政府の衛生行政、農業行政部門は、食品安全リスク監視測定及び食用農産物品質安全リスク監視測定の関連情報を相互にすみやかに通知しなければならない。

- ② 國務院の衛生行政、農業行政部門は、食品安全リスク評価結果及び食用農産物品質安全リスク評価の結果等の関連情報を相互にすみやかに通知しなければならない。

第3章 食品安全基準

第15条 國務院の衛生行政部門は、國務院の農業行政、品質監督、工商行政管理、国家食品医薬品監督管理及び國務院の商務、工業・情報化等の部門と共同で、食品安全国家基準計画及びその実施計画を策定する。食品安全国家基準計画及びその実施計画を策定する際には、公開で意見を募集しなければならない。

第16条 国務院の衛生行政部門は、相応の技術能力を備えた組織〔単位〕を選定して、食品安全国家基準草案を起草させるものとする。研究機関、教育機関、学術団体、業界団体等の組織〔単位〕が共同で食品安全国家基準草案を起草するよう提唱する。

- ② 国務院の衛生行政部門は、食品安全国家基準草案を社会に公布し、公開で意見を募集しなければならない。

第17条 食品安全法第23条で規定する食品安全国家基準定規委員会は、国務院の衛生行政部門が組織する責任を負う。

- ② 食品安全国家基準評議委員会は、食品安円国家基準草案の科学性及び実用性等の内容の審査に責任を負う。

第18条 省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、企業が食品安全法第25条の規定に基づき届け出た企業基準を同レベルの農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理、商務、工業・情報化等の部門へ通知しなければならない。

第19条 国務院の衛生行政部門及び省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門は、同レベルの農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理、商務、工業・情報化等の部門と共同で、食品安全国家基準及び食品安全地方基準の執行状況について、それぞれに追跡調査を行わなければならない。なおかつ評価結果に基づき、食品安全基準の改訂を適時に組織しなければならない。

- ② 国務院及び省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理、商務、工業・情報化等の部門は、食品安全基準の執行過程で生じる問題を収集、集約し、なおかつ同レベルの衛生行政部門へすみやかに通知しなければならない。
- ③ 食品生産経営者、食品業協会が食品安全基準の執行過程で問題を発見した場合は、食品安全監督管理部門へ直ちに報告しなければならない。

第4章 食品生産経営

第20条 食品生産企業を設立する場合は、あらかじめ企業名称の審査承認を得て、食品安全法の規定に基づき食品生産の許可を得た後、工商登記を行わなければならない。県レベル以上の品質監督管理部門は、関連する法律、行政法規の規定に基づき、関連資料を審査照合し、生産場所を詳細に検査し、関連製品の検査を行うものとし、関連する資料、場所が規定の要求に適合し、なおかつ関連製品が食品安全基準又は要求に適合していれば、許可を与える決定をしなければならない。

- ② その他の食品生産経営者は、法により相応の食品生産許可、食品流通許可、飲食サービス許可を得た後、工商登記を行わなければならない。食生産加工の小規模工場及び食品屋外販売に関して法律、法規に別段の規定がある場合は、その規定による。
- ③ 食品生産許可、食品流通許可及び飲食サービス許可の有効期間は3年とする。

第21条 食品生産經營者の生産經營条件に変化が生じ、食品生産經營要求に適合しなくなった場合、食品生産經營者は、直ちに整理改善措置をとらなければならない、食品安全事故が発生する潜在的リスクがあるときは、直ちに食品生産經營活動を停止し、なおかつ所在地の県レベル品質監督、工商行政管理又は食品医薬品監督管理部門へ報告しなければならない、改めて許可手続きをする必要があれば、法により処理する。

- ② 県レベル以上の品質監督、工商行政管理、食品薬品監督管理部門は、食品生産經營者の生産經營活動に対する日常的な監督検査を強化しなければならない、食品生産經營の要求に適合しない状況を発見した場合は、直ちに是正を命じ、なおかつ法により処理しなければならない、生産經營許可の条件に適合しなくなったときは、法により関連する許可を取り消さなければならない。

第22条 食品生産經營企業は、食品安全法第32条の規定に基づき、従業員が参加する食品安全知識の研修を組織し、食品安全の法律、法規、規則、基準及びその他の食品安全の知識を学ばせ、なおかつ研修履歴記録を作成しなければならない。

第23条 食品生産經營者は、食品安全法第34条の規定に基づき、従業員の健康診断制度及び健康履歴記録制度を構築、実施しなければならない。直接口に入れる食品の業務に従事する人員が伝染性下痢疾患、腸チフス、A型ウイルス性肝炎、E型ウイルス性肝炎等の消化器系の伝染病及び活動性肺結核、化膿性又は滲出性の皮膚病等の食品の安全性を損なう疾病に罹患した場合、食品生産經營者は、食品安全上、影響のないようその人員をその他の職場に配置転換しなければならない。

- ② 食品生産經營者は、食品安全法第34条第2項の規定に基づき、健康診断を行い、その検査項目等の事項は、所在地の省、自治区、直轄市の規定に適合しなければならない。

第24条 食品生産經營企業は、食品安全法第36条第2項、第37第1項、第39条第2項の規定に基づき、入荷検査記録制度、食品出荷検査記録制度を構築し、法律で記録するよう規定された項目を事実通り記録するか又は関連情報の記録された入荷若しくは販売伝票を保存しなければならない。記録、伝票の保存期間は最低2年とする。

第25条 統一して原材料を仕入れる集団的食品生産企業は、企業の本部が統一して仕入れ先の許可証及び製品合格証明書を確認し、入荷検査の記録を行うことができるものとし、合格証明書を提供できない食品原料については、食品安全基準に基づき検査を行わなければならない。

第26条 食品生産企業は、原料の検収、生産過程の安全管理、貯蔵管理、設備管理、不合格製品の管理等の食品安全管理制度を構築してなおかつ執行し、食品安全保障体系を絶えず改善し、食品の安全を保証しなければならない。

第27条 食品生産企業は、下の項目の統御要求を策定、実施し、出荷される食品が食品安全基準に適合することを保証しなければならない。

- (1) 原料の仕入れ、原料の検収、原料の投入等の原料の統御。

- (2) 生産工程，設備，貯蔵，包装等の生産重要箇所の統御。
- (3) 原材料の検査，半製品の検査，製品の出荷検査等の検査統御。
- (4) 輸送，引渡し等の統御。

② 食品生産過程で統御要求に適合しない事由がある場合，食品生産企業は，その原因を直ちに究明し，整理改善措置をとらなければならない。

第28条 食品生産企業は，食品安全法第36条，第37条の規定に基づき入荷検査記録及び食品出荷検査記録を行うほか，食品生産過程の安全管理状況を事実通り記録しなければならない。記録の保存期間は最低2年とする。

第29条 食品卸売業務に従事する経営企業が食品を販売する場合は，卸売食品の名称，規格，数量，生産ロット番号，品質保持期間，購入者の名称及び連絡方法，販売日等の内容を事実通り記録するか又は関連情報の記載された販売伝票を保存しなければならない。記録，伝票の保存期間は最低2年とする。

第30条 国は，食品生産経営者が先端技術による集団を採用して，食品安全法及び本条例の要求する記録事項を記録することを奨励する。

第31条 飲食サービスの提供者は，原材料仕入れ統御要求を策定しなおかつ実施し，仕入れた原材料が食品安全基準に適合するようにしなければならない。

② 飲食サービスの提供者は，制作加工過程において加工前の食品及び原料を検査しなければならない。腐敗変質又は五感で感じ取れるその他の異常を発見した場合は，それを加工又は使用してはならない。

第32条 飲食サービス提供企業は定期的に食品加工，保存，陳列等の施設，設備の保守を行い，保温施設及び冷蔵・冷凍施設の定期洗浄，点検を行わなければならない。

② 飲食サービス提供者は，必要性に基づき，食器の洗浄，消毒を行わなければならない。洗浄及び消毒を行わなければならない。洗浄及び消毒を行っていない食器を使用してはならない。

第33条 食品安全法53条の規定に基づき回収された食品は，食品生産者が，無害化处理をするか又は廃棄して，再び市場に入ることを防がなければならない。ラベル，標識又は説明書が食品安全基準に適合しないために回収された食品は，食品生産者が是正を行い，なおかつ食品安全を保証できる状況であれば，引き続き販売することができるものとするが，販売時には，消費者へ是正を行ったことを明示しなければならない。

② 県レベル以上の品質監督，工商行政管理，食品医薬品監督管理部門は，食品生産者による食品安全基準に適合しない食品の回収状況及び食品経営者による食品安全基準に適合しない食品の営業停止状況を食品生産経営者食品安全信用履歴記録に記入しなければならない。

第5章 食品検査

第34条 申請者が食品安全法第60条第3項の規定に基づき，再検査業務を担当する食品検査機構

(以下「再検査機構」という)再検査の申請を行う場合は、その理由を説明しなければならない。

- ② 再検査機構の名簿は、國務院の認証認可監督管理、衛生行政、農業行政等の部門が共同で公布する。再検査機構が出す再検査の結論を最終的な検査の結論とする。
- ③ 再検査機構は、再検査の申請者が自ら選択する。再検査機構は、最初の検査機構と同一の機構であってはならない。

第35条 食品生産經營者が食品安全法60条の規定に基づいて行われた抜き取り検査の結論に異議があり、再検査の申請を行い、再検査の結論によって食品の合格が明らかになった場合、再検査費用は、抜き取り検査を行った部門が負担するものとし、再検査の結論により食品の不合格が明らかになった場合、再検査費用は、食品生産經營者が負担する。

第6章 食品の輸出入

第36条 食品の輸入する輸入者は、契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券等の必要な証憑及び関連する認可文書を持参し、税関通関地の出入国検査検疫機関に検査を申請する。輸入食品は出入国検査機関の検査に合格しなければならない。税関は出入国検査検疫機関が発行する通関証明に基づき通関を許可する。

第37条 食品安全国家基準のない食品を輸入する又は食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を初めて輸入する場合、輸入者は、食品安全法第63条の規定に基づき取得した許可証を出入国検査検疫機関に提出しなければならない。出入国検査検疫機関は、國務院の衛生行政部門の要求に基づいて検査を行わなければならない。

第38条 国家出入国検査検疫部門は、輸入食品の中に食品安全国家基準に未規定でなおかつ人体の健康に害をもたらすおそれのある物質を発見した場合、食品安全法第12条の規定に基づき國務院の衛生行政部門に通知しなければならない。

第39条 我が国の国内に食品を輸出する国外の食品生産企業は、食品安全法第65条の規定に基づき登録を行い、その登録の有効期間は4年とする。すでに登録された国外の食品生産企業が虚偽の資料を提供した場合又は国外の食品生産企業が原因で、関連する輸入食品に重大な食品安全事故が発生した場合、国家出入国検査検疫部門は、登録を取り消し、なおかつ公告する。

第40条 輸入する食品添加物には中国語のラベル、中国語の説明書を付けなければならない。ラベル、説明書は、食品安全法及び我が国のその他の関連する法律、行政法規の規定並びに食品安全国家基準の要求に適合しなければならない。食品添加物の原産地及び国内の代理店の名称、住所、連絡方法を明示しなければならない。食品添加物で中国語のラベル、中国語の説明書がないもの又はラベル、説明書が本条の規定に合致しない場合は、輸入してはならない。

第41条 出入国検査検疫機関は、食品安全法第62条の規定に基づき輸入食品の検査を実施し、食品安全法第68条の規定に基づき輸出食品への監督、抜き取り検査を実施するものとし、具体

的な弁法は国家出入国検査検疫部門が策定する。

第42条 国家出入国検査検疫部門は、情報収集ネットワークを構築し、食品安全法第69条の規定に基づき下に列記する情報を収集、集約、通知する。

- (1) 出入国検査検疫機関が輸出入食品の検査検疫を実施し、発見した食品安全情報。
 - (2) 業界団体、消費者から報告された輸入食品の安全情報。
 - (3) 国際組織、国外の政府機関が公表した食品安全情報、リスク警告情報及び国外の業界団体等の組織、消費者から報告のあった食品安全情報。
 - (4) その他の食品安全情報。
- ② 通知を受けた部門は、必要なときには、相応の措置をとらなければならない。
- ③ 食品安全監督管理部門は、知りえた輸出入食品の安全にわたる情報を国家出入国検査検疫部門に通知しなければならない。

第7章 食品安全事故の処置

第43条 食品安全事故を起こした組織〔単位〕は、食品安全事故を引き起こした又は引き起こす可能性がある食品及び原料、器具、設備等について直ちに密封保存等の統御措置をとり、なおかつ事故発生時から2時間以内に所在地の県レベルの人民政府の衛生行政部門へ報告しなければならない。

第44条 食品安全事故の調査は、事実に基づいて真実を求め〔实事求是〕、科学を尊重するという原則を堅持し、事故の性質と原因をすみやかに正確に明らかにして、事故の責任を認定し、整理改善措置を打ち出さなければならない。

- ② 食品安全事故調査に携わる部門は、衛生行政部門の統一した組織と協調の下で、分担協力して、相互に連携し、事故調査処理の業務効率を高めるものとする。
- ③ 食品安全事故の調査処理弁法は、国务院の衛生行政部門が国务院の関係部門と共同で策定する。

第45条 食品安全事故調査に携わる部門は、関係組織〔単位〕及び個人に対して事故に関する事情の調査を行い、なおかつ関係する資料及びサンプルの提供を要求する権限を有する。

- ② 関係する組織〔単位〕及び個人は、食品安全事故調査処理業務に協力しなければならず、必要に応じて関連する資料及びサンプルを提供するものとし、これを拒絶してはならない。

第46条 いかなる組織〔単位〕又は個人であっても、食品安全事故の調査処理への妨害及び干渉をしてはならない。

第8章 監督管理

第47条 県レベル以上の地方人民政府が食品安全法第76条の規定に基づき策定した食品安全年次監督管理計画には、食品抜き取り検査の内容を含めなければならない。乳幼児、高齢者、病

人等の特定層専用の主・補助食品については、抜き取り検査を重点的に強化しなければならない。

- ② 県レベル以上の農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理部門は、食品安全年次監督管理計画に基づき抜き取り検査を行わなければならない。抜き取り検査のサンプル購入に必要な費用及び検査費等は、同レベルの財政から支出する。

第48条 県レベルの人民政府は、当該レベルの衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理部門を統一して組織し、協調をはかり、法により当該行政区域内の食品生産者の監督管理を行うものとし、食品安全事故発生リスクが比較的高い食品生産経営者については、監督管理を重点的に強化しなければならない。

- ② 国務院の衛生行政部門が食品安全リスク警報情報公布した又は所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の衛生行政部門が本条例第10条の規定により通知した食品安全リスク監視情報を受領した後、区を設けている市〔設区的市〕レベル及び県レベルの人民政府は、当該レベルの衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理部門を直ちに組織して、的確な措置をとり、食品安全事故の発生を防止しなければならない。

第49条 国務院の衛生行政部門は、疾病情報及び監督管理情報等に基づき、食品中に添加された又は添加された可能性のあることが発見された非食用化学物質及びその他人体の健康に害をもたらす可能性のある物質のリスト及び検査測定方法を公布しなければならない。国務院の品質監督、工商行政管理及び国家食品医薬品監督管理部門は、相応の監督管理措置をとらなければならない。

第50条 品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理部門は、食品監督管理業務において、国務院の品質監督、工商行政管理及び国家食品医薬品監督管理部門が認定した高速検査測定方法を採用して、食品の初歩的なスクリーニング検査を行うことができるものとし、初歩的なスクリーニング検査の結果が食品安全基準に適合しない可能性のある食品については、食品安全法第60条3項の規定に基づく検査を行わなければならない。初歩的なスクリーニング検査の結果を法の執行の根拠としてはならない。

第51条 食品安全法82条第2項に規定する食品安全日常監督管理情報は、下に列記するものを含むものとする。

- (1) 食品安全法に基づき実施された行政許可の状況。
 - (2) 生産経営の停止を命じられた食品、食品添加物、食品関連製品のリスト。
 - (3) 食品生産経営における違反行為の調査の状況。
 - (4) 特別項目の取締り・改善業務状況。
 - (5) 法律、行政法規で規定するその他の食品安全の日常的な監督管理情報。
- ② 前項で規定する情報が2つ以上の食品安全監督管理部門の職責にわたる場合、関連する部門は、共同で公布するものとする。

第52条 食品安全監督管理部門が食品安全法第82条の規定に基づき情報を公表する場合、これと同時に、関連する食品から発生する可能性のある危害についても解釈、説明を行わなければならない。

第53条 衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理等の部門は、当該組織〔単位〕の電子メールアドレス又は電話番号を公表し、問い合わせ、提訴、通報に対応しなければならない。受理した問い合わせ、提訴、通報については、食品安全法第80条の規定に基づき回答、事実確認、処理を行い、なおかつ問い合わせ、提訴、通報及び回答、事実確認、処理の状況を記録、保存しなければならない。

第54条 国務院の工業・情報化、商務等の部門は、職責に基づき、食品業界の発展計画及び産業政策を策定し、産業構造の最適化を推進する措置をとり、食品業界の誠実信用体系の構築における指導を強化し、食品業界の健全な発展を促進するものとする。

第9章 法的責任

第55条 食品生産経営者の生産経営条件に変化が生じたにもかかわらず、本条例第21条の規定に基づいた処理が行われていない場合は、関連する主管部門が是正を命じ、警告を与えるものとするが、重大な結果を引き起こしたときは、食品安全法第85条の規定に基づき処罰する。

第56条 飲食サービス提供者が本条例第31条第1項の規定に基づいた原材料の仕入れ統御要求を策定、実施していない場合は、食品安全法第86条の規定に基づき処罰する。

② 飲食サービス提供者が本条例第31条第2項の規定に基づいた加工前の食品及び原材料の検査を行っていない又は腐敗変質若しくは五感で感じ取れるその他の異常を発見したにもかかわらず加工、使用した場合は、食品安全法第85条の規定に基づき処罰する。

第57条 下に列記する事由の1つがある場合は、食品安全法第87条の規定に基づき処罰する。

- (1) 食品生産企業が本条例第26条の規定に基づいた食品安全管理制度を構築、執行していない場合。
- (2) 食品生産企業が本条例27条の規定に基づいた生産過程統御要求を策定、実施していない又は食品生産過程で統御要求に適合しない状況があるにもかかわらず規定に基づいた改善措置を取っていない場合。
- (3) 食品生産企業が本条例第28条の規定に基づいた食品生産過程の安全管理状況を記録せず、なおかつ関連する記録を保存していない場合。
- (4) 食品卸売業務に従事する経営企業が本条例第29条の規定に基づいた販売情報の記録、保存または販売伝票の保管を行っていない場合。
- (5) 飲食サービス提供者が本条例第32条第2項の規定に基づいた施設、設備の定期的な保守、洗浄、点検を行っていない場合。
- (6) 飲食サービス提供者が本条例第32条第2項の規定に基づいた食器の洗浄、消毒を行っ

ていない又は洗浄及び消毒がなされていない食器を使用した場合。

第58条 本条例第40条の規定に適合しない食品添加物を輸入し場合は、出入国検査検疫機構が違法輸入された食品添加物を没収し、違法輸入された食品添加物の商品価額が1万元未満のときは、あわせて2000元以上5万元以下の過料に処し、商品価額が1万元以上のときは、あわせて商品価額の2倍以上5倍以下の過料に処す。

第59条 医療機関が本条例第8条の規定に基づいた関連する疾病情報を報告していない場合は、衛生行政部門が是正を命じ、警告を与える。

第60条 食品安全事故を発生させ組織〔単位〕が本条例第43条の規定に基づいた措置をとらずなおかつ報告していない場合は、食品安全法第88条の規定に基づき処罰する。

第61条 県レベル以上の地方人民政府が食品安全監督管理の法定の職責を果たさず、当該行政区域において重大な食品安全事故が発生し、重大な社会的影響を引き起こした場合は、法により直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者に重大な過失の記録、降格、免職または解雇の処分を行う。

- ② 県レベル以上の衛生行政、農業行政、品質監督、工商行政管理、食品医薬品監督管理部門又はその他の関連行政部門が食品安全監督管理の法定の職責を果たさず、日常の監督検査の不行き届き又は職権の濫用、職責懈怠、私利による不正を行った場合は、法により直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者に重大な過失の記録、降格の処分を行うものとし、重大な結果を引き起こしたときは、免職又は解雇の処分を行い、その主要な責任者は、引責辞職をしなければならない。

第10章 附則

第62条 本条例において下に列記する用語の含意は下の通りである。

- ② 食品安全リスク評価とは、食品、食品添加物の中の生物的、科学的及び物理的危害が人体の健康に及ぼす可能性のあるマイナスの影響について行う科学的評価のことであり、危害の識別、危害の特徴の描写、暴露評価、リスクの特徴の描写等を含むものである。
- ③ 飲食サービスとは、即時的な製作加工、商業販売及びサービス労働等を通して消費者へ食品と消費の場所及び施設を提供するサービス活動のことである。

第63条 食用農産物品質安全リスク監視測定及びリスク評価は、県レベル以上の人民政府の農業行政部門が「中華人民共和国農産物品質安全法〔農産品質量安全法〕」の規定により行う。

- ② 国境通関地の食品監督管理は、出入国検査検疫機関が食品安全法、本条例及び関連する法律、行政法規の規定により実施する。
- ③ 食品薬品監督管理部門は、特定保健機能を有すると称する食品について、厳格な監督管理を行うものとし、具体的な弁法は、国務院が別に制定する。

第64条 本条例は公布の日より施行する。

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 投稿規則

1. 目的

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』（以下「紀要」という）は、研究成果の発表を含み多様な発信の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1) 9月末日締切－12月発行

(2) 11月末日締切－3月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合には少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員とする。

ただし、次の者は、政治経済研究所会議（以下「会議」という）が認めた場合、投稿することができる。

(1) 拓殖大学（以下「本学」という）・拓殖大学北海道短期大学の専任教員

(2) 研究所の元研究員

(3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員

(4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師

なお、会議は上記以外の者に、投稿を依頼することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めたときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

5. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、毎年4月の決められた日までに研究所に提出する。

6. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成金を使用して学会等で既発表のものは、既発表であることを投稿原稿に抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める拓殖大学政治経済研究所『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領（以下「執筆要領」という）に従って投稿者が指定するが、編集委員会は、投稿者と協議の上、これを変更することができる。

- (2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は、論文に限る。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 論文 40,000字（1行43字×34行で27頁）以内
 - ② 上記以外のもの 20,000字（1行43字×34行で14頁）以内
- A4縦版・横書

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 執筆に際しては、別に定める執筆要領に倣うものとする。
- (5) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (7) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

7. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

8. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われなかった場合は、紀要に掲載できないこともある。

9. 投稿（原稿）料、別刷・抜刷

投稿者には、一切の投稿（原稿）料を支払わない。

投稿者へ別刷を、50部までを無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は、有料とする。

10. 発行後の正誤訂正

- (1) 印刷の誤りについては、著者の申し出があった場合にこれを掲載する。

(2) 印刷の誤り以外の訂正・追加などは、原則として取り扱わない。

ただし、投稿者（著者）の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、その都度編集委員会で決定することとする。

12. 改 廃

この規定の改廃は、会議の議を経て、所長が決定する。

附 則

この規則の規程は、平成21年4月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 用語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

2. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

3. 表紙

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については、以下に付記する。

4. 要旨

投稿論文には、研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を、A4用紙1枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際、投稿論文キーワードも5項目以内で記載する。

また、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体（FD等）を提出すること。

電子媒体（FD等）の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

8. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

附 則

この要領の規程は、平成21年4月1日から施行する。

付記：投稿分野・区分の定義について

- ①論 文：(1) 研究の課題，方法，結果，含意（考察）について明確になっている。
(2) 方法，技術，表現などが一定の水準に達している。
(3) 項目(1)の事項について独自性がみられる。
- ②研究ノート：(1) 研究の中間生産物として考えられるもの。
(2) 論文に準じる形式のもの。
- ③判例研究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ④解説論文：他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
- ⑤講演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ⑥シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑦書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑧随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑨通 信：個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑩報 告：学界展望など。
研究所よりのお知らせを含む。
- ⑪資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- ⑫抄 録：政治経済研究所研究助成要領第10項(2)に該当するもの。

執筆者紹介（目次掲載順）

野口 忠彦（のぐち・ただひこ）	政経学部教授	政治理論, 代表デモクラシー論
浜口 裕子（はまぐち・ゆうこ）	政経学部教授	日本外交史, 東アジアの国際関係
黄 清溪（こう・せいけい）	拓殖大学名誉教授	会社法
岩井 勝弘（いわい・かつひろ）	弁 護 士	商法
宮永 輝（みやなが・てる）	政経学部准教授	マクロ経済学, 経済成長理論
長 友昭（ちよう・ともあき）	政経学部助教	中国法, 民法

編集委員

阿部松盛 池田高信 清水洋二 高久泰文 野口忠彦 村上倫太郎

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第12巻第1号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 276) ISSN 0288-6650

2009年12月22日 印刷

2009年12月22日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 池田 高信

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 大東印刷工業株式会社

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 12 No. 1

December 2009

Articles

- | | | |
|---------------------------------|--|--------|
| Tadahiko Noguchi | Semantic Analysis of Japanese “Minshushugi”
Translated from “Democracy” -1- | (1) |
| Yuko Hamaguchi | Yosuke Matsuoka and the Peace Move toward
the Chongquin Administration | (31) |
| Sei Kei Koh ·
Katsuhiko Iwai | Retrospective Effect of Remuneration Resolution
of the General Meeting of Stockholders | (47) |
| Teru Miyanaga | An Analysis of CO ₂ Emission Effect on Economic Growth
with Model Including Exhaustible Resources
– A Case of Impact for Goods Production – | (61) |

Material

- | | | |
|--|--|---------|
| Tomoaki Cho | Food Safety Law and Regulation on the Implementation
Of the Food Safety Law of the People’ s
Republic of China | (79) |
| Submission of Manuscript to <i>The Journal of Politics, Economics and Law</i> | | (112) |
| Instructions for Contributors | | (115) |

Edited and Published by
INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS
TAKUSHOKU UNIVERSITY
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN